

第四部

通

牒

編

昭和十三年一月二十七日臨軍発第九号

〔四一一一〕 臨時軍事援護部長ヨリ各地方長官宛

今次事変ニ伴フ召集解除者並一般退當者職業紹介

ニ関スル件

退當者職業紹介ニ関シテハ昭和十一年発社第八三号職業紹介法関係改正法令等ノ施行ニ関スル件通牒乙第七ニ依リ取扱居候處今次事変ニ伴フ召集解除者及一般退當者ノ就職斡旋ニ関シテハ不取敢左記ニ依リ機宜ノ処置ヲ講セラレ万遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、道府県庁ハ今次事変召集解除者（一般退當者ヲ含ム）ノ就職斡旋ニ関シ隨時關係師団（海軍ニ在リテハ鎮守府）在郷軍人職業輔導部、職業紹介所其ノ他關係方面トノ協議会ヲ開催シ取扱上遗漏ナキヲ期スルコト

二、昭和十二年六月二十三日内務省告示第四百二十六号（傷痍軍人及退當者ノ職業紹介ニ要スル経費指定告示）ニ該当スル職業紹介所ハ可及的從來ノ斡旋機関ヲ強化（今次事変關係軍人斡旋部ヲ特設スル等）シ該當者ノ取扱ニ付積極策ヲ講ズルコト

三、就職斡旋ニ付テハ入當者職業保障法ノ運営ニ留意シ應召前ノ業務ニ復帰セシムルヲ本則トスルコト

四、一般退當者中ノ退當時期例年ト異ナル者ニ対シテハ軍部隊ト密接ナル聯絡ヲ持シ就職相談ノ時期ヲ失スルガ如キコトナキ様留意スルコト

五、大都市ニ隣接スル軍部隊ノ一般退當者竝今次事変關係召集解除者ニ付テハ關係府県協議ノ上就職地タル大都市内職業紹介所ニ於テ當該聯絡職業紹介所ト協力シ適宜軍部隊ニ出張スル等実地ニ就キ就職相談其ノ他聯絡職業紹介ニ必要ナル業務ノ遂行ヲ図ルコト

六、傷痍軍人ノ就職斡旋ニ付テハ追テ指示セラルベキモ其ノ特殊性

ニ鑑ミ一般雇傭主ノ理解ヲ深ムルニ努ムルト共ニ其ノ斡旋ニ付特

ト（編注、以下不詳）

七、協議会ノ状況並施設計画ハ即時報告ノコト

以上

昭和十三年五月十九日

〔四一一二〕 国家総動員會議ニ於ケル各庁説明要旨

労務動員ニ関スル事項（商工省 豊田文書課長）

一、職工及鉱山ノ係員養成ニ関スル事項

(1) 我国生産力ノ拡充ヲ図ル為ニハ原材料等物資ノ動員ト相並ンデ

労働力ノ補給特ニ差当ツテハ熟練機械工ノ不足ヲ急速ニ補填セネバナラヌ実情デアリマスノデ商工省ニ於キマシテハ昨年ノ技術者及熟練工養成方策ニ関スル閣議決定ノ趣旨ニ依リ昭和十二年度百二十五万円ノ予算ヲ得マシテ国立機械工養成所ノ設置及公、民營機械工養成所ノ助成ヲ致スコトニシマシタ即チ国立ノ養成所ハ東京、大阪及名古屋ニ設ケ一般機械工並ニ役付工乃至指導員タリ得ベキ者ヲ一ヶ年一、〇五〇人養成スルコトトナツテ居リマス此所デ養成スル者ハ中等学校卒業程度ノ者トシテ寄宿舎ニ起居セシメ精神的訓練ヲモ行フコトニシテ居リマス東京ノ養成所ハ去ル四月一日ヨリ開所シ其ノ他モ目下開所準備中デアリマス

次ニ公、民營養成施設ノ助成トシマシテハ府県市或ハ工業組合等ガ養成施設ヲ設置スル場合之ニ対シ費用ノ半額ヲ補助シ一ヶ年一、〇〇〇人ヲ養成スルコトトシ既ニ東京府外十一地方十六ヶ所ニ補助金ヲ交付シ夫々四月ニ開所シマシタ此所ニ於テ養成

スル者ハ高等小学校卒業程度トシ養成期間ハ一ヶ年デアリマス
本年度ニ於テハ右ノ養成施設ノ助成ヲ更ニ十ヶ所増加（一ヶ年
養成人員五〇〇人）スルコトニシ目下誼衡中デアリマス尚右ニ

述ベマシタノハ自力ヲ以テ熟練工ヲ養成スルコト困難ナ中小工
業ニ之ヲ補給スルノヲ趣旨トシタ施設デアリマスガ大規模工場
ニ養成自給ヲ勧奨督励スル方法トシテハ職工養成委員会ヲ中央
及主要工業府県ニ設置シ民間工場ノ養成状況ノ改善ニ付研究指
導ヲ行フコトニシタノデアリマスガ昨年末ニハ中央委員会、本

年ニ入ツテハ東京、神奈川、福岡等ニ続々地方委員会ガ設置セ
ラレマシタノデ将来ハ之等ノ活動ニ依リ逐次機械工ノ自給力ガ
量的ニモ質的ニモ増進シテ參ルト思ヒマスシ又状況ノ推移ニ依
リマシテハ今般施行セラレマシタ國家総動員法ノ条項ニ基キ所
謂見習工保有制度ノ実施モ考慮シタイト思ツティマス

(四) 次ニ鉱山現場係員ノ養成ニ付申述ベマスルニ先づ石炭ノ増産計
画ヲ推進スル為ニハ石炭鉱ニ於ケル現場係員ガ現在不足シテ居
リマスノデ之ヲ補フ為昭和十二年度予算十二万三千円ヲ以テ民
間団体ノ養成施設ヲ助成スルコトニシマシタ即チ本計画ハ高等
小学校卒業乃至中等学校卒業程度ノ者四〇〇人養成期間一ヶ年
ヲ以テ石炭採掘災害防止等ニ関スル実智識ヲ教授セシムルコト
ニシテ居リマス而シテ右団体タル北海道石炭鉱業会及筑豊石炭
鉱業会ニ於テハ既ニ補助金ノ交付ヲ受ケテ四月ヨリ養成ヲ開始
シマシタ

(五) 最後ニ金ノ増産計画ノ遂行ニ遺憾ナカラシメル為ニ金山現場係
員ノ養成ヲ行ハシムルコトトシ昭和十二年度二万円ノ予算ヲ以
テ住友、三井、三菱及日本鉱業ノ四社ニ補助金ヲ交付シマシタ
即チ本計画ハ養成人員一ヶ年二〇〇人、養成期間一ヶ年教育方

針ハ石炭ニ於ケルト大体同様デアリマス右ノ四ヶ所ハ目下銳意
養成ヲ行ツテ居リマス

昭和十三年五月十九日

〔四一一三〕 国家総動員會議ニ於ケル各庁説明要旨

労務動員ニ関スル事項（厚生省 熊谷職業部長）

採ラントスル措置

(1) 職工養成ニ関スル事項

熟練職工ノ拠底ハ軍需工業ノ進展ノ高度化ト共ニ甚ダシク職業紹
介機関ニ於キマシテモ之ガ需給ノ調整ニハ苦慮シテ居リマス一般
ニ大工場ニ於キマシテハ自己ノ工場ニ附設スル職工養成施設ヲ持
ツテ居リマスガ斯ル施設ヲ講ズル余力ナキ中小工場ニ於キマシテ
ハ之ガ充足ニ困難ヲ極メテ居ルノデアリマス加之中小工場ニ於キ
マシテハ從来ノ徒弟制度ノ域ヲ脱セザルモノガアリ雇傭条件モ比
較的低ク採用後ニ於テモ青少年ノ将来ニ対シ不安ヲ与フル等カラ
シテ求職者ノ吸引ニモ困難ガアル状況デアリマス
從来都市ニ於ケル職業紹介所中ニハ簡易ナル職業補導ノ施設ヲ為
スモノモアリ隨時時勢ノ要求ノ大ナル職業ニ要スル知識技術等ヲ
簡易ナル補導ニ依ツテ求職者ニ与ヘテ居タノデアリマスガ改正法
律職業紹介所国営ヲ機トシテコノ職業補導施設ノ拡充ヲ図リ、將
來ハ他ノ職工養成施設ト平行シテ職工需要地ニ於テ政府自ラ又ハ
府県、市等ノ公共団体ヲシテ主トシテ中小工場ニ対スル見習職工
ノ職業補導ノ施設ヲ職業紹介所ト密接ナル聯絡ノ下ニ設ケルコト
トスル考ヘデアリマス

(四) 労務需給調整ニ関スル事項

(1) 労務需給状況ノ一般

我ガ国ニ於ケル労務ノ需給状況ハ満洲事変ヲ契機トシ軍需工業ヲ枢軸トシテ漸増ノ傾向ヲ示シツアリマシタガ今次ノ支那事変勃発スルヤソノ需要ハ急激ニ増加ヲ來シテ居ルノデアリマス先ヅ五十人以上ノ労務者ヲ使用スル工場ニ於ケル労務者ノ雇入状況ヲ見マスルニ昭和十二年ニ於テハ昭和十一年ニ比シ約二十五万人ノ増加ヲ示シ此ノ数ハ昭和十二年中ニ於テモ七月以降ニ於テ著シク増加シテ居ルノデアリマス之ヲ労務ノ需要即チ求人量ニ就テ職業別ニ見マスレバ全国公當職業紹介機関ノ取扱数ニ於テ昭和十二年一月ヲ一〇〇・〇トシ其ノ全部ニ就テ見レバ十一月ニ於テハ一四三・三トナッテ居ルノニ対シ機械器具製造ニ於テハ八月二一六・二、九月四一六・〇、十月二三二・〇、十一月一九〇・〇金属工業ニ於テハ八月三一七・〇、九月二一七・〇、十月一六六・〇、十一月一〇九・二トナッテ居リ何レモ事変勃発以降急速ニ増加シテ居ルコトヲ示シテ居リマス

(2) 軍需労務要員充足ノ措置

陸海軍作業厅及民間軍需工業ニ於ケル労務要員ノ充足ニ付テハ職業紹介機関ニ於テ積極的ニ之ガ斡旋ニ当リ且ツ其ノ全国的統制ヲ図ルノ必要ナルヲ認メマシテ内務、陸軍、海軍三省協議ノ上「軍需労務要員充足ニ関スル取扱要領」ヲ定メ之ニ依ル軍需労務要員ノ迅速且適確ナル充足ヲ図ッテ居リマス今其ノ取扱要領ノ概要ヲ示セバ左ノ如クデアリマス

(1) 軍需労務要員充足ノ機関

軍需労務要員ハ原則トシテ凡テ厚生省所管ノ職業紹介機関

ガ之ガ充足ニ当リ道府県ニハ軍需労務斡旋部又ハ軍需労務係ヲ置キマシテ職業紹介機関ノ中心トナリ職業紹介所、市町村長ノ外、青年学校、青年団、在郷軍人分会等ト緊密ナル連繫ヲトリマシテ軍需労務要員充足ニ遺憾ナキヲ期シマスルト共ニ中央ニハ内務省社会局（厚生省職業部）ガソノ全国的統制ニ当ル外名古屋、大阪、広島、福岡等ノ主要ナル軍需労務者ノ需要地ニハ内務省社会局カラ地方係官ヲ派遣駐在セシメマシテ其ノ地方ニ於ケル労務需給ノ調整ニ当ラシメマシタ地方係官ハ昨年十二月末駐在ヲ廃シ其ノ駐在地ノ府県ヲシテ其ノ事務ヲ行ハシメテ居リマス

(2) 軍需労務要員募集ノ統制

軍需労務要員充足ノ迅速ト適確トヲ期スル為ニハ募集地域ヲ設定シ労務需給ノ地域的ナ調整ヲ図ルコトガ必要デアリマスノデ陸海軍ノ労務要員募集区域ニ応ジテ民間軍需工場ノ募集区域ヲ関東、中部、近畿、中国、九州、北海道ノ六地域ニ設定シソノ区域内ニ所在スル工場ノ労務者募集ハソノ地域内ニ於テ行ハシメルコトト致シマシタ

(3) 充足方法

陸海軍作業厅ノ軍需労務要員ノ募集ハ原則トシテ内務省社会局（厚生省職業部）又ハ地方係官ニ於テ之ヲ受付ケ関係道府県ニ募集人員数ノ割当ヲ行ヒ又民間軍需工場ニ於ケル労務者ノ募集ハ道府県庁ニ直接ニ又ハ地方ノ職業紹介所ヲ經テ道府県庁ニ之ガ申込ヲ為サシメ道府県ハ更ニ地方係官ノ指揮ヲ受ケテ関係道府県ニ之ヲ聯絡スルコトトシ無統制ナル募集ヲ受サシメヌヤウニ致シマシタ

以上ノ如キ方法ニ依リマシテ昨年七月以降職業紹介機関ニ於キマ

シテ相当ノ成績ヲ挙ゲタノデアリマス今後ノ労務需要ノ見透ニ就キマシテハ労務ノ需要ハ益々増加ノ傾向ヲ辿リ特ニ昼夜作業トナレバ其ノ数モ愈々増加スルデアリマセウ之ニ付キマシテハ農林省及内務省、特ニ農林省ノ協力ヲオ願ヒイタシタイコレガ為近ク地方係官ヲ派遣シテ努力シマスト共ニ将来若シ充分ナル労務者ヲ得ラレナイ場合ニ対処スル方法ヲ考ヘテ居リマス

附一、帰郷軍人ノ就職斡旋

帰郷軍人ノ就職斡旋ニ就キマシテハ去ル四月一日ニ一部改正セラレマシタ「入営者職業保障法」ノ趣旨ノ徹底ヲ図ルノハ勿論デアリマスガ既ニ出征部隊ノ一部交替モ行ハレ今後モ隨時交替ガ行ハレルト考ヘラレマスノデ陸海軍両省ト協議ノ上召集解除者就職斡旋要領ヲ定メマシテ職業紹介機関ヲシテ軍部隊、在郷軍人職業補導部等ト緊密ナル連繫ヲ図リ其ノ就職斡旋ニ遺憾ナカラシムルコトトシ道府県ニハ帰郷軍人就職斡旋部等ノ特別ノ組織ヲ設ケサンメマシテ予メ軍部隊ト聯絡シテ召集解除トナルベキモノニ関シマシテ必要ナル事項ヲ承知スルト共ニ他方予メ事業主ニ付求人申込調査ヲ行ヒ万遗漏ナキヲ期シテ居ルノデアリマス尚指導方針トシテ素リニ職業転換ヲナサシメズ能フ限り原職復帰セシムルコトハ勿論デアリマス又必要ナル場合ハ職業紹介所ヲ通ジテ就職費（旅費、支度料其ノ他）ノ給与ヲナサシムルコトト致シマシタ現在迄ノ状況ヲ綜合シマスルニ大体原職ニ復帰シ新タニ就職ヲ希望スルモノハ比較的少数デアリマス

附二、支那事変ニ伴フ失業状況並ニ之ガ対策

支那事変ハ曩ノ満洲事変ヲ契機トシマシテ増加ノ傾向ヲ辿リツツアリマシタ労務ノ需要ニ一段ト拍車ヲ加ヘルコトトナツタノデアリマスガ(1)從来原料ヲ支那大陸ニ仰イデ居タモノデ事変ノ

(4) 為輸入ノ社絶セルモノ或ハ海外販路ノ狭小トナレルモノ(2)国民全般ノ消費節約ニ因リ不振トナレル奢侈品製造業ハ各種ノ經濟統制ノ結果原料品ノ入手困難トナレル等ノ為ニ不振トナレルモノ等戦時經濟統制及事変ノ間接的影響ニ因リマシテ平和産業ノ一部ニ一時的現象トシテ失業状況ヲ現出スルニ至リマシタ商工省ニ於カレテモ失業ノ虞アルトキハ聯絡ヲトッテ頂キタイト存ジマス内務省社会局ニ於キマシテハ昨年九月各地方長官ニ通牒シテ之ガ失業防止特ニ一方ニ於テ軍需労務ノ需要ノ激増ニ鑑ミ可及的コノ方面ニ就職セシメ或ハ適當ナル授産方法ヲ講ジ又職業転換ヲ図ランムルヤウ應急的措置ヲ講ゼシメマシタソノ結果事変ノ影響ニ因リ不振トナレル産業ニ於テモ現在ニ於テハ深刻ナル失業状況ハ見ラレズ漸次緩和セラレツツアル状態デアリマス

登録ニ関スル事項

国民ノ職業能力ノ登録ニ付キマシテハ總動員実施準備トシテ今日ノ時局ニ鑑ミ一日モ速ニ之ヲ実施スルコトヲ要スルノデアリマスガ其ノ実施ノ為ニハ之ガ第一線ノ機関ヲ拡充整備シナクテハナラヌノデアリ又第一線ノ機関トシテハ国民ノ職業ニ関与スル職業紹介所ヲシテ之ニ当ラシメルノガ最モ適當デアリマス今回我国現下ノ情勢ニ鑑ミ職業紹介所ガ国當トセラレタノデアリマスガ此ノ国當職業紹介所ヲ整備シ之ヲシテ其ノ実施ノ衝ニ当ラシメルコトトスル予定デアリマス此ノ国當職業紹介所ハ本年七月ヨリ明年四月ニカケテ開設セラレルコトニナツテ居ルノデ之ガ整備ノ上登録ヲ実施スベク本年度ニ於キマシテハ其ノ準備ニ付計画ヲシタノデアリマスガ其ノ經費予算ノ計上ヲ見ルニ至ラナカツタノデアリマス明年度ニ於テハ是非之ヲ実施スルコト

トシタイト考ヘテ居リマスガ出来ルダケ少イ費用デ最モ實際ニ利用シ得ルモノトスベク其ノ実施ノ方法ニ付更ニ研究ヲ重ネテオリマス尚何時ニテモ出セル様ニ致シタイト之ガ成案ヲ急イデ居ル次第デアリマス

(二) 職工争奪防止ニ関スル事項

最近生産力ノ拡充ニ伴ヒ各種職工ノ不足ヲ告ゲツツアルノデアリマスガ今次事変勃発以来軍需労務要員ノ増大ト共ニ機械職工等ノ争奪益々深刻化シ各事業者相互ノ受ケル迷惑尠カラザルハ勿論軍需要員ノ充足ニモ支障ヲ及ボス結果ヲ生ズル虞アルニ鑑ミマシテ之ガ応急ノ措置トシテ昨年十月地方長官宛「職工争奪防止ニ関スル件」ナル通牒ヲ発シマシテ其ノ対策二十全ヲ期シテ居リマス右通牒ノ要旨ハ次ノ如クデアリマス

(一) 金属及機械職工ノ募集ニ付テハ新聞広告ポスター等ノ方法ハ遠慮セシメ職業紹介所機関ヲ通ジテ之ヲ行フ様懇意シ新聞其ノ他ニ廣告セルトキハ直ニ事業主ニ注意スルコト

(二) 金属及機械職工其ノ他ノ熟練工ノ募集ハ職業紹介機関ニ於テ他ノ事業ニ影響ヲ及ボサズニ紹介シ得ル見込アル場合ノ外未

経験者ノ募集ニ変更シテ申込マシムル様求人者ヲ指導スルコト

ト

(三) 職業紹介機関ニ於テハ求職者ガ現ニ他ノ工場又ハ事業場ニ從業中ノモノニ非ザルヤ否ヤ及其ノ工場ノ事情等ヲ查察シ濫リ

ニ職工引抜ノ結果ヲ招来セヌ様措置スルコト

(四) 従来工場相互ノ職工其ノ他労務者ノ争奪防止ノ規約申合等ヲ定メ実施中ノモノニ付テハ其ノ徹底ヲ図ラシメルコト

(五) 労務者ノ争奪特ニ甚シト認メラルル地方ニ於テハ各工場又ハ事業場管理者ヲシテ必要ト認ムル職種ノ連名簿ヲ工場又ハ事

業場相互間ニ交換シ異動ノ都度相互ニ通報スル等ノ方法ヲ講

ジ争奪防止ヲ図ルコト

其ノ後地方庁ノ措置ノ状況ヲ見マスルニ或ハ本件ニ関スル主要事業主ノ懇談会ヲ開催シ又事業主等ヲシテ相互ニ職工争奪防止ノ申合ヲナサシメ或ハ職工移動、引抜等ノ事例ニ常ニ注目シ其ノ事例アリタル場合直ニ当事者ヲ招致シ詳細注意ヲ与ヘ職工募集ノ新聞広告等ヲナス者アリタル場合ハ其ノ広告主ニ注意ヲ促シ其ノ他労働者募集ノ方法特ニ募集従事者ノ使用等ニ付充分ニ配意スル等ノ方法ヲ講ジテ居リ漸次各工場事業主ニ職工争奪防止ニ関スル趣旨ハ徹底セラレツツアル様デアリマス今後一層其ノ争奪ガ著シクナリ事業主ノ自制ノミニ俟ツコト能ハザルニ至タナラバ適當ナル法制ヲ整備シナクテハナラヌデアリマセウ総動員法第六条ニ依ル勅令モ考慮スル必要ガアリマス又紹介所ノ強制利用ト云フコトモ考ヘラレマス

(四一一一四) 国家総動員会議ニ於ケル各庁説明要旨
昭和十三年五月二十一日

労務動員ニ関スル事項(文部省 田中商工教育課長)

技術者及職工養成ニ関スル事項
工業技術員ノ養成ニ関シマシテ文部省ニ於テ実施致シマシタ施設ニ就イテ申述ベマス

昨年ノ臨時総会ニ於テ認メラレマシタ予算ニヨリ昨年十月不敢取高等工業学校及ビ地方ノ中等工業学校ニ於テ六ヶ月間ノ短期養成ノ施設ヲ致シ中等学校卒業者約二一〇〇名ヲ入レマシテ本年三月卒業セシメタノデアリマス

十三年度ハ大学及ビ高等工業学校等ニ於テ約一一〇〇名地方ノ中等
工業学校ニ於テ約三四〇〇名合計約四五〇〇名ヲ増加募集致シマシ
タガ其ノ修業年限ハ一年二年三年又ハ四年ヲ要スルモノガアリマシ
テ四千五百名ヅツ明年三月ヨリ増加卒業セシムルコトハ出来マセヌ
明年三月ニ於テハ約二四〇〇名ヲ増加セシムルコトニナリマス 尚
此ノ増募数四五〇〇名ハ機械、電氣、應用化学、採鉱冶金ノ四学科
ニ属スルモノデアリマシテ之ヲ從来ノ当該学科ノ募集人員ニ比較致
シマスト約六割ニ当リマス 大学、高等工業学校ニ就テハ約四割中
等工業学校ニ就テ見レバ約七割ノ増加トナリマス

技術者ノ養成ニハ相当ノ期間ヲ必要ト致シマスノデ昨年末ニ現下ノ急需ニ応ズル一策トシテ三ヶ月ダケ早ク学校ノ課程ヲ切り上ゲテ就職セシメソシテ就職後ノ工場勤務ヲ学校ノ実驗実習ト看做シテ取計フ様各高等工業学校に通牒致シタノデアリマス

今回ノ増募ノ員数ハ石炭協議会ノ決議ニ基ク採鉱科ノ外ハ近年各学校卒業者ノ採用ヲ申込マレタ其ノ需要員數ト事変前ノ工場技術員ノ增加趨勢トヲ基礎トシ又一方学校設備ヲ參酌シマシテ得タ數デアリマス即チ現在ノ学校設備ヲ成ル可ク其ノ儘ニ利用スルト云フ建前ヲ採ツタノデアリマスガ工業学校ノ數ガ全国的ニ見テ少ナインデ現下ノ工業ノ情勢ニ鑑ミ且ツ又生産力拡充ノ國策ニ副フ為ニハ決シテ充

蓋シ工業学校ハ他ノ学校ト異リ特ニ実驗実習ヲ必要トシマス關係上学校ノ創設、学科ノ増設又ハ定員ノ增加等ニハ相当ノ費用ヲ要スルノデアリマシテ地方ニ於テハ生産力ノ拡充ニ關シ技術員ノ養成ハ特ニ急務デアルト認メ作ラ他ノ学校ノ様ニ容易ニ拡充スルコトガ困難ナ事情ニアルノデアリマス 依テ財政ノ許シマス範囲ニ於テ尚相当ノ経費ヲ支出シ公私立ノ施設ニ対シテハ国庫補助ヲ致シ今後更ニ工業技術員ノ養成ヲ致シタイト存ジマス。

參 考

一、工業学校臨時施設二依ル卒業者見込調

二、高等工業学校臨時施設ニ依ル卒業者見込

卒業年度	機械科	計			採鋳治金科	應用化學科	電気科
		十五(三)	十四(三)	十三(三)			
十七	三	十六	三	十五	三	十四	三
一	五六五	五六〇	五六五	八〇	八〇	二八〇	二八〇
二	七〇	九〇	九〇	一	一	九〇	九〇
二	七〇	九〇	九〇	一	一	九〇	九〇
四	五〇	二〇	一八〇	一	一	六〇	六〇
一	四五五	九五〇	九五五	八〇	八〇	五二〇	五二〇

三、航空技術員養成施設ニ依ル工業者數

昭和十三年七月六日厚生省職発第三十五号

旋ニ当ラシムル様御措置相成度

〔四一一一五〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

物資動員ニ因ル失業対策ニ関スル件

標記ノ件ニ關シテハ七月四日厚生省発職第三〇号ヲ以テ当省次官ヨリ通牒相成候処之ガ対策ノ審議ニ付地方委員会ヲモ考慮中ニ候得共急迫セル実情ニ鑑ミ取敢ヘズ貴庁内関係各部ノ緊密ナル聯絡ヲ図ル為府内ニ各部聯絡ノ組織ヲ設ケ処理上遺憾ナキヲ期セラレ度為念及通牒候也

昭和十三年八月十二日職発第二百四十一号

〔四一一一八〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

事変関係失業状況報告ニ関スル件

貴管下ニ於ケル標記状況八月以降当分ノ内左記様式ニ依リ毎月一日現在ヲ以テ調査ノ上其月十日迄ニ御報告相成度

追テ本年六月二十一日発職第一〇五号「事変ノ影響ニ因ル失業防止ニ関スル件」通牒ニ依ル報告ハ七月分限り廃止候条御了知相成度

〔四一一一六〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

物資動員ニ依ル離職者ノ求職状況報告ニ関スル件

物資動員ニ依ル離職者ニシテ職業紹介所ニ求職スル者漸次增加ノ傾向ニ有之様被存候ニ付テハ七月一日以降其ノ毎旬状況ヲ別紙様式ニ依リ翌旬五日迄ニ御報告相成度（別紙様式略）

昭和十三年七月九日厚生省職発第百七十三号

〔四一一一七〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

物資動員ニ依ル離職者職業相談部設置ノ件

昭和十三年七月十四日厚生省職発第百八十五号
昭和十三年八月十五日職発第二百四十四号
昭和十三年八月十五日職発第二百四十四号

〔四一一一九〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛（告示第一〇七号ヲ以テ指定シタル府県）

道府県失業対策委員会ニ関スル件

昭和十三年八月二日厚生省告示第一〇七号ヲ以テ（貴府県）ヲ指定シ道府県失業対策委員会ヲ設置スルコトト相成候ニ付テハ可及的速ニ配意中ノコトト存候処離職者ノ漸次増加スルニ伴ヒ職業紹介所ニ求職其他職業ニ関スル相談ノ為來所スル者有之様被思料候ニ付テハ職業紹介所ニ物資動員ニ依ル離職者職業相談部等ヲ特設シ関係各方面ト緊密ナル聯絡ノモトニ之等離職者ニ対シ懇切ニ職業相談並就職幹

事及書記ノ官職氏名ヲ尚委員会ヲ開催シタルトキハ其ノ年月日、委員、臨時委員
幹事及書記ノ官職氏名ヲ尚委員会ヲ開催シタルトキハ其ノ都度状況報告相成度為念

昭和十三年八月十九日厚生省発労第五四号

(四一一一〇) 厚生次官ヨリ地方長官宛

軍需品工場ニ於ケル交替制実施ニ関スル件

軍需品工場ニ於ケル交替制ノ採用ニ關シテハ昨年十月八日附発労第
九六号(社会局長官通牒)軍需品工場ニ対スル指導方針ニ關スル件
中ニ於テ指示シタル次第ニ有之貴管下軍需品工場ニ対シ適宜御指導
中ノコトト存候処時局ハ愈々之ガ実施ヲ必要トスル趨勢ニ向ヒ此ノ
問題ニ關シテハ去ル六月二十三日閣議決定ノ次第モ有之軍需生産力
ヲ最高度ニ発揚シ併セテ労働力ノ保護ヲ図ル為貴管下軍需品工場ニ
対シテハ別記要綱ニ依リ交替制採用ニ關シ指導相成度

追テ軍需品工場ニ於ケル交替制採用ニ付テハ他面物資動員ニ依ル
失業ノ対策トシテモ重要ナル施設ナルヲ以テ特段ノ配意相成度尚
本件ニ關シテハ陸海軍当局トモ打合済ニ有之地方駐在ノ軍監督官
トモ充分協力ノ上之ガ実施ニ付遺憾ナキヲ期セラル様致度

軍需品工場ニ於ケル交替制実施要綱

現下ノ情勢ニ鑑ミ軍需品工場(工作機械及原料材料等ノ基礎工業ヲ
含ム)ニ於ケル既存ノ設備ヲ利用シ其ノ生産力ヲ最高度ニ発揚シ併
セテ労働力ノ保護ヲ期スル為ニハ交替制ヲ実施スルノ要アリ交替制
ノ採用ニ付テハ昭和十二年十月「軍需品工場ニ対スル指導方針」ニ
於テ示シタル所ナルモ特ニ左記事項ニ留意スルコト

記

一、交替制ノ方式ニ付テハ作業ノ種類、労働事情等ヲ考慮シ最大ノ
生産ヲ挙ゲ得ル制度ヲ採用スルコト
二、一日ノ就業時間ハ十二時間以内トスルコト但シ交替班ノ転換日
ニ於ケル就業時間ハ十八時間ヲ超エザルコト
三、危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務、重量物ヲ取扱フ業

務、特ニ注意力思考力ヲ必要トスル業務又ハ多数ノ保護職工ヲ使
用スル業務ニ付テハ出来得ル限り短キ就業時間ニ依ル交替制ヲ考
慮シ、実施可能ナル場合ハ三交替制ヲ採用スルコト

四、交替班ノ転換ハ十日ヲ超エザル期間毎ニ之ヲ行ヒ其ノ際成ルベ
ク休日ヲ与フルコト但就業時間十時間以内ノ交替班ノ転換ニ付テ
ハ十五日ヲ超エザル期間毎ニ之ヲ行フヲ妨ゲザルコト
五、交替制ニヨル就業時間ノ短縮ノ場合ニ於ケル賃金其ノ他ノ給与
ニ付テハ特ニ留意スルコト

六、新入不熟練工ハ相当ノ期間特別ノ指導ヲ加ヘタル後交替班ニ編
入スルコト

七、作業工程ヲ出来得ル限り分業化シ単純作業ヘノ転換ヲ図ルコト
八、夜間照明ヲ充分ナラシムルト共ニ眩輝ヲ起サザルヤウ電燈ノ配
置、器具等ニ注意シ照明ヲ充分ナラシムルコト

九、夜間勤務者ノ休養、栄養ニ留意スルコト

十、職工ノ増加ニ伴ヒ寄宿舎又ハ住宅ノ施設ニ考慮ヲ払フコト
十一、職工ノ募集ニ付テハ原則トシテ職業紹介所ヲ利用スルコト

昭和十三年八月二十四日厚生省発労第五五号
(四一一一) 厚生、内務次官ヨリ各地方長官宛

労資關係調整方策ニ關スル件

最近ニ於ケル労資ノ關係ヲ見ルニ労資双方共克ク時局ノ重大性ヲ認
識シ極力相互間ノ摩擦ヲ避ケ協心戮カシテ産業ノ平和ト生産力ノ拡
充トニ務ムルノ態度ヲ示シツツアルコトハ甚ダ喜ブベキ傾向ト認メ
ラル然レ共今後時局ノ推移ニ伴ヒ産業労働界ニ幾多複雜困難ナル問
題ノ相次イデ惹起スルコトナキヲ保シ難キニ就テハ此ノ際斯カル氣

風ヲ益々助長スルト共ニ更ニ進ンデ労資ノ関係ヲ調整スベキ確固タル方策ヲ樹立スルノ要極メテ緊切ナリト謂ハザルベカラズ惟フニ産業ハ事業主従業員各々其ノ職分ニ依リテ結バレタル有機的一体ニシテ其ノ間階級ノ対立、利害ノ衝突等ノ存在スペキモノニアラズ而モ産業究極ノ使命ハ之ニ依テ國民ノ厚生ト國力ノ充実トヲ図リ以テ國家ノ興隆ニ貢献スルニ在リ從ッテ産業ニ従事スル者ハ事業主モ従業員モ相共ニ産業ノ國家的使命ヲ体シ各々其ノ職分ヲ尽シテ渾然一体トナリ産業ヲ通ジテ國家ニ奉ジ以テ皇運ヲ扶翼スルノ覺悟ヲ有セザルベカラズ即チ事業ノ經營ニ當ル者ハ事業ハ单ニ自己ノ利益ノ為ニノミ存スルニアラズ國家ノ發展ノ為ニ存スルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報国ノ精神ヲ以テ經營ノ任ニ当ルト共ニ従業員ニ對シテハ物心両面ニ亘リ其ノ福祉ノ増進ニ努ムル所ナカルベカラズ又勤労ヲ以テ産業ニ従事スルモノハ勤労ハ單ニ自己ノ生活ノ為ニノミ為サルルニアラズ國家ノ興隆ニ貢献スルガ為ニ為サルモノナルコトヲ深ク認識シテ産業報国ノ精神ヲ以テ勤労ニ努メ忠実ニ其ノ職分ヲ尽シテ事業ノ發展ニ協力スル所ナカルベカラズ叙上勞資一体産業報国ノ精神ハ勞資關係ヲ規制スル根本ノ基調ニシテ本精神ヲ普ク勞資双方ニ對シ涵養徹底セシムルコトハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ喫緊ノ要務ナリト認メラル本件ニ關シテハ先般來各種ノ會議ニ際シ既ニ屢々訓示指示セラレタル所ニシテ各位ハ其ノ趣旨ニ從ヒ既ニ御配慮中ノコトト思料セラルモ今回別添ノ如キ勞資關係調整方策要綱ノ決定ヲ見タルニ就テハ爾今本要綱ニ依リ実施相成所期ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

労資關係調整方策要綱

- 一、労資双方ニ對シ皇國産業ノ本義タル労資一体産業報国ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト

各種ノ会合等労資ニ接觸スル機會ヲ促ヘテ本精神ノ強調宣揚ヲ図リ他面之ガ為ノ講演会、懇談会等ヲ開催スルコト
二、各事業場内ニ右ノ精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ団体（例ヘバ産業報国会）ノ設置ヲ獎励スルコト

(一) 組織

事業主従業員双方ヲ含メタル全体組織ノモノタルコト

(二) 目的

事業主従業員双方ヲシテ産業ノ國家的使命ヲ体シテ労資一体産業報国ノ精神ノ把握並ニ実践ヲ期セシムルコト

(三) 事業

(1) 懇談会ノ開催

労資懇談ノ機關（委員会）ヲ設ケ産業報国ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇、福利、共済、教養其ノ他各般ノ問題ニ亘リ隔意ナキ懇談ヲ遂グ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ實現シ労資一体産業報国ノ実ヲ挙グルニ努ムルコト

委員ノ決定、委員会ノ構成並ニ會議ノ方法等ハ各事業場ノ実情ニ応ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ従業員タル委員ニハ従業員自ラ選ビタルモノヲ加フルヲ適當トス

(2) 教養、保健、福利、共済、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本團體ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本團體ノ事業トシテ行フコト

(四) 事業場ノ事情ニ依リテハ前項(1)ノミヲ行フ團體タルモ差支ヘナキコト

- 五 本團體設置ノ勸奨ハ大体従業員百人以上ノ事業場ヲ以テ差当リノ目標ト為スペキモ事業場ノ事情ニ依リ適宜考慮スルコト
六 本團體設置ノ勸奨ニ當リテハ其ノ趣旨ヲ充分納得諒解セシム

ルト共ニ之ガ運用ニ付テハ設置ノ目的ヲ充分ニ達成セシムルヤ
ウ啓発指導ニ努メ其ノ充実ヲ期セシムルコト

(イ) 事業場ニ於ケル既存ノ団体若ハ機関ニシテ本団体ト精神機能
ヲ同ジクスルモノアル場合ニハ別ニ本団体ヲ設クルノ趣旨ニ非
ザルコト

(ハ) 本団体ヲ設置シタルコトヲ理由トシテ労働組合ノ解散ヲ強フ
ルガ如キ拳ニ出ヅルコトハ之ヲ避ケシムルコト

一人当貸付額 二十円以内

貸付利率 年三分二厘以内

(イ) 債還期限 一年以内

(ハ) 債還方法 月賦、年賦又ハ定期償還

右ノ中貸付利率ニ付テハ利子額僅少ニシテ且償還期間短ク旁々利
子ノ算出繁雜ナルヲ以テ成ルベク之ヲ道府県負担トシ無利子貸付
トルコト

四 本資金ノ貸付ニ當リテハ職業紹介所ニ於テ本人ノ申込ニ依リ調

書（別記様式第一号）ヲ作成シ職業紹介所長ヨリ当該道府県庁ヘ
送付シ道府県庁ハ右調書ニ基キ借用証書ヲ徵シ貸付ヲ行フコト

五 職業紹介所長ハ貸付ヲ受ケタル本人ノ就職地ヲ管轄スル職業紹
介所長ニ直ニ貸付調書（別記様式第二号）ヲ送付スルコト

右調書ノ送付ヲ受ケタル職業紹介所長ハ貸付ヲ受ケタル就職者ノ
就職先ト聯絡シ貸付金回収ニ協力スルコト

物資動員ニ依ル失業者ノ救済施設ニ闕シテハ十月五日発職第五八号
厚生次官通牒ノ次第モ有之夫々御配意中ノコトト存候處右施設中預
金融通ニ依ル遠隔地就職者保護、賃銀繰替及生業資金貸付ニ付テハ
概不別紙各要綱ニ依リ御処理相成度
追而該資金借入申込ニ付テハ別途通牒可致為念

遠隔地就職者保護資金貸付要綱
賃銀繰替資金貸付要綱

一 本資金ハ物資動員ニ依ル失業者トシテ職業紹介所ニ登録セラレ
タル者ニシテ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職確定シ就職ノ為移動ヲ
要スル者ニ対シ必要ニ応ジ旅費支度金ヲ貸付クルモノナルコト

二 本資金ハ道府県ニ於テ借受ヶ個人ニ直接貸付ヲ為スモノトナル
コト
三 貸付条件ハ左ニ依ルコト

賃銀繰替払ヲ為スコト
一 本資金ハ軍需産業其ノ他殷賑産業等發註先ヨリ共同作業組合員
協同作業場被授產者ニ対シ支払フベキ賃銀ヲ必要ニ応ジ繰替日払
スル為ニ要スルモノナルコト
二 協同作業組合員ニ対スル賃銀繰替ノ為ニ要スル資金ハ市町村、
其ノ他當利ヲ目的トセザル法人ニ於テ借受ヶ當該借受団体ニ於テ

協同作業場被授産者ニ対スル賃銀繰替ノ為ニ要スル資金ハ道府県市町村其ノ他當利ヲ目的トセザル法人ニ於テ借受ケ当額借受団体ニ於テ賃銀ヲ繰替払ヲ為スコト

三 利子ハ道府県市町村其ノ他當利ヲ目的トセザル法人ニ於テ負担スルコト

前項利子ヲ負担スル道府県市町村其ノ他當利ヲ目的トセザル法人ハ発註先ヨリ借受利子相当額ヲ賃銀繰替手数料トシテ交付ヲ受け得ルヤウ発註先ト協定スル等ノ方法ヲ講ズルコト

四 償還方法ハ五箇年以内ノ定期償還ナルコト

生業資金貸付要綱

一 本資金ハ物資動員ニ依リ失業シ若ハ失業ノ虞アル小商工業者又ハ其ノ從業者ニシテ職業補導ヲ受ケタル結果又ハ其ノ有スル從来ノ経験ヲ以テ新ニ小資ノ生業ヲ為シ又ハ其ノ生業ヲ維持セント欲スル者ノ内資金難ニアル者ニ対シ原材料、簡単ナル用具ノ購入等生業ニ必要ナル資金ヲ貸付クルモノナルコト

二 本資金ハ道府県、市又ハ特ニ指定セラレタル當利ヲ目的トセザル法人ニ於テ借受ケ個人ニ直接貸付ヲ為スモノナルコト

三 貸付条件ハ大体左ニ依ルコト

(1) 一世帯貸付額 五百円以内

(2) 貸付利率 年三分二厘以内但シ當利ヲ目的トセ

ザル法人ニアリテハ年六分以内トナ

スコトヲ得

(3) 債還期限 五箇年以内

(4) 債還方法 月賦年賦又ハ定期償還

(5) 保証方法 確実ナル保証人一人ヲ附スルコト

四 本資金ノ貸付ヲ受ケントスルトキハ職業紹介所ニ於テ物資動員

ノ影響ヲ受ケ生業ノ維持困難トナリ失業ノ虞アル者タルコト又ハ現ニ失業シタル者タルコトノ証明ヲ受ケ当該貸付団体ニ対シ借入ノ申込ヲ為スコト
ラルモノニ付速カニ貸付ヲ為スコト

五 資金ノ借入申込ヲ受ケタル団体ハ其ノ事業遂行確実ナリト認メ

昭和十三年十月八日厚生省発社第九六号

〔四一一一三〕 厚生省社会局長ヨリ千葉県外十八県知事宛

物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ本月五日厚生次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候処右ノ内生業援護ノ実施ニ關シテハ別記生業援護実施要綱ニ拠ルコトト相成候条貴管内ノ狀況ニ照シ其ノ実施ヲ必要ト認メラル場合ニ於テハ之ニ基キ速ニ本年度内ニ於ケル失業者援護ニ関スル適切ナル計画ヲ樹テ別記様式ニ依ル実施計画書添付ノ上所要経費見込額ヲ御報告相成度

追テ実施セラルル場合ニ於テハ貴県ニ於テモ財政ノ容ス範囲内ニ於テナルベク経費ノ一部ヲ負担相成以テ本施設ノ趣旨達成ニ遺憾ナカラシムル様御配意相成度

(備考)

物資動員ニ因ル失業者生業援護実施要綱

一、趣旨

本事業ハ支那事麥特ニ物資動員ノ強化ニ伴フ失業者中職業紹介、職業補導又ハ授産等ノ方策ニ依リ救済シ難キ者ニシテ現ニ生活ニ困窮セル者ニ対シ法令ノ運用並公私社会施設ノ活動ニ依リ保護救

濟ノ方法ヲ講ズルノ外特別ノ援護措置トシテ各其ノ実情ニ即シ個別的ニ何等カノ生業ニ就カシムルノ趣旨ヲ以テ小額ノ資金ヲ給与シ以テ其ノ生計ヲ維持セシムルヲ目的トス

二、被援護者ノ範囲

被援護者ノ範囲ハ左ノ標準ニ依ルモノトス

1、支那事變特ニ物資動員ノ強化ニ伴ヒ失業シ又ハ失業状態ニ在ル者ニシテ自活スルニ足ル資産其ノ他収入ノ途ヲ有セス現ニ生活ニ困窮セル者

2、職業紹介、職業補導、授産又ハ資金融通等他ノ方法ニ依リ援護シ得ル者ハ之ヲ除外スルコト但シ其ノ過程ニ在ル者ニシテ前項ノ条件ニ該当スルトキハ必要ノ限度ニ於テ之ヲ援護スルモ差支ナキコト

三、援護ノ種類

援護ノ種類ハ左記ニ依ルヘキモノトス

1、生業ニ必要ナル器具、資料等ノ購入費

2、生業ノ為必要ナル少額ノ資本

3、就職準備ノ為必要ナル資金（旅費、支度料、其ノ他ノ資金）

但シ旅費、支度料等ノ給与ハ別ニ設ケラレタル預金部資金ノ融通ニ依ル旅費、支度料ノ貸付ヲ受ケ得サル者ニ対シテノミ之ヲ為スベキモノトス

四、援護ノ程度

一世帯当五十円以内トシ、特別ノ事情アル場合ニ限り七十円程度迄給与シ得ルモノトス、但シ就職準備ノ為必要ナル資金ニ付テハ一人当二十円以内トシ、家庭其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アル場合ニ限り三十円程度迄給与シ得ルモノトス

五、援護ノ方法

1、援護ハ道府県ニ於テ市町村長ノ申請ニ基キテ之ヲ行フモノトス

2、市町村長ノ申請ハ方面委員、警察官署、職業紹介所、職業補導所等ノ調査並ニ意見ニ基キ実情調査ノ上具体的的事実ニ照シ真ニ必要ニシテ且援護ノ目的達成ノ見込確実ナル場合ニ限り之ヲ為サシムルモノトス

3、援護ハ漫然一率ニ行フコトナク其ノ実情ニ応ジテ之ヲ為シ、濫救、漏救ヲ防ギ生活費ノ充当ニ終ルガ如キコトナキヲ期スルト共ニ克ク援護ノ趣旨ヲ徹底セシメ之ガ為ニ依頼心ヲ助長セシメザルヤウ留意スルモノトス

4、本援護ノ性質上三回以上ニ亘り之ヲ行フコトヲ避クベキモノナルヲ以テ其ノ実施並ニ事後ノ指導監督ニ関シテハ特ニ方面委員等ヲ督励シ常ニ周到ナル注意ヲ払ハシムルベキモノトス（様式略）

（昭和十三年十月五日厚生省発社第九十三号

厚生省社会局長ヨリ各地方長官宛

「地方改善応急施設費補助ニ関スル件」委命通牒別紙要綱（別記様式 略）

昭和十三年十月八日厚生省発社第九六号

（四一一一四）厚生省社会局長ヨリ北海道厅長官外二十七府県知事宛

物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本月五日厚生次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候処右ノ内

生業援護ノ実施ニ関シテハ別記生業援護実施要綱ニ拠ルコトト相成
候条之ニ基キ速ニ本年度内ニ於ケル失業者援護ニ関スル適切ナル計
画ヲ樹テ別記様式ニ依ル実施計画書並関係歳入歳出予算書添付ノ上
本月末日迄ニ補助金ノ交付申請相成度

追テ貴()ニ対シテハ本件生業援護補助トシテ不取敢金 円交付
可相成見込ニ有之候条御了知ノ上貴 ニ於テモ財政ノ容ス範囲内
ニ於テナルベク経費ノ一部ヲ負担相成以テ本施設ノ趣旨達成ニ遺
憾ナカラシムル様御配意相成度

(別記要綱 略)

（四一一一五） 厚生省職業部長・文部省普通学務局長ヨリ各地
方長官宛

小学校卒業者ノ職業指導並職業紹介ニ関スル件

本日厚生大臣及文部大臣ヨリ標記ノ件ニ関シ訓令相成候処之ガ実施
ニ付テハ別紙要領ニ依リ其ノ実績ヲ挙グルニ努メラレ度依命此段及
通牒候

追テ本年度ニ限リ要領中第一号及第四号様式ノ報告期限ハ十一月
二十日、第二号及第五号様式ノ報告期限ハ十一月末日ト致サレ度

小学校卒業者ノ職業指導並職業紹介ニ関スル要領

第一 一般的の事項

一、道府県庁ハ小学校卒業期ニ於ケル児童ノ職業指導ニ関シ小学校
及職業紹介所ヲシテ有機的ナル聯絡ヲ保タシメ且産業諸団体ヲシ
テ之ニ協力セシムル様指導スルコト

二、小学校及職業紹介所ハ児童ノ職業指導ニ関シ本要領ニ依リ各事
項ニ付キ其ノ実行方法並ニ時期等ヲ定メ相協力シテ之ガ実施ニ當
ルコト

第二 求職児童ノ調査及指導ニ関スル事項

一、小学校ハ毎年卒業児童中卒業後直ニ求職セントスル者ニ付其ノ
状況ヲ第一号様式ニ依リ調査シ児童ノ卒業前年十月末日迄ニ職業
紹介所ヲ經由シ所轄道府県庁ニ報告スルコト

二、道府県庁前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ第二号様式ニ依リ取
纏メ十一月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

三、厚生省前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ文部省及関係道府県庁
ニ通知スルコト

四、小学校ハ職業紹介所ト協力シ児童並ニ保護者ノ為講演会、映画
会、展覧会等ヲ開催シ職業事情等ヲ周知徹底セシムル外休暇等ヲ
利用シ児童ニ職業実習、職業見学等ヲ為サシムルコト

五、職業紹介所ハ小学校ト協力シ児童ノ卒業ノ学年二月末日迄ニ求
職児童ノ選職相談ヲ行フコト

前号ノ選職相談ヲ行フ為小学校ハ職業紹介所ヨリ予メ送付スル第
三号様式ニ依ル児童求職票ニ所要事項ヲ記入シ置クコト

第三 求人ニ関スル事項

一、職業紹介所ハ毎年十月末日迄ニ児童ニ対スル管内ノ主要求人者
ニ付キ其ノ求人事情ヲ調査シ之ヲ第四号様式依リ取纏メ道府県庁
ニ報告スルコト

二、道府県庁前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ第五号様式ニ依リ之ヲ取
纏メ十一月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

三、厚生省前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ関係道府県庁ニ通知ス
ルコト

四、道府県庁及職業紹介所ハ求人ノ申込ニシテ特ニ多数ナルモノ又ハ現地ニ出張銓衡ヲ為スノ要アルモノニ付テハ成ルベク児童ノ卒業前年十二月末日迄ニ之ヲ申込マシムル様求人者ヲ指導スルコト

五、道府県庁及職業紹介所求人申込ヲ受クルニ当リテハ求人者ニ付左ノ事項ヲ充分調査シ取扱上遗漏ナキヲ期スルコト

イ、業務ノ性質及事業經營ノ状態

ロ、採用条件

ハ、育成訓練ノ方法（特ニ青年学校ニ修学セシムル時間）

二、其他児童ノ紹介上特に必要ト認ムル事項

第四 紹介斡旋ニ関スル事項

一、求職児童ノ職業紹介ハ職業紹介所之ヲ行ヒ其ノ紹介ニ付テハ職業相談ノ結果ニ基キ適当ト認メラル、職業ヲ選択スルコト、求人

数ト紹介員数トノ接配ニ付テハ多數ノ不採用者ヲ出スガ如キ事ナキ様留意スルコト

二、求職児童ノ紹介ハ児童卒業学年ノ一月ヨリ之ヲ行ヒ且求人者ヲシテ其銓衡ヲ為サシムル場合ハ児童ノ修学上著シク支障ヲ來サザル様留意スルコト

但シ児童卒業ニ至ルマデハ就職セシメザルコト

三、職業紹介所ハ其紹介ニ係ル児童ノ採否ヲ小学校ニ通知スルコト

四、他地方ニ就職セシムル者ニ付テハ需給両地職業紹介機関ハ聯絡ヲ密ニシ予メ其出発竝ニ到着ノ日時、場所、引卒者ノ有無、引取方法等ノ事項ニ付キ打合ヲ遂ゲ就職上ノ保護ニ欠クル事ナキ様措置スルコト

第五 就職後ノ輔導ニ関スル事項

一、道府県庁及職業紹介所ハ就職決定ノ児童ニ対シ就職後心得ベキ事項等ヲ印刷配布シ且就職ニ際シ適切ナル事項等ノ注意ヲナスコ

ト

二、道府県庁及職業紹介所ハ雇傭主ニ対シ就職青少年ノ育成ニ充分留意セシメ特ニ左記事項ニ付之ヲ実施スル様指導スルコト

イ、職業的指導訓練ヲ与フルコト

ロ、心身ノ発達育成ニ留意シ適當ナル方途ヲ講ズルコト

ハ、成ルベク学校又ハ特殊養成機関ニ依リ職業知識及技術ノ教育ヲ受ケシムル途ヲ講ズルコト

三、職業紹介所ハ少クトモ青少年ノ就職後三月及一年ヲ経過シタル時期ニ於テ通信、会同又ハ訪問等ノ方法ニ依リ左ノ各号ノ事項ニ付調査ヲ行フト共ニ隨時適切ナル輔導ヲ為スコト

イ、現在ニ於ケル業務ノ適否

ロ、雇傭条件履行ノ状況

ハ、就職後ニ於ケル業務練達ノ程度

二、就職後精神上及身体上ニ及ボセル影響

ホ、職業ニ対スル感想

四、職業紹介所ハ遠隔地ヨリ就職シタル青少年ニ対シ前項ノ輔導ヲ為シタル場合ハ必要ナル事項ヲ関係職業紹介所ニ通報スルコト

五、前二項調査ノ結果ニツキテハ適宜ソノ概況ヲ児童出身小学校ニ通知スルコト

六、職業紹介所ハ小学校ト聯絡シ可成其管轄区域内ニ於テ雇傭主其他関係団体等ヲ以テ輔導会ノ如キ団体ヲ組織シ、就職青少年ノ勤労精神ノ鼓吹、技術ノ向上、慰安、勤続表彰等就職青少年ノ輔導ニ関スル事項ヲ行ハシムルノ方途ヲ講ズルコト

七、職業紹介所ハ就職後十八歳ニ達スル間ニ於テ離職又ハ転職センスル者ニ対シ事前ニ相談ノ為職業紹介所ニ出頭スル様指導スルコト

第六 取扱状況ノ報告及通報

一、職業紹介所ハ毎年五月末日迄ニ取扱ヒタル児童ニ付職業指導状況茲職業紹介成績ヲ第六号様式ニ依リ取纏メ六月末日迄ニ所轄道府県庁ニ報告スルコト

二、道府県庁ハ前項ノ状況及成績ヲ取纏メ七月末日迄ニ之ヲ厚生省及文部省ニ報告スルコト

三、職業紹介所ハ取扱成績其ノ他必要ナル事項ヲ関係小学校ニ適宜通報スルコト
(様式 略)

昭和十三年十一月二日失発第二二号

〔四一一一六〕 失業対策部長ヨリ地方長官宛

道府県失業対策委員会ノ設置ニ關スル件

七月十四日付発職第四一号ヲ以テ照会致候標記ノ件職業紹介委員会ノ活用其ノ他ノ方法ニ依リ差当リ設置ノ要ナキ旨御回答有之候処現在及将来ノ失業情勢ヲ考慮ノ上本委員会設置ノ要認メラル、場合ハ其ノ事情ヲ具シ折返シ御申越相成度

追而七月十四日付照会ニ對シ未ダ御回答無之向ハ何分ノ御意向折返シ御回示相成度

昭和十三年十一月九日職発第三六九号

〔四一一一七〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

小学校卒業者職業紹介ニ關スル件

小学校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ関シテハ客月二十六日職発

第三四三号通牒ニ依リ御措置相成居候処軍需労務關係及求人求職聯絡区域等ニ付テハ左記ニ依リ御措置相成度

追テ客年十二月二十七日臨軍発第二七号臨時軍事援護部長通牒ハ爾今廢止ニ付為念

記

一、軍需労務關係求人ノ紹介銓衡ニ付テハ他ニ先ダチ之ヲ行フ様努ムルコト

二、民間軍需労務要員ノ求人聯絡ニ付テハ「軍需労務要員充足ニ関スル取扱要領」(昭和十二年九月二十七日発社第一一六号社会局長官通牒)第一ノ「五」附表第三ノ募集区域ニ依ルコト
但シ右募集区域ニ依リ難キ事情アル求人ニ付テハ從来ノ例ニ依リ

取扱差支ヘナキコト

三、軍需労務關係以外ノ男子求人聯絡(民間)ニ付テハ特別ノ事情ナキ限り前項ニ準ジ取扱フコト

四、他道府県ヨリ採用セントスル求人ニ付テハ成ルベク十二月中ニ之ヲ聯絡シ置キ翌年一月以降ニ於テ出来得レバ現地出張銓衡ノ方法ヲ採ラシムル様留意スルコト

五、求職児童ノ求職聯絡ニ付テハ第二項ノ募集区域ニ依ラザルヲ得ルコト

六、小学校卒業者ノ職業紹介ニ關シ客月二十六日職発第三四三号通牒及本通牒ニ特段ノ定メナキ事項ニ付テハ職業紹介業務規程ニ依ルモノナルコト

昭和十三年十一月十日厚生省発失第二号

〔四一一一八〕

商工次官・厚生次官ヨリ陸軍・海軍・内務・農
林・拓務各省次官宛

転失業対策関係庁ノ聯絡ニ関スル件

今次ノ転失業問題ノ解決ハ刻下ノ喫緊事ニシテ関係各庁ハ特ニ有機的聯絡ヲ保チテ対策ノ万全ヲ期シ一貫セル方針ヲ以テ其ノ実効ヲ挙グルニ努ムルノ要アルヲ以テ今般別記転失業対策関係庁聯絡要綱ニ依リ之ガ聯絡ヲ行フコト、致度候ニ付テハ右ニ関シ御協力相煩度尚貴序ニ於テモ特ニ転失業対策実施ニ関シ關係相互間ノ聯絡ニ当ランムル為聯絡官（原則トシテ一名但シ特ニ必要アルトキハ二名以上ニテモ差支無之）ヲ御選定ノ上御回示相成度此段及依頼候也

転失業対策関係庁聯絡要綱

一、趣旨

支那事麥特ニ物資動員ニ伴フ失業問題ノ解決ハ刻下ノ喫緊事ナルヲ以テ関係各庁ハ特ニ有機的聯絡ヲ保チテ対策ノ万全ヲ期シ一貫セル方針ヲ以テ地方ヲ指導シ其ノ実効ヲ挙グルニ努メザルベカラズ仍テ右聯絡ノ一方法トシテ左記計画ヲ実行スルモノトス

二、聯絡官ノ設置

転失業対策関係各庁ニ聯絡官ヲ置ク

(1) 聯絡官ハ転失業対策関係事務ヲ担任スル各庁高等官ヲ以テ之ニ充ツ

(2) 聯絡官ノ設置ハ官制ニ依ラズ各庁ノ申合セニ依ル（商工、厚生兩省ヨリ関係庁ニ協議ノ形式ニ依ル）モノトス

三、聯絡官會議ノ開催

(1) 聯絡官會議ハ差當リ概ネ三週間毎ニ之ヲ開催シ商工省転業対策部及厚生省失業対策部ヲ交互ニ中心トシテ行ヒ當番官庁之ヲ

主催スルモノトス

(2) 聯絡官會議ニハ努メテ相当數ノ資料ヲ用意ノ上出席スルモノトス

(3) 聯絡官事故アルトキハ代理ヲ出席セシムルモ差支ナキモノトス

四、転失業対策時報ノ発行

(1) 転失業対策関係事務ノ聯絡ト実施上ノ便宜ニ供スル為転失業対策時報ヲ発行シ關係方面ニ配付スルモノトス

(2) 時報ハ大体月一回発行スルモノトス

(3) 時報ノ編輯ハ転業対策部及失業対策部交互ニ之ニ当ルモノトス

ス

(4) 時報ニハ休失業状況及転失業対策ニ關スル各庁ノ方針、通牒、施設其ノ他参考トナルベキ事項ヲ登載スルモノトス

(5) 時報発行ニ要スル経費ハ転業対策部及失業対策部之ヲ折半負担スルモノトス

（但シ特定ノ方面ニ多數配付スル場合ハ関係庁ニ於テ其ノ部数ヲ負担スルモノトス）

昭和十三年十一月十八日職発第三九五号

〔四一一一九〕 厚生省職業部長ヨリ地方長官宛

製絲女工職業紹介ニ關スル件

製絲女工職業紹介要領別紙ノ通決定相成候条左記御留意ノ上爾今右ニ依リ御取扱相成度

一、帰郷女工ニ付テハ労務者保護並労務需給調整上支障ナキ限り從記

前ノ工場ニ就職セシムル様指導スルコト

二、労務需給調整上必要アリト認ムル場合ハ労務者募集規則ニ依ル同種労務者ノ募集ハ之ヲ許可セザル様適當措置セラレタキコト

三、女工雇傭ニ関スル慣行其ノ他ニシテ改善ヲ要スルモノト認メラル、モノニ付テハ關係方面ノ協力ヲ求メ之ガ是正ニ努ムルコト

四、求人者其ノ他關係方面ト聯絡ヲ密ニシ之ガ取扱上遺憾ナキヲ期スルコト

製絲女工職業紹介要領

一、求人申込ノ受理

1、需要地職業紹介所ハ附近工場ニ付予メ求人開拓ヲ為シ一括シテ求人申込ノ受理ヲ為スコト

2、求人申込ノ受理ニ当リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

イ、求人数ハ過大ナラザル様精査スルコト

ロ、求人數ハ供給地職業紹介所管轄区域及職種別ニ之ヲ明カナラシムルコト

ハ、紹介期限及入場予定年月日ヲ明カナラシムルコト

二、求人要綱ハ供給地職業紹介所、市町村及聯絡委員等ヘ配付所要部数ヲ提出セシムルコト

3、求人者ヲシテ現地銓衡ヲ為サシムル場合ハ労務者募集従事者ニアラザル者（雇傭主及工場管理人並人事係員等當該關係職員）ニ付銓衡員ヲ選定セシメ其ノ職、氏名、年齢及出張予定日時等ヲ需要地職業紹介所ニ届出セシムルコト

需要地職業紹介所前項届出アリタルトキハ速ニ之ヲ供給地職業紹介所ニ通報スルコト

二、求人申込ノ処理

1、供給地職業紹介所ハ求人申込ノ受理状況並割当人員充足見込

該府県ニ於テ割当聯絡ヲ為シ三十人未満ナルトキハ求人受付職業紹介所ニ於テ直接聯絡ヲ為スコト
2、供給地其ノ府県外ナルトキハ當該府県ニ於テ取纏メ厚生省ノ指揮ヲ受ケ之ヲ關係府県ニ割当ツルコト
三、求職申込ノ受理
1、供給地職業紹介所ハ市町村長並聯絡委員等ノ活動ヲ促シ予め求職者ノ予備調査ヲ為シ置クコト
2、需給両地職業紹介所ハ女工帰郷ノ上ハ直ニ求職申込ヲ為サシム様適當措置ヲ講ズルコト
3、求職申込ノ受理ニ当リテハ左ノ事項ニ留意スルコト
イ、求職票ハ一般用トシ必要事項ハ漏レナク之ヲ記載セシムルコト
ロ、父兄、夫等ノ承諾印等ヲ要スル場合ハ求職票備考欄ヲ以テ処理セシムルコト
希望工場アルトキハ必ズ記載セシムルコト

四、求職申込ノ処理
1、供給地職業紹介所ハ求職申込ノ受理状況並割当人員充足見込
状況ヲ逐次所轄府県ニ報告スルコト
2、府県ハ前項ノ通報ニ基キ需用人員充足上必要トスル迅速適切ナル措置ヲ講ズルコト
五、紹介
1、現地銓衡ヲ為ス場合ハ左記ニ依ルコト
イ、供給地職業紹介所ハ求職者連名簿ヲ作成シ且銓衡場ノ設置
其ノ他銓衡ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト
ロ、供給地職業紹介所職員又ハ聯絡委員ヲ銓衡ニ立会ハシムルコト

2、現地銓衡ニ依ラザル場合ハ必要書類ヲ添ヘ需用地職業紹介所

ヲ通ジ求人者ニ紹介シ採否決定ノ通知ヲ求ムルコト

3、入場日時確定シタルトキハ少クトモ十日以前ニ需要地職業紹

介所ヨリ供給地所轄府県並供給地職業紹介所ニ通報スルコト

4、需要地職業紹介所ハ速ニ入場者連名簿ヲ作成シ供給地職業紹

介所ニ送付スルコト

(別記様式)

六、就職後ノ輔導

1、就職地職業紹介所ハ成ルベク就職後一ヶ月以内ニ工場ニ出張
ノ上輔導ヲ為シ爾後之ヲ継続実施シ以テ保護輔導上遺憾ナキヲ
期スルコト

2、輔導ノ結果必要ナル事項ハ供給地職業紹介所ニ通報スルコト

七、其ノ他

1、需要地職業紹介所ハ予メ求人者ヨリ女工名簿ヲ徵シ供給地所

轄府県並供給地職業紹介所ヘ之ヲ送付シ置クコト

2、求人者職業紹介所ヨリ参考資料ノ提示ヲ求メラレタル際ハ速
ニ之ヲ提出スル様指導シ置クコト

(別記様式 略)

昭和十三年十二月五日厚生省発職第五六号

〔四一一一〇〕 厚生次官ヨリ各地方長官宛

職業紹介所ニ関スル経費ノ市町村負担ニ関スル

件

職業紹介法施行令第三条ノ規定ニ依リ職業紹介所ニ関スル経費ノ一
部ヲ市町村ニ負担セシムル場合ハ別記要項ニ拠ラレ度此段依命及通

牒候也

追テ聯絡委員ノ経費ニ對スル分ハ市町村ニ負担セシメ得ザル儀ニ
付為念申添候

職業紹介所ニ関スル経費ノ市町村負担ニ関スル要項

(一) 職業紹介法施行令第三条ノ規定ニ依リ道府県ノ負担スル費用ノ
一部ヲ市町村ニ負担セシムルハ道府県ノ財政上必要アル場合又ハ
市町村ノ財政著シク良好ナル場合ニ限ルコト

(二) 施行令第三条但書ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ設置セラレタル市
町村以外ニ道府県ノ負担スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得
ルハ職業紹介所出張所ノ設置セラレタル市町村又ハ職業紹介所ノ
設置セラレタル市町村ニ隣接セル市町村ニシテ職業紹介所ノ利用
程度ガ職業紹介所ヲ設置セラレタル市町村ト同様ナリト認メラル
ルモノニ限ルコト

(注意)

1 一ノ職業紹介所ノ経費ニ関シニ以上ノ市町村ニ分担セシムル
場合ハ其ノ分担額ノ合計ガ当該職業紹介所ニ付道府県ノ負担ス
ル額ノ二分ノ一ヲ超エザルコト

2 職業紹介所出張所ノ設置セラレタル市町村ニ対シテ分担セシ
ムル場合ノ基本額ハ其ノ出張所ノ経費ノミトスルコト此ノ場合
爾余ノ市町村ニ対シテ分担セシムル基本額ハ其ノ職業紹介所ノ
経費ヨリ出張所ノ経費ヲ控除シタル額トスルコト

(三) 施行令第三条ノ規定ニ依リ市町村ニ負担セシムル場合ハ左記ニ
依ルコト

1 従来公立職業紹介所ヲ設置シタル市町村ニ対スル分担額ハ昭
和十二年度経常部決算(昭和十三年度ニ公立職業紹介所ヲ設置
シタル市町村ニ対シテハ昭和十三年度決算トス)ニ於ケル職業

紹介所ニ要シタル経費ノ純負担額以内ニ止ムルコト

2 従来公立職業紹介所ヲ設置セザリシ市町村ニ対スル分担額ハ之ヲ設置シタル市町村中財政状態、人口等近似セルモノ、負担ニ比準シテ定ムルコト

(注意)

同一道府県内ノ市町村ニ対スル負担割合ハ必ズシモ同一ナルコトヲ要セザルコト

四 施行令第三条但書ノ規定ニ依リ道府県ノ負担スル金額ノ二分ノ二ニ相当スル金額ヲ超ヘテ負担セシムルコトヲ得ルハ財政著シク良好ナル市町村從来公立職業紹介所ニ関シ支出シタル純負担額ニ比シ著シク負担軽減ト為ル市町村又ハ其ノ職業紹介所ニ付特別ノ経費ヲ要スル職業紹介所ノ設置セラレタル市町村ニ限ルコト但シ此ノ場合ニ於テモ從来職業紹介所ヲ設置シタル市町村ニ対スル負担額ハ(三)ノ範囲ニ止ムルコト

五 市町村ニ対シ負担ヲ命ズル時期ハ決算後タルヲ妨グザルモ配賦予算ニ依ル場合ハ決算ノ結果負担基本経費ヨリ実際経費ガ一割以上減少シタルトキ竝(四)ノ場合ヲ除クノ外市町村ノ負担額ガ其ノ職業紹介所ニ付道府県ノ負担スル金額ノ二分ノ二ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ市町村ノ負担額ヲ更正スルコト

ノコトト相成候処國民登録事務ハ我が國現下ノ状勢ニ鑑ミ喫緊ノ要務タルノミナラズ新規創設ノ制度ニ有之之ガ事務遂行ニハ常ニ研究工夫ヲ加フルノ要可有之思料被致候ニ付テハ特ニ其ノ事務開始ニ当リテハ左記御留意ノ上関係機関ヲ督励相成本制度運営ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、職員ノ指導訓練

- (1) 本事務ノ重要性ト新規創設ノ制度タルトニ鑑ミ関係職員ノ指導訓練ニ意ヲ用ヒ関係法令、通牒等ニ通曉セシムルハ勿論常ニ研究工夫ヲ致サシメ且必要ニ応ジ研究、懇談ノ会合ヲ催ス等ノ方法ヲ講ズルコト
- (2) 要申告者又ハ申告義務者其ノ他ノ者ト応接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トシ本制度ノ趣旨目的ヲ諒得セシムルニ努ムルコト
- (3) 本事務ニ付テ特ニ秘密ヲ要スル事項多キニ鑑ミ事務上知り得タル事項ニ付テハ秘密ヲ厳守セシムルコト

二、事務処理並整備

事務ノ処理ニ付テハ別途訓令ニ基キ迅速適確ナルヲ旨トシ且備品、諸用紙及台帳等ノ整備、保管、配列等ニハ常ニ意ヲ用ヒ事務上支障ナカラシムル様努ムルコト

三、本制度ノ趣旨周知徹底

広ク一般ニ対シ本制度ノ趣旨及内容ヲ周知徹底セシメ苟クモ申告義務者ヲシテ申告洩等ノコトナカラシムル様指導スルコト

四、関係機関トノ聯絡

府県及職業紹介所相互ニ於テ緊密ナル聯絡ヲ保持スルハ勿論關係方面ト協力シ本制度ノ運用ニ適正ヲ期スルコト

〔四一一一二一〕 昭和十四年一月十八日職発第四九号

国民登録事務開始ニ関スル件

本月七日公布セラレ候国民職業能力申告令ニ基キ同施行規則及告示並国民登録事務取扱規程等本日公布セラレ本月二十日ヨリ之ガ実施

臣ニ進達シ副本一通ハ申請書ノ記載ノ内容ノ調査等ノ為

府県（鉱山監督局）ニ保管スルコト此ノ場合書類ノ進達ハ

厚生省職業部長宛親展扱トシ封皮ノ表ニハ学卒申請 ト朱

書スルコト

ハ、申請書ノ府県（鉱山監督局）ヘノ提出期限ハ六月末日

迄ナルヲ以テ期限ヲ超エタルモノハ之ヲ受付ケザルコト

キハ先ヅ正本及副本ノ整否、記載事項ノ整否ヲ検シ

（三）省略

（四）其ノ他

イ、鉱業法及砂鉱法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鉱山監督局

長其ノ他ノ事業ニ付テハ地方長官ヲ經由シ申請スペキニ付

申請書受付ノ際注意スルコト

ロ、省略

ハ、認可決定前ノ就職予約ハ本制度ノ運営上支障尠ラザルニ

付絶対ニ之ヲ為サシメザル様措置スルコト

（丙）使用認可後ノ措置

（一）使令書ノ交付

イ、認可及不認可ノ指令書ノ交付ハ地方長官（鉱山監督局長）

ヲ經由スルニ付速ニ申請人ニ交付スルコト

ロ、認可指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵スルコト

（二）認可台帳ノ作成

イ、府県及鉱山監督局ニ於テハ別記様式第二号ニ依リ認可

台帳ヲ作成シ備付クルコト

ロ、認可指令書ト共ニ其ノ写ヲ送付スルニ付之ニ依リ認可

帳該当欄ニ使用ノ場所ノ名称、所在地、認可員数ヲ記入シ

置クコト

ハ、認可台帳ニハ使用（解雇）届出ノアリタル都度正確ニ記

載整理スルコト

（三）使用（解雇）届ノ進達

イ、認可ヲ受ケタルモノニ対シテハ卒業者ノ使用（解雇）ヲ

ナシタルトキ其ノ都度直チニ所定ノ様式ニ依リ使用（解雇）ヲ

届ヲ提出セシムル様督励スルコト卒業見込者ヲ使用認可ニ

基キ業務見習ノ為使用（解雇）シタル場合ニ付テハ認可ノ

条件ヲ以テ使用（解雇）届ヲ提出セシムルコト、スルヲ以

テ右ト同様ニ措置スルコト

ロ、使用届ノ内容調査ニ際シテハ認可指令ト対照シ、認可員

数、学校、学科ノ正否等ニ留意シ不備ノ点アルトキハ直チ

ニ之ヲ整備セシムルコト

ハ、使用（解雇）届ノ内容ヲ調査シ支障ナント認ムルトキハ

認可台帳ニ記載整理シタル後遲滞ナク之ヲ厚生省職業部長

宛送付スルコト

（四）其ノ他

イ、関係学校卒業者ノ就職ノ調整ニ関シテハ追テ具体的方法

ヲ指示スルモ学校当局並工場事業場ト密接ナル連絡協調ヲ

保チ其ノ円滑ヲ期スルコト

ロ、工場事業場等ニ対シテハ本制度ノ運営ニ協力セシムルト

共ニ過誤ナカラシムル様查察ヲ為スコト

ハ、違反行為ニ対シテハ必要ナル措置ヲ講ジ其ノ旨厚生大臣

ニ報告スルコト

昭和十四年六月二十二日職課発第一六六号

件」ニ依リ定員外トシテ取扱フコト

〔四一一一一四〕 厚生省職業課長ヨリ各道府県学務部長宛

従業者雇入制限令ノ施行ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ夫々御配意中ノコト、被存候得共本令施行後ニ於テモ尚相當該當従業者ノ引抜争奪等ガ行ハレ居ルヤニ及聞候ニ就テハ惡質ノ本令違反ニ関シテハ検察当局ト緊密ナル聯絡ヲ執リ仮借ナク本令所定ノ罰則ヲ適用セラル、様致度以テ法ノ尊嚴ヲ維持スルト共ニ特ニ國家総動員法ヲ發動シテ本令ヲ制定セラレタル趣旨ヲ達成スル様格段ノ御配意相成度

二 待遇官吏又ハ官府雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノニ対シテハ文官待遇ノ趣旨ニ則リ応召者ニ準ジタル処遇ヲ為スコト
三 公共団体ノ吏員又ハ雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノニ対シテハ應召者ニ準ジタル処遇ヲ為サシムル様適當ナル処置ヲ講ズルコト

四 工場、鉱山其ノ他ノ民間事業主ニ雇傭セラル者ニシテ徵用セラレタルモノニ対シテハ身分等ニ付応召者ニ準ジタル処遇ヲ為サシムル様適當ナル処置ヲ講ズルコト

五 陸海軍ニ徵用セラレタル者ハ軍属トナルベキヲ以テ応徵者ノ家族ニ対シテハ軍属ノ家族ニ対スル軍人援護ヲ及ボスコト

六 応徵者ノ壮行、家庭ノ慰問、徵用ヲ解除セラレ帰郷スル者ノ歛迎等ハ應召者ニ準ジ之ヲ為サシムル様適當ナル処置ヲ講ズルコト
附 記

〔四一一一二五〕 内務次官・厚生次官・軍事保護院副總裁ヨリ各地長官宛
昭和十四年七月二十八日厚生省発職第五九号

国民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ待遇ニ關スル件

文官ニシテ今回ノ支那事変ニ際シ国民徵用令ニ依リ陸海軍ニ徵用セ

ラレタルモノハ成ルベク免官免職等ノコトナク在職ノ儘応徵セシメ

待遇官吏、官府雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノモ文官ニ準ジ優遇

ノ途ヲ講ズル旨次官會議ニ於テ申合セ相成候次第モ有之国民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ待遇ニ関シテハ左記諸点御含ミノ上可然

処置相成度

〔四一一一二六〕 昭和十四年九月十四日職発第六六二号
厚生省職業部長ヨリ各地長官宛

学校卒業者就職調整ニ關スル件

一 文官ニシテ陸海軍ニ徵用セラレタルモノハ陸海軍ニ配属セラレタルモノトシテ明治三十八年勅令第四十三号「戰時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配属セシメタル文官補闕ノ

工鉱関係学校卒業者ニシテ学校卒業者使用制限ニ依リ就職ヲ規制セラル、者ヲ能フ限り適材適所ニ配置スルト共ニ其ノ就職ヲ円滑ナラシムル措置ヲ講ズルハ使用制限ノ目的達成上緊要ノコトニ有之候条差当リ其ノ必要度最モ重キ工鉱関係実業学校卒業者ニ対シ別紙就職

調整要綱ニ依リ之ガ就職調整ニ付万遺憾無キヲ期セラレ度

追テ右要綱ニ依ル学校卒業見込者就職希望一覽表ハ本月二十五日

迄ニ必着ヲ期シ送付相成様致度為念

工鉱関係実業学校卒業者就職調整要綱

第一 目 的

学校卒業者使用制限令ニ依ル使用認可制ハ使用員数ニ付規制ヲ加フルノミニシテ其ノ員数ノ範囲内ニ於テハ何人ヲ採用スルモ使用主ノ任意トセラル、ガ故ニ身体又ハ家庭ノ事情ニ依リ或ハ其ノ専攻課程ニ依リ就職シ得ル範囲ノ限定セラル、卒業者ノ就職ガ最後ニ取残サレ遂ニ其ノ就職ガ不可能トナルカ又ハ不適當ナルモノトナルコトアルベク又他方ニ於テ学校卒業者ガ就職ヲ好マザル方面ニ於テハ認可員数ヲ充足スル能ハザル等諸種ノ弊害ヲ惹起スルコトアルベシ叙上ノ諸弊害ヲ除去シ学校卒業者ノ適正ナル配置ヲ企図センガ為ニ学校卒業者使用制限令ニ依ル使用員数ノ認可ヲ為シタル後各道府県ニ於テ其ノ管内実業学校卒業者ノ就職ヲ調整セントスルモノナリ

第二 方 针

学校卒業者使用制限令ニ依ル使用員数ノ認可アリタル後学校卒業者ノ適正ナル配置ヲ企図センガ為ニスル就職ノ調整ハ特ニ左記諸点ニ留意ノ上凡テ本要綱ニ依リ之ヲ行フモノトス

(一) 特別ノ事情ニ依リ就職地、從事スペキ業務ノ限定セラルル者ニ付テハ特ニ其ノ者ノ為ニ認可ヲ追加変更スルガ如キコトナキヲ以テ認可アリタル工場、事業場又ハ事務所ニシテ之ニ相当スルモノニ就職セシムル様特段ノ努力ヲナスコト

(二) 各外地、満洲及支那ニ於テ就職スペキ者ノ学校別学科別ノ割当員数ノ充足ニ努メ、之等ノ地ニ於ケル使用ヲ確保スルト共

ニ外地、外国ニ就職スルコト困難ナル特別ノ事情アル者ガ内地ニ於ケル認可アリタル工場、事業場等ノ認可員数ガ充タサレタル為就職不可能トナルガ如キコトヲ防止スルコト

(三) 鉱山其ノ他特ニ希望者少ク認可員数ノ充足困難ト認メラル事業ニ就職スペキ者ノ学校別学科別ノ割当員数ノ充足ニ努メ之等ノ事業ニ於ケル使用ヲ確保スルコト

(四) 其ノ他ノ内地ニ就職スペキ卒業者ニ付テハ可成ク管内又ハ近接ノ道府県ニ於ケル認可アリタル工場、事業場又ハ事務所ニ就職スル様措置スルコト

第三 事務処理要綱

一 概要

厚生省ニ於テ実業学校卒業者ノ適正ナル配置ヲ実現センガ為ニハ実業学校卒業者ノ就職希望地、希望事業等ノ諸事項ヲ全国的ニ知悉スル必要アリ此ノ故ニ府府県ハ其ノ管内ニ於ケル実業学校卒業見込者ノ就職希望ニ關スル一覽表ヲ作成シ厚生省ニ通報スルモノトス而シテ厚生省ハ此ノ通報ニ基キ各外地、満洲若ハ支那ニ於ケル事業又ハ鉱山等認可員数ノ充足困難ト認メラル、事業ニ就職セシムベキ実業学校卒業者ノ学科別員数ヲ各道府県ニ対シ配当シ(上ニ依リ配当スル員数ヲ以下配当員数ト称ス)各府県右ノ配当ヲ受ケタルトキハ各学校ニ対シ其ノ各外地、満洲若ハ支那又ハ鉱山等ニ供出スペキ学科別員数ヲ割当決定シ(此ノ員数ヲ以下割当員数ト称ス)各学校ヲシテ右割当員数ノ充足ニ努メシムルモノトス

二 事務処理上ノ措置

(一) 厚生省ヨリ配当員数ノ通報ヲ受クル以前ニ於ケル府県ノ措置

(1) 管内実業学校ヲシテ卒業見込者就職希望調査名簿ヲ作製提出セシムルコト

謂フ

右ノ就職可能者トハ左ニ掲タル条件ヲ具備スル者ヲ得ル者ナルコト

(イ) 府県ハ実業学校ヲシテ卒業見込者就職希望調査名簿ヲ作製

名簿ヲ作成セシムルコト

(ロ) 卒業見込者就職希望調査名簿ハ左記事項ヲ調査記載セシムルコト

A 鉱山其ノ他認可員数ノ充足困難ト認メラル、事業ニ対スル就職希望ノ有無

B 特別ノ事情ニ依リ就職地、従事スペキ業務ノ限定セラル、者ニ付テハ就職地、従事スペキ業務ノ種類及特別ノ事情

特別ノ事情ニ依リ就職地、従事スペキ業務ノ限定セラル、者トハ左記ノ者ヲ謂フ

ア、身体虚弱ニシテ工場事業場等ノ勤務ニ堪ヘズ学校又ハ研究所ニ勤務スルヲ相当トスル者

イ、本人ニ依リ一家ノ生計ヲ當ム状況ニ在リ其ノ他家庭上特別ノ事情アリテ家庭ヲ離ル、コト能ハザル者

ウ、其ノ他真ニ已ムヲ得ザル特別ノ事情ニ依リ就職地、従事スペキ業務ノ限定セラル、者

特別ノ事情ニ依リ就職地、従事スペキ業務ノ限定セラル、者ハ嚴重ニ調査シ真ニ已ムヲ得ザル者ニ限ルコト

C 各外地、満洲又ハ支那ニ就職希望ノ有無

D 各外地、満洲又ハ支那ニ就職スルコト可能ナリヤ否

(2) 管内実業学校ヲシテ右名簿ノ副本ヲ作成シ提出セシムルコト

イ、本人ガ各外地、満洲又ハ支那ニ就職スルコトニ依リ一家ヲ扶養スペキ者ヲ失ヒ其ノ他家庭上重大ナル支障ヲ生ズルガ如キ事由ナキコト

ウ、其ノ他各外地、満洲又ハ支那ニ就職スルコトヲ困難ナラシムル事由ナキコト
各外地、満洲又ハ支那ニ就職スルコト可能ナル者ニハ当該地ニ就職スル者ヲ含マザルコト

E 注意事項

ア、本調査名簿ニハ学科別ニ正確ニ記載スルコト

イ、卒業見込就職希望者ノ全員ニ就キ調査スルコト

ウ、内地ニ於テ鉱山等認可員数ノ充足ニ困難ト認メラル、事業以外ノ事業ニ就職スル者モ一応氏名ヲ記載スルコト

エ、本調査名簿ノ記載ハ正確ヲ期シ虚偽又ハ不当ノ記載ナキ様徹底セシムルコト

(六) 府県ハ各実業学校ヲシテ右名簿ノ副本ヲ作成シ提出セシムルコト

イ、府県ハ各実業学校ヨリ提出アリタル調査名簿ノ副本ニ依リ学校卒業見込者就職希望一覧表ヲ作成シ九月二十五日迄ニ厚生省ニ提出スルコト

(イ) 本一覧表ハ各実業学校ヨリ提出アリタル調査名簿ノ副本ヲ学科別ニ集計セルモノナルコト

(ロ) 特別ノ事情ニ依リ就職地、従事スペキ業務ノ限定

セラル、者ノ集計ハ就職地ノ限定セラル、者ト従事スペキ業務ニ限定セラル、者ニ分チ其ノ員数ヲ記載スルコト

(二) 厚生省ヨリ配当員数ノ通報ヲ受ケタル後ニ於ケル府県ノ措置

(1) 府県ハ厚生省ニ於テ道府県別ニ決定シタル各外地、満洲又ハ支那ニ就職セシムベキ者ノ員数並ニ鉱山其ノ他認可員数ノ充足ニ困難ト認メラル、事業ニ就職セシムベキ者ノ配当員数ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ左記事項ニ留意シテ夫々ノ配当員数ヲ各学校ニ対シ学科別ニ割当テ右割当員數ヲ各学校ニ通報スルコト

(イ) 各外地、満洲及支那ニ就職ヲ希望スル者ガ總テ其ノ希望地ニ就職シ得ル様割当スルコト

(ロ) 各外地、満洲及支那ニ就職ヲ希望スル者ガ各外地満洲及支那ニ就職セシムベキ者ノ配当員数ニ満タザル場合ハ外地、外国就職可能者ノ員数ヲ參酌シテ割当員數ヲ決定スルコト

(ハ) 鉱山其ノ他認可員数ノ充足ニ困難ト認メラル、事業ニ就職ヲ希望スル者ガ總テ其ノ希望スル事業ニ就職シ得ル様割当スルコト

(二) 鉱山其ノ他認可員数ノ充足ニ困難ト認メラル、事業ニ就職ヲ希望スル者ガ其ノ配当員数ニ満タザル場合ニハ適宜各学校ニ対シテ割当スルコト

(2) 府県ハ各学校ヲシテ学科別割当員数ヲ充足セシメ其ノ他実業学校卒業者ノ適正ナル配置ヲ図ル為左ノ措置ヲ講ズ

ルコト

(イ) 府県ハ(1)ニヨリ決定シタル学科別割当員数ヲ各学校ニ通報スルコト此ノ場合厚生省ヨリ送付スル学科別認可員数一覽表ヲ同時ニ送付スルコト

(ロ) 府県ハ特別ノ事情ニヨリ就職地、従事スペキ業務ノ限定セラル、者ヲ使用スルヲ適當ト認ムル認可アリ工場、事業場、事務所ヲ速ニ調査決定シ當該工場事務所ニ對シ認可指令書ノ附記条件ニ基キ右ノ学校卒業者ヲ使用スペキコトヲ指示スルコト

此ノ場合必要アリト認ムルトキハ當該工場、事業場、事務所ニ對シ認可指令書ノ附記条件ニ基キ右ノ学校卒業者ヲ使用スペキコトヲ指示スルコト

右ノ指示ヲ為シタル場合ニハ直ニ厚生省ニ対シ其ノ旨通報スルコト

(ハ) 各学校ニ対シテハ学科別割当員数ノ確保ニ特別ノ努力ヲ為サシムルコト

内地ニ於ケル鉱山以外ノ事業ニ対シテハ右割当員数ノ確保セラレタル後ニ其ノ就職ヲ斡旋スルコト

(二) 各学校ニ於テ割当員数ノ充足ニ困難ナル特別ノ事

情アルトキハ直チニ其ノ事由ヲ具シテ府県ニ通報セシムルコト

右ノ通報アリタル場合ニ於テ已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ府県ハ必要ニ応ジ他ノ学校ニ必要員数ノ供出ヲ指示スルコト

(ホ) 内地ノ鉱山以外ノ事業ニ就職スペキ卒業者ニ付テハ可成ク管内又ハ近接ノ道府県ニ於ケル認可アリタル工場事業場又ハ事務所ニ就職ヲ斡旋スルコト

(八) 府県ハ各学校ヲシテ毎月三回一日、十一日、二

十一日現在ノ学校卒業者（卒業見込者ヲ含ム）ノ未就職ノ状況ヲ報告セシムルコト

府県ハ右ノ報告及認可アリタル工場、事業場又ハ事務所ヨリ提出シタル学校卒業者（卒業見込者ヲ含ム）使用報告ニ基キ未就職学校卒業者一覧表及未充足工場、事業場等一覧表ヲ作成シ管内関係学校、関係工場、事業場等及厚生省竝ニ近接ノ府県ニ之ヲ送付スルコト
右ノ近接ノ府県ニ送付スペキ部数ハ関係府県協議ノ上決定スルコト

昭和十四年九月二十一日職発第六七六号

〔四一一一二七〕 厚生省職業部長ヨリ県知事宛

労務動員計画実施二伴フ職業紹介所機構拡充ノ件

標記ノ件ニ關シ今般第二予備金ノ支出決定ヲ得タルニ依リ貴管下職業紹介所ニ対シ別表ノ通職員増員内定致シ之ガ定員訓令及予算支払委任ハ十月初旬ノ見込ニ有之候ニ付テハ左記御了知ノ上職員ノ證衡處其ノ他ノ設備等ニ付万遺憾ナキ様御配意相成度

記

一、今回ノ職員配置ハ郡部労務者供出地方面ノ職業紹介所ノ機構ノ強化ニ重点ヲ置キ併セテ從来ノ職員配置ノ実情等ニ鑑ミ若干ノ補正ヲ為シタルモノナルコト

二、今回ノ配置定員内ニ於テ管内職業紹介所相互間ノ定員変更ニ付意見アルトキハ事由ヲ具シ九月二十八日迄ニ必着スル様申出ラル、コト右期日迄ニ申越ナキトキハ本内定通定メラル、モノ

ナルコト

尚道府県庁所在地職業紹介所ニ対スル内定数ノ増加ハ詮議シ難キモノナルコト

三、職員俸給予算ハ從前ノ単価ニ倣フモノトシ、又初度調辦費ハ一人ニ付百円宛配賦スペキニ付机、椅子等ハ速ニ準備セラレタキコト

四、府舎ガ著シク狭隘不便ヲ來ス場合ハ借上料ノ支出ヲ考慮セラル、コト
五、職業紹介所聯絡委員ノ定員増加ニ付テハ別ニ通牒スペキコト

昭和十四年九月三十日職発第六八二号

〔四一一一二八〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

小学校卒業者ノ職業紹介ニ關スル件

労務動員計画ノ実施ニ伴ヒ明年以降ノ小学校卒業者ノ就職統制ニ關シテハ目下考究中ニ有之追テ詳細指示可相成候処既ニ求人受付並職業相談ノ時期差迫リ候ニ付テハ不取敢左記事項御留意ノ上別紙小学校卒業者職業紹介暫定要綱ニ準拠シ求人ノ受付及小学校ヘノ趣旨ノ徹底等直ニ着手相成様致度

追テ本件ニ依リ客年十月二十六日職発第三四三号厚生省職業部長、文部省普通學務局長通牒中求人、求職手続等抵触スル部分ハ改メテ通牒アル迄本通牒ニ依ルモノト御了知相成度

記

第一 求人受付及処理関係事項

一、職業紹介機関ニ依ル小学校卒業者ノ取扱方法ヲ各方面ニ周知セシメ月末日迄ニ求人申込ヲ為サシムル様適當ノ措置ヲ講ズ

ルコト、就中労務動員関係事業ノ求人ハ全部申込マシムル様努
ムルコト

二、求人申込アリタル際ハ特ニ左ノ各項ニ留意スルコト

イ、求人数ハ其ノ産業ノ時局性ニ応ジ査定ノ上受理セラル、コ
トアルベキ旨求人者ニ指示スルコト

ロ、求人数ハ職種別ニ明示セシムルコト（養成又ハ見習ノ場合
ハ製図工養成又ハ見習何人、鍛工養成又ハ見習何人ノ如ク示
スコト）

ハ、募集地ハ単ニ希望ヲ示スニ止マラシムルコト

募集区域ハ一応ノ標準ヲ民間軍需労務要員募集ノ区域ニ置ク
コト

ニ、銓衡期日ハ職業紹介所ニ一任セシムルコト

個々求人ノ銓衡期日ハ各府県ニ於テ原案ヲ作成シプロック会
議開催ノ上決定スルモ大体ノ標準ハ左ノ如ク為ス可キコト

十二月 軍作業庁並ニ官庁ノ求人

一月 民間軍需並ニ生拡関係求人

二月 輸出、生活必需品其ノ他一般求人

ホ、銓衡ノ方法ニ関シテハ大体左ノ方針ニ依ラシムルコト

(1) 求人者ニ対シ受験者ノ書類提出ヲ成ルベク省カシメ職業
相談原票ニ依ラシルコト

(2) 他地方ヨリ採用セントスル求人者ニハ出張銓衡ヲ為サシ
ムルコト、右出張銓衡ノ箇所ハ一定方針ニ依リ定ムベキコ
ト

但シ採用者少數ナル場合ハ地元職業紹介所ニ銓衡ヲ委任セ
シムルコト

(3) 銓衡場借上費等銓衡ニ要スル実費ハ軍作業庁並ニ官庁ヲ

除キ求人者ノ負担トスルコト

(4) 受験者ノ銓衡場迄ノ旅費及辨当代等ハ距離其ノ他ノ関係
上必要ト認メラル、場合ハ実費ノ限度ニ於テ軍作業庁並ニ
官庁ヲ除キ求人者ニ支出セシムルコト

ヘ、募集ニ要スル「ポスター」、「ビラ」及「パンフット」等
ヲ求人者ニ於テ印刷配付スル場合ハ充分其ノ内容ヲ検シ誇大
又ハ不公平ニ亘ラザル様努ムルコト、就中採用者ヲ青年学校
等ニ入学セシムル故ヲ以テ生徒募集ト記載スルコトハ之ヲ避
ケシムルコト

三、求人ヲ受付ケタル際ハ左記ニ依リ其ノ内容ヲ検シ其ノ数ニ付
充分査定スルコト

イ、宿舎ノ有無（現存ノ宿舎ト今後設立予定ノモノトヲ区別ス
ルコト）

ロ、労務動員計画トノ関係

ハ、技能者養成令ニ依ル養成工ノ数

ニ、工場其ノ他ヲ拡張シ増員セントスルモノナルトキハ其ノ拡
張工事又ハ設備完成ノ時期

ホ、現在保有労務者ノ数及從来紹介セルモノ、状況

ヘ、女子代替性ノ有無

ト、一般ノ養成施設及青年学校ノ有無

四、他道府県ニ対スル求人聯絡ハ十二月一日以降トスルコト但シ
十二月中ニ於テ銓衡ヲ実施スベキ軍作業庁並ニ官庁求人ノ中特
別ノ事情アルモノニ付テハ其ノ以前ニ於テ厚生省ノ承認ヲ経テ
聯絡スルモ可ナルコト

五、主要求人地ニ於ケル本年度求人事情ノ概要ハ当部並ニ主要求
人地ニ於テ近ク作成ノ上配付スペキニ付職業指導及相談ニ利用

スルコト

第二 求職受付及職業相談関係事項
本関係事項ニ付テハ別途通牒ス

第三 其ノ他

職業相談原票ハ直ニ職業協会ニ於テ印刷シ追テ配付スペキモ小学
校卒業者求人申込票ハ適宜從来ノ求人票ヲ補正シ又ハ新タニ印刷
ノ上充用スルコト

小学校卒業者職業紹介暫定要綱

第一章 総則

第一 小学校ヲ卒業シ卒業ノ日ヨリ一年ヲ経過セザル者及高等小学
校ヲ退学シ退学ノ日ヨリ一年ヲ経過セザル者（以下単ニ小学校卒
業者ト称ス）ノ職業紹介ハ本要綱ニ依ルコト但シ本要綱ニ定メナ
キ事項ニ付テハ職業紹介業務規程ニ依ルコト

第二章 職業紹介

第一節 求人

第二 小学校卒業者ヲ其ノ卒業ノ年五月末日迄ニ採用セントスル求
人ノ申込ハ其ノ前年十月末日迄ニ労務者ノ就業地ヲ管轄スル職業
紹介所ニ別表第一号様式ニ依リ之ヲ為サシムルコト但シ労務者ノ
就業地ガ外地又ハ満洲、支那其ノ他ノ外国ナル場合ノ求人ノ申込
ハ之ヲ厚生省ニ為サシムルコト

十月末日迄ニ前項ノ申込ヲ為シ得ザリシモノ又ハ卒業ノ年六月一
日以降ニ於テ採用セントスルモノ、求人ノ申込ハ其ノ都度前項ニ
準ジ所轄職業紹介所又ハ厚生省ニ之ヲ為サシムルコト

第三 職業紹介所ハ前号第一項ノ求人ニ付申込員数及児童就職ノ適
否其ノ他ノ求人条件ヲ精査ノ上別表第二号様式ニ依リ之ヲ取纏メ
十一月十日迄ニ所轄道府県庁ニ報告スルコト

前号第二項ノ求人ハ毎月之ヲ前項ニ準ジ取纏メ翌月五日迄ニ所轄
道府県庁ニ報告スルコト

第四 道府県庁前号第一項ノ報告ヲ受ケタルトキハ別表第三号様式
ニ依リ之ヲ取纏メ十一月十五日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

前号第二項ノ求人ニ在リテハ其ノ月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコ
ト

第二節 求職

第五 職業紹介所小学校卒業見込児童ノ求職ノ申込ヲ受理シタルト
キハ之ヲ職業相談原票（別表参考添附）ニ登録スルコト

第六 職業紹介所ハ求職ノ申込ヲ為シ又ハ求職ノ申込ヲ為ス見込ア
ル児童ニ付別表第四号様式ニ依リ之ヲ取纏メ十一月十日迄ニ所轄
道府県庁ニ報告スルコト

第七 道府県庁前号ノ報告ヲ受ケタルトキハ別表第五号様式ニ依リ
之ヲ取纏メ十一月十五日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

第三節 聯絡

第八 厚生省ハ第四及前号ノ報告ニ基キ道府県別ニ其ノ受付タル求
人ノ中取扱フベキ員数及之ニ對シ供出スペキ児童数ヲ決定シ之ヲ
別表第六号及第七号様式ニ依リ道府県庁ニ通報スルモノトス

第二第一項但書ノ求人ハ同時ニ関係道府県庁ニ割当テ聯絡スルモ
ノトス

第九 道府県庁前号第一項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ別表第
八号及第九号様式ニ依リ管内ノ職業紹介所ニ割当ツルコト

前号第二項ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ直ニ管内ノ適當ト認ムル職業
紹介所ニ割当テ求人条件其ノ他必要ト認ムル事項ヲ具シ聯絡スル
コト

第十 職業紹介所前号ノ割当ヲ受ケタルトキハ左記各号ノ処置ヲ為
ス

スコト

- 一 第二ニ依リ申込ヲ受ケタル求人ニ付其ノ体性別人員、採用希望地域ノ整理ヲ為シ必要ニ応ジ之ヲ求人者ニ通報スルコト
- 二 第五ニ依リ申込ヲ受ケタル求職児童ニ付必要ニ応ジ再相談ヲ為シ其ノ体性別人員、就職希望地域及就職希望産業ヲ割当數ニ対応セシムルコト
- 第十一 職業紹介所前号ニ依リ整理ヲ為シタル求人ノ中其ノ管内ヨリ採用セントスルモノハ求人票ニ登録シ他ノ職業紹介所ノ管内ヨリ採用セントスルモノハ直ニ求人条件其ノ他必要ト認ムル事項ヲ具シ之ヲ所轄道府県厅ニ聯絡スルコト
- 道府県厅前項ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ管内ノ適當ト認ムル職業紹介所又ハ他ノ道府県厅ニ割当テ受付職業紹介所名、求人条件其ノ他必要ト認ムル事項ヲ具シ聯絡スルコト
- 道府県厅他ノ道府県厅ヨリ前項ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ管内ノ適當ト認ムル職業紹介所ニ割当テ受付職業紹介所名、求人条件其ノ他必要ト認ムル事項ヲ具シ之ヲ聯絡スルコト
- 第十二 職業紹介所前号ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ之ヲ求人票ニ登録スルコト
- 第十三 職業紹介所適當ナル求人ナキ場合ハ必要ニ応ジ職業相談原票ノ副本ヲ以テ求職聯絡ヲ為シ得ルコト
- 右ノ場合自道府県内職業紹介所ニ対スル聯絡ハ所轄道府県厅ヲ承認ヲ他道府県内職業紹介所ニ対スル聯絡ハ所轄道府県厅ニ於テ之ヲ取纏メ厚生省ノ承認ヲ経ルコト
- 第四節 紹介
- 第十四 求職児童ノ紹介ハ児童卒業ノ前年ノ十二月一日以降ニ於テ之ヲ行フコト

第十五 求人者職業紹介所ヨリ児童ノ紹介ヲ受ケタルトキハ速ニ採否ヲ当該職業紹介所ニ通報スルコト

職業紹介所前項ノ通報ナキトキハ紹介シタル児童ヲ他ノ求人者ニ紹介ヲ為シ得ルコト

第三章 保護及輔導

第十六 職業紹介所ハ他ノ職業紹介所管内ニ就職スペキ者決定シタルキハ直ニ其ノ求人者別員数ヲ取纏メ当該職業紹介所ニ通報スルコト

第十七 職業紹介所ハ他ノ職業紹介所管内ニ就職決定シタル者ノ職業相談原票ノ副本ヲ作成シ之ヲ其ノ出発前当該職業紹介所ニ送付スルコト

第十八 就職者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所ハ前号ノ通報ニ基キ

関係職業紹介所及求人者ト打合ノ上旅行日程表ヲ作成シ就職者ノ

出身地ヲ管轄スル道府県厅ヲ通ジ関係職業紹介所ニ通報スルコト

第十九 職業紹介所ハ通信、会同又ハ訪問等ノ方法ニ依リ管内ニテ就業セル就職者ノ勤務状況並ニ求人者ノ求人条件履行状況等ノ

調査ヲ為シ就職者ニ対スル適切ナル輔導ヲ行フコト

職業紹介所前項調査輔導ヲ為シタルトキハ其ノ状況ヲ就職者ノ出身地ヲ管轄スル職業紹介所ニ通報スルコト

第二十 就職者ノ出身地ヲ管轄スル職業紹介所前号ノ調査輔導ヲ為サントスルトキハ予メ就職者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所ト打合ノ上之ヲ為スコト但シ通信ニ依ル輔導ニ付テハ単独ニ行ヒタル後其ノ状況ヲ報告スルモ差支ヘナキコト

第四章 報告及通報

第二十一 職業紹介所ハ小学校卒業者ノ職業紹介成績ヲ別表第十号様式ニ依リ取纏メ第一期分ハ卒業ノ年六月末迄ニ、第二期分ハ

卒業ノ年十月末日迄ニ及第三期分ハ卒業ノ翌年四月末日迄ニ所轄道府県庁ニ報告スルコト

- (イ) 比較的単純簡易ナル作業
(ロ) 手指ヲ主トスル軽筋作業
(ハ) 半熟練的作業又ハ非熟練的作業

第二十二 道府県庁ハ前号ノ成績ヲ取纏メ第一期分ハ卒業ノ年七月

末日迄ニ、第二期分ハ卒業ノ年十一月末日迄ニ及第三期分ハ卒業ノ翌年五月末日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

適當ナル職種例示

第二十三 職業紹介所ハ小学校卒業者ノ取扱状況其ノ他必要ト認ムル事項ヲ管内ノ関係小学校ニ適宜通報スルコト

(別表 略)

昭和十四年十月十六日職発第七二六号

〔四一一一九〕 厚生省職業部長、労働局長ヨリ地方長官宛

労務動員計画実施ニ伴フ女子労務者ノ就職ニ關

スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十四年七月四日厚生省発職第四五号通牒労務動員実施計画要綱第七ニ依リ実施中ノコトト被存候処女子ノ就労

ハ労務需給状況ニ鑑ミ特ニ必要ナルモノナルニヨリ其ノ保護指導ヲモ併セ考慮ノ上左記ニ依リ実施相成度

- 一、職業紹介所ハ女学校女子青年団其ノ他婦人団体等ノ協力ヲ得テ女子就労希望者ノ開拓ヲナシ予備登録其ノ他適当ナル方途ニ依リ労力資源ノ確保ニ努ムルコト
- 二、女子ノ就労ニ關シテハ其ノ体力及能力ニ応ジ適職ヲ与ヘ以テ肉体及精神ニ對スル悪影響ヲ避ケツ、生産ニ貢献セシムルコト肝要ナルヲ以テ其ノ職種並ニ作業内容ニ付充分留意スルコト
- 三、重工業方面ニ於ケル女子ノ就業ニ付テハ概不次ノ標準ニ依リ就業ノ適否ヲ考慮スルコト
- (一) 就業適當ナルモノ
- 二、重量物ヲ取扱フ作業
- 三、毒劇性料品ヲ取扱フ作業圧縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ作業塵埃粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル作業
- 四、職業紹介所ハ男子求人ニ付其ノ職種作業内容等ヲ調査シ女子ニ依リ代替シ得ルモノニ付テハ女子ヲ採用セシムル様求人者ヲ誘導スルコト
- 五、職業紹介所ハ女子求職者ノ紹介斡旋ニ付個人的ニ其ノ体力及能力ニ留意シ其ノ適職ヲ選バシムル様指導スルコト
- 六、府府県及職業紹介所ハ時局産業ノ女子就労ニ關シ其ノ經營者側ト充分ナル協議ヲ遂ゲ經營者ヲシテ特ニ次ノ如キ方途ヲ講ゼシムルコト

(一) 就業時間ハ出来得ル限り之ヲ短縮スルコト

作業内容ヲ出来得ル限り単純化スルコト

(二) (三) 新規女子就職者ニ対シテハ特ニ作業並ニ工場生活ニ順応セシムル様指導訓練ヲ講ズルコト

(四) 女子ヲ多数使用スル工場ニ於テハ女子専用ノ便所、休憩室、更衣室、浴場並作業服等ヲ施設制定シ女子監督者ヲ置クコト

(五) 保護者ノ宅ヨリ通勤シ能ハザル女子ヲ就職セシムル工場ニ於テハ女子寄宿舎ヲ設置スルコト

昭和十四年十月十九日職発第七二九号

(四一一三〇) 厚生省職業部長・文部省普通学務局長ヨリ各地方長官宛

小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件

今般長期戦時態勢強化ノ目的ヲ以テ樹立セラレタル労務動員計画ニ於テ小学校卒業者ハ新規労働力ノ給源トシテ特ニ重要ナル地位ヲ占ムル実情ニ鑑ミ客年十月二十六日職発第三四三号小学校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關スル件通牒ヲ改メ爾今左記ニ依リ小学校及職業紹介所協力ノ下ニ職業指導ノ徹底強化ヲ図リ上級学校ニ進学セザル卒業者ニ対シテハ特ニ就労ノ気風ヲ振作シ能フ限り之ヲ労務動員ヲ必要トル時局産業ニ就職セシメ以テ労務動員ノ実ヲ挙ゲル様致度此段及通牒候也

記

第一、一般的の事項

一、道府県庁ハ職業紹介所及小学校ニ於ケル職業指導ノ普及徹底ヲ期スル為職業（社会）課及学務課ニ職業指導ニ関スル担当職

員ヲ定メ置クコト

二、小学校及職業紹介所ハ児童ノ職業指導ニ関シ緊密ナル聯絡ヲ保チ其ノ実行方法及実施時期等ヲ定メ相協力シテ之ヲ行フコト

第二、卒業期ノ児童ニ対スル職業知識ノ普及

一、道府県庁ハ職業紹介所ト聯絡シテ労務動員計画ノ趣旨、労務動員ヲ必要トル時局産業及職業ノ種別並ニ其ノ作業態様（例示体力並ニ智力ヲ必要トル作業、主トシテ体力ヲ必要トル作業、主トシテ智力ヲ必要トル作業、輕易作業）等ニ付小学校ニ徹底セシムル手段ヲ講ズルコト

二、小学校ハ卒業期ノ児童ニ対シ労務動員実施計画ノ趣旨並ニ時局産業ニ属スル産業ヲ周知セシメ且職業ニ關聯スル教科目ノ教授ノ際、其ノ他適當ナル時間ニ之ヲ教材トシテ指導ヲ加ヘ高等学校卒業者ニシテ上級学校ニ進学セザル者ノ志向ヲシテ労務動員ニ向ハシムル様努ムルコト

三、小学校ハ職業紹介所ト協力シ児童並ニ保護者ノ為講演会、映画会、展覽会等ヲ開催シ職業事情等ヲ周知徹底セシムル外休暇等ヲ利用シ児童ニ職業実習、職業見学等ヲ為サシムルコト

第三、求職児童ノ調査及職業相談

一、小学校ハ児童ノ身体検査並ニ個性調査ヲ周密ニシ、就職可能ナル児童ニ対シテハ職業紹介所ト協力シテ成ルベク時局産業ニ属スル就職可能職種ヲ選択シ卒業ト同時ニ就職スル様積極的ニ指導スルコト

二、小学校ハ卒業見込ノ児童及高等小学校第一学年又ハ第二学年修了見込児童ノ帰趨見込状況ニ付卒業又ハ修了ノ前年九月二十日（本年ニ限り十月末日）迄ニ其ノ所在地ヲ管轄スル職業紹介所ヲ經由シ道府県庁ニ報告スルコト

道府県庁ハ前項ノ状況ヲ九月末日（本年ニ限リ十一月十日）迄

ニ厚生省ニ報告スルコト

第一項及前項ノ報告ハ第一号様式ニ拠ルコト

三、職業紹介所ハ小学校ト協議シ前項ノ児童ニシテ卒業又ハ修了

後就職スル者ニ対シ二月末日迄ニ職業相談ヲ行フコト（但シ高

等科卒業児童ニ対シテハ十二月末日迄ニ修了スルコト）

四、小学校ハ職業紹介所ヨリ予メ送付ヲ受ケタル第二号様式ノ職

業相談原票ニ所要事項ヲ記入シ置クコト

五、職業紹介所ハ職業相談ヲ了シタル児童ニ対シ第三号様式ノ職

業相談票ヲ交付スルコト十二月末日若ハ二月末日迄ニ相談ヲ了

セザリシ児童ニ対シテハ隨時指導ノ上職業相談票ヲ交付スルコ

ト

六、職業相談票ハ児童ヲシテ小学校ヲ卒業シ又ハ高等科ヲ退学シ

タル後一年間保存シ置キ雇傭ノ際ハ之ヲ雇主ニ提出セシムル様

指導スルコト

七、職業相談票ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ハ児童ノ申請ニ依リ再

交付ヲ為スコト

第四、求人ノ調査及就職後ノ輔導

一、職業紹介所ハ求人ニ付其ノ職種別人員並ニ作業内容ヲ明カナ

ラシムルト共ニ寄宿舎、養成施設、医療其ノ他保護施設ニ関シ

充分調査指導ヲ為スコト

二、道府県庁及職業紹介所ハ就職決定ノ児童ニ対シ就職後心得ベ

キ事項等ヲ印刷配付其ノ他ノ方法ニ依リ懇示スルコト

三、道府県及職業紹介所ハ雇傭主ニ対シ就職少年ノ育成ニ充分留

意セシメ特ニ左記事項ニ付之ヲ実施スル様指導スルコト

イ、職業的指導訓練ヲ与フルコト

ロ、心身ノ発達育成ニ留意シ適當ナル施設ヲ講ズルコト

ハ、成ルベク学校又ハ特殊養成機関ニ依リ職業知識及技術ノ教

育ヲ受ケシムルノ途ヲ講ズルコト

四、職業紹介所ハ小学校ト聯絡シ成ルベク其ノ管轄区域内ニ於テ

雇傭主其ノ他関係団体等ヲ以テ輔導会ノ如キ団体ヲ組織シ、就職

少年ニ対シ勤労精神ノ鼓吹、技術ノ向上、慰安、勤続表彰等就

職少年ノ輔導ニ關スル事項ヲ行ハシムルノ方法ヲ講ズルコト

第五、報告及通報

一、職業紹介所職業相談ヲ実施シタルトキハ其ノ状況ヲ第四号様

式ニ依リ其ノ翌月五日迄ニ所轄道府県庁ニ報告スルコト

二、道府県庁ハ前項ノ状況ヲ取纏メ其ノ月十日迄ニ厚生省ニ報告

スルコト

三、職業紹介所ハ小学校卒業児童ノ採否決定状況及職業輔導状況
其ノ他参考事項ヲ関係小学校ニ其ノ都度通報スルコト

（様式 略）

小学校卒業者ノ職業相談実施要領

一、職業紹介所ハ小学校ト協力シ小学校卒業者ニ対シ職業相談ヲ実施シ其ノ結果ニ基キ適職ノ斡旋ニ努ムルコト

二、職業紹介所ハ求人者ニ対シ職業相談ニ依リ認定サレタル適當作業ニ児童ヲ就業セシムル様指導スルコト尚児童ノ銓衡ハ成ルベク職業紹介所ニ一任セシムル様指導スルコト

三、職業紹介所ハ小学校卒業者ニ対シ職業相談ヲ実施スル為管轄区域内全小学校ニ出張相談ノ計画ヲ樹テ小学校ト協力ノ上所定期日迄ニ之ガ終了ヲ期スルコト

四、職業紹介所ハ就職ヲ希望スル児童ハ勿論家事ニ従業スベキ児童ニ対シテモ他日雇傭サルベキコトアルニ付成ルベク職業相談ヲ行フコト

五、職業相談ニ際シテハ國家的事情ヲ第一トシ児童ノ適性（身体並精神）ヲ重要視スルノ外家庭事情、職業ノ将来性、福利施設、就業場所、其ノ他求人事情等ヲ参酌シテ其ノ選職ヲ指導シ就業可能ナル児童ニハ適當作業及配置産業ヲ認定指示スルコト

尚職業相談ニ際シテハ児童ヲシテ出来ル限り職業紹介所ニ求職セシムル様勧奨シ相談ヲ了シタル児童ニ付テハ之ヲ職業紹介所ニ求職スルモノ、緣故其ノ他ニ依リ就職希望ノモノ、家事ニ従事スルモノ及其ノ他ニ分類シ職業相談原票ニ記入スルコト

六、適當作業ハ児童ノ身体及精神ノ状況ニヨリ左ノ四種ニ分チ認定スルコト

第一種＝体力竝ニ智力ヲ必要トスル作業

第二種＝主トシテ体力ヲ必要トスル作業

第三種＝主トシテ智力ヲ必要トスル作業

第四種＝軽易作業

七、第一種適當作業認定標準

(一) 体力竝ニ智力ヲ必要トスル作業ニ該当スベキ児童ハ概次ノ標準ニ依ル

但シ職業紹介所技術職員其ノ認定ニ参加スル場合ハ次ノ標準以外ノ診断、察察ヲモ加ヘ其ノ認定ヲ為スコトヲ得（以下各適當作業ノ認定ニ於テモ亦同ジ）

『体力標準』

八、ノノ(二) 第二種作業ノ標準ニ依ル

『智力標準』

九、ノ(二) 第三種作業ノ標準ニ依ル

(二) 体力竝ニ智力ヲ必要トスル作業トハ八、ノ(二) 竝ニ九、ノ(二) ヲ兼ネ必要トスル作業ニシテ概次ノ如シ

例示

- | | | | |
|-----|---------------------|------|----------|
| (1) | 技能者養成令ニヨル
養成工（男） | (8) | 機械組立工（〃） |
| (2) | 旋盤工（男、女） | (9) | 織装工（男） |
| (3) | 中グリ工（〃） | (10) | 鐵木工（〃） |
| (4) | 研磨工（〃） | (11) | 製図工（女） |
| (5) | 歯切工（〃） | (12) | 繰糸工（〃） |
| (6) | フライス工（〃） | (13) | 精紡工（〃） |
| (7) | 機械仕上工（〃） | (14) | 織布工（〃） |

八、第二種適當作業認定標準

(一) 主トシテ体力ヲ必要トスル作業ニ該当スベキ児童ハ概次ノ標準ニ依ル

(25)	電線覆裝工	(女)
(26)	捲線工	(女)
(27)	撚線工	(女)
(28)	絕緣工	(女)
(29)	紡績精練工	(女)
(30)	製綿工	(女)
(31)	製絲括束工	(女)
(32)	前紡工	(女)

ノ標準ニ依ル

智能検査ノ実施アル場合ハ左ノ何レカニ該当スルコト

智能評点一〇点以上ノモノ

智能指數九三以上ノモノ

智能百分段階三〇以上ノモト

智能検査ノ実施ナキ場合ハ、学業成績（成ルベク同学年全児童ニ

ツキ) ガ上位ヨリ七割以上ニアルコト(成績概評優及良ニ該当スルモノ)

(一) 主トシテ智力ヲ必要トスル作業トハ小学校卒業程度ノ学歴者ガ同年齢程度ノ同種職業就業者ノ標準的能率ニ達スルタメニハ三ヶ月以上ノ特殊知識的訓練ヲ必要トスルガ如キ作業又ハ就職後知識的向上ヲ必要トスル事務的職業ノ如キモノニシテ概不

次ノ如シ
例示

卷二

(6) (5) (4) (3) (2) (1)
木 製 機 械 実 試 調 整
型 図 試 驗 驗 駕 工 男
工 工 工 工 工 工

(2)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
光学ガラス工 (男)	分 析 工 (男、女)	機械試運転工 (〃)	電信電機工 (〃)	植文撰工、 字工 (〃)	木工 (〃)

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
金屬 フレス	板	剪	製	鋤	墳	撓	熱	鍛	鑄	金屬融 熔	圧延伸 張工
金	断	罐	打	隙	鐵		処理		物		
工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
(男、 女)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(男)	(男、 女)	(〃)	(男)

例
示

(13) 機械運転工(〃)
 (14) レンズ検査工(〃)
 (15) 工具仕上工(〃)
 (16) 自動車運転手(〃)
 (17) 再織工(女)
 (18) 合撫糸工(〃)

(19) 織糸整経工(〃)
 (20) 事務的職業ニ属スルモノ(男、女)
 (21) 電話交換手(女)
 (22) タイピスト(〃)
 (23) 看護婦(〃)

一〇、第四種適當作業認定標準

(一) 輕易作業ニ該当スペキ児童ハ概次ノ標準ニ依ル

体力ニ於テ八、ノ(一)以下及智力ニ於テ九、ノ(一)以下ニ該当スルモノ

(二) 輕易作業トハ七、ノ(二)八、ノ(二)及九、ノ(二)以外ノ作業ニシテ小学校卒業児童ニシテ直ニ就業スルモ相当程度ノ能率ヲ挙げ得ル作業ナリ

一、就職不適當又ハ猶予スペキモノト認定スルモノハ概次左記ニ該当スルモノナルコト但シ雇主ノ特別ノ了解アル場合又ハ保護施設ニ於ケル就業ハ差支ヘナシ
疾病ノ治癒シタル場合ハ再相談ヲ行ヒ其ノ適當作業ヲ認定スルコト

(一) 身体上重度ノ欠陥又ハ疾病アルモノ

例示

肺浸潤、肋膜炎、喘息、心臓病、伝染性疾患

(二) 精神上欠陥アルモノ又ハ精神発育不全ナルモノ

例示

精神病、低能(但シ智能指数五〇以下)不良行為顯著ナルモノ

一二、配置産業ノ種別ハ左ノ五種ニ分類スルコト

(一) 軍需産業

(二) 生産力拡充計画産業及其ノ附帯産業
 (三) 輸出産業及生活必需品産業

(四) 運輸通信業
 (五) 其ノ他ノ産業

一三、職業紹介所職業相談ヲ了シタル際ハ其ノ配置産業別求職者数ト配置産業別供出割当人数トヲ比較シ其ノ調整ニ努メ必要アル場合ハ再相談ヲ行フコト

昭和十四年十月三十日職発第七四四号

〔四一一一三二〕 厚生省職業部長・厚生省労働局長ヨリ警視総監・各地方長官宛

製絲工ノ雇傭契約期間ニ関スル件

製絲業ニ於ケル女工ノ雇傭契約期間ニ関シテハ大正十四年七月二十日社発一部第六五号通牒ニ依リ労働者保護ノ見地ヨリ一般ニ普通女工ハ一年、伝習女工ハ三年ノ期間ヲ超ユル契約ノ行ハレザル様措置相成居候処爾今職業紹介所ノ紹介ニ依リ就業スル者ノ契約期間ニ就テハ特ニ必要アリ別段ノ弊害ナシト認メラル、場合ニ限り其ノ実情ニ応ジ可然措置相成様致度

昭和十四年十一月三十日職発第八一一号

〔四一一一三三〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

卒業期ニ於ケル小学校児童ノ職業紹介ト募集ニ關スル件

卒業期ニ於ケル小学校児童ノ就職斡旋ニ關シテ労務動員計画ノ円滑ナル遂行上之ヲ職業紹介所ニ於テ一元的ニ取扱フ必要有之候条從来

多ク労務者募集規則ニ依ル募集ノ方法ニ依リ労務者ヲ充足シ来レル
向ニ対シテモ卒業期ニ於ケル小学校児童（卒業ノ翌月末日迄ノ者ヲ
含ム）ニ付テハ右募集方法ニ依ラズ職業紹介所ニ求人申込ヲ為サシ
ムル様格別ノ御配意相煩度此ノ場合ハ関係工場ト充分聯絡ノ上受付
求人充足ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ右ノ場合ハ卒業期ニ於ケル小学校児童ハ之ヲ募集ノ対象ヨリ
除外セシムル方法ヲ講ゼラレ度尚既ニ募集許可セルモノニ在リテ
モ右ニ準ジテ適當御措置相成度

〔四一一三四〕 厚生次官ヨリ内閣書記官長・各省次官宛
昭和十四年十二月十一日厚生省発職第一〇二号

労務動態調査ニ關スル件

今般資源調査法第一条ノ規定ニ基キ労務動態調査規則公布相成候処
本調査ハ労務動員其ノ他時局下緊要ナル労務対策樹立ノ基礎的資料
ニ供セントスルモノニ有之候條貴省並ニ貴所管各府廳ニ就テモ右規
則ニ準ジ別記要綱ニ依リ調査取纏ノ上御通報相煩度此段及御依頼候
也

追而労務動態調査提要御参考迄ニ添附致候

内閣及各省ニ於ケル労務動態調査要綱

一、内閣及各省ハ労務者ノ所屬府廳等毎ニ別表様式ニ依リ毎年二回
六月及十二月各月末現在ヲ以テ労務者（本官並ニ其ノ待遇ヲ受ク
ル者ヲ除キ内閣、各省並所屬府廳ニ雇傭セラル、者）ノ雇入、解
雇、雇入予定数其ノ他労務動態ニ關スル事項ニ付調査取纏ノ上各
翌月末日迄ニ通報スルコト

二、左ノ各号ノ一二該當スル者ハ調査ヨリ除クコト

一般員法ノ船員

二 医師、歯科医師、薬剤師

三 獣医師

四 年齢十二年未満又ハ六十年以上ノ者
五 奉給ノ月額百円ヲ超ユル事務従事者

労務動態調査票記載上ノ注意事項

○調査ノ対象トナルベキ労務者

常時雇傭スル労務者（本官及其ノ待遇者ヲ除キ嘱託、雇員、傭人、
職工、人夫等雇傭契約ニ依リ事務、技術其ノ他ノ労務ニ從事スル
者ヲ謂フ）ニ付調査スルコト但シ左ノ者ハ調査ヨリ除外スルコト
1. 勤務ノ場所ガ朝鮮、台灣、樺太、南洋群島又ハ外国ニ在ル者
2. 船員法ノ船員

3. 醫師、歯科医師、薬剤師、獣医師

4. 年齢満十二歳未満又ハ六十歳以上ノ者

5. 奉給月額百円（基本給ノミヲ謂ヒ諸手当賞与等ヲ含マズ）ヲ
超ユル事務従事者（技術従事者及一般労務者ニ付テハ百円ヲ超
ユル場合モ調査スルコト）

二以上ノ場所ニ於テ使用スル労務者ニ付テハ主タル使用ノ場所ニ
於テ調査スルコト

○労務者種別 労務者ノ種別ハ左ノ例ニ依ルコト

1. 事務従事者 事務嘱託、事務雇ノ如ク文書、会計、統計等庶
務ニ從事スル者ニ付記入スルコト
無給事務嘱託モ便宜本欄ニ記入スルコト
2. 技術従事者 名称ノ如何ニ拘ラズ技術ニ從事スル者ニ付記入
スルコト
3. 一般労務者 事務従事者、技術従事者及日傭労務者以外ノ労

務者ヲ謂ヒ各労務者ノ職業ニ依リ工業労務者以下五種ニ類別シ
テ記入スルコト、例ヘバ旋盤工、製図工等ハ「工業労務者」、
自動車運転手等ハ「運輸通信労務者」、門衛、給仕、小使等ハ
「其ノ他ノ労務者」トスルコト

リタル者ヲ記入シ仮令形式ガ解雇ノ場合モ「解雇」ノ欄ニ記
入セズ本欄ニ記入スルコト

口、癱疾、老年其ノ他ノ事由ニ因リ再ビ労務ニ從事シ得ザル
モノト認メ解雇シタル者

イ、死亡

日傭労務者 日々又ハ隨時ニ雇傭關係ノ変ル所謂日稼労務者
ヲ謂ヒ、労務供給業者ヨリ供給ヲ受クル者ヲモ之ニ算入スルコ
ト

日傭労務者ニ付テハ他ノ労務者ト異リ過去六ヶ月間ニ於ケル雇
入延人員ノミヲ八ノ欄ニ記入スルコト

- 調査票記入心得
1. 日傭労務者名簿（一ノ欄）当該庁解（学校、病院等ヲ含ム以下之
ニ同ジ）ノ所属スル主務省名ヲ記入スルコト
 2. 庁解所在地欄（二ノ欄）庁解名称欄（三ノ欄）庁解所在地及
名称ヲ記入スルコト
 3. 過去六ヶ月間ノ雇入解雇人員欄（四ノ欄）

1. 年齢ハ調査期日現在ヲ以テ満年ニ依リ区分スルコト
2. 現在雇傭人員中ニハ調査範囲ヨリ除外セラレタル者ヲ算入
セザルコト（前掲「調査ノ対象トナルベキ労務者」ノ項參
照）
3. 現在雇傭人員中応召、入営、疾病、旅行等ニ因リ引続キ三
ヶ月以上労務ニ從事セザル者ニ付テハ其ノ合計数ヲ男女別ニ
備考欄ニ記入スルコト
4. 今後六ヶ月間ノ雇入予定人員欄（六ノ欄）

- 調査期日ヲ基準トシテ向フ六ヶ月間ニ雇入ヲ必要トスル予定人
員ヲ記入スルコト
1. 年齢ハ調査期日現在ヲ以テ満年ニ依リ区分スルコト
 2. 過去六ヶ月間ニ雇入レタル者ハ仮令調査期日前ニ解雇シタ
ル者モ夫々雇入解雇ニ算入スルコト
 3. 日傭ノ形式ニテ雇傭スルモノ、外ハ仮令雇入ノ翌日解雇ス
ルモ夫々雇入解雇ニ算入スルコト
 4. 「減耗」ノ欄ニハ左ノ事由ニ依リ過去六ヶ月間ニ減員トナ
ル

1. 「前職アル者」ノ欄ニハ現在ノ庁解ニ雇入前一ヶ月間ニ引
続キ一ヶ月以上同一職業ニ從事シタル者ニ付其ノ所屬産業種

別ニ員数ヲ記入スルコト、其ノ職業ニ以上アル場合ハ最後ノ職業ニ依ルコト

2. 「前職ナキ者」ノ欄ニハ就職ノ前歴ナク現在ノ庁舎ニ於テ初メテ職業ニ就キタル者又ハ前職アルモ過去一ヶ年間ニ全然

就職セザル者若ハ引続キ一月以上同一職業ニ從事シタルコト

ナキ者ニ付其ノ世帯主ノ職業ノ所屬産業別ニ員数ヲ記入スルコト（單ニ隨時世帯主ノ手伝程度ノ労務ニ從事シタル者ハ前職ナキ者トスルコト）

産業種別ハ前職（前職ナキ者ニ付テハ其ノ世帯主ノ職業）ノ所属スル産業ヲ記入スルモノトシ、例ヘバ前職ガ工場ノ事務員、

職工、門衛、給仕等ノ場合ハ「工業」、鉄道、郵便、電信從業員等ノ場合ハ「運輸通信業」、商店ノ店員、売子、掃除夫等ノ場合ハ「商業」、官吏其ノ他ノ公務員ノ場合ハ「公務自由業」

トスルコト

七、本調査ノ産業分類及職業分類ハ別表ニ依ルコト

（調査票 略）

（別表省略）

○調査ノ対象トナルベキ労務者

昭和十四年十二月十四日厚生省発職第一〇三号
（四一一三五） 厚生次官・内務次官ヨリ府県長官宛

十一月二十八日公布相成候労務動態調査規則ハ道府県ニ適用無之候

処本調査ハ労務動員其ノ他時局下緊要ナル労務対策樹立ノ基礎的資料ヲ得ントスルモノニ有之候条貴県並ニ貴管下各庁舎等ニ就テモ右規則ニ準ジ別記要綱ニ依リ調査シ貴官ニ於テ取纏ノ上厚生省職業部長宛御報告相成度

追而労務動態調査提要御参考迄ニ添附致候

道府県ニ於ケル労務動態調査要綱

一、道府県ハ労務者ノ所屬庁舎等毎ニ別表様式ニ依リ毎年二回六月及十二月各月末現在ヲ以テ労務者（本官、同待遇者及道府県吏員

ヲ除キ道府県並所屬庁舎ニ雇傭セラル、者）ノ雇入、解雇、雇入予定數其ノ他労務動態ニ關スル事項ニ付調査シ之ヲ集計ノ上各翌

月末日迄ニ厚生省職業部長ニ報告スルコト

二、左ノ各号ノ一二該當スル者ハ調査ヨリ除外コト

一 船員法ノ船員

二 医師、歯科医師、薬剤師

三 獣医師

四 年齢十二年未満又ハ六十年以上ノ者

五 債給ノ月額百円ヲ超ユル事務從事者

労務動態調査票記載上ノ注意事項

常時雇傭スル労務者（本官、同待遇者及道府県吏員ヲ除キ嘱託、雇員、傭人、職工、人夫等雇傭契約ニ依リ事務、技術其ノ他ノ労務ニ從事スル者ヲ謂フ）ニ付調査スルコト但シ左ノ者ハ調査ヨリ除外スルコト

1. 勤務ノ場所ガ朝鮮、台灣、樺太、南洋群島又ハ外国ニ在ル者

2. 船員法ノ船員

3. 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師

4. 年齢満十二歳未満又ハ六十歳以上ノ者

5. 債給月額百円（基本給ノミヲ謂ヒ諸手当賞与等ヲ含マズ）ヲ超ユル事務従事者（技術従事者及一般労務者ニ付テハ百円ヲ超ユル場合モ調査スルコト）

二以上ノ場所ニ於テ使用スル労務者ニ付テハ主タル使用ノ場所ニ於テ調査スルコト

○労務者種別 労務者ノ種別ハ左ノ例ニ依ルコト

1. 事務従事者 事務嘱託、事務雇ノ如ク文書、会計、統計等庶務ニ從事スル者ニ付記入スルコト

無給事務嘱託モ便宜本欄ニ記入スルコト

2. 技術従事者 名称ノ如何ニ拘ラズ技術ニ從事スル者ニ付記入スルコト

3. 一般労務者 事務従事者、技術従事者及日傭労務者以外ノ労務者ヲ謂ヒ各労務者ノ職業ニ依リ工業労務者以下五種ニ類別シテ記入スルコト、例ヘバ旋盤工、製図工等ハ「工業労務者」、自動車運転手等ハ「運輸通信労務者」、門衛、給仕、小使等ハ「其ノ他ノ労務者」トスルコト

4. 「減耗」ノ欄ニハ左ノ事由ニ依リ過去六ヶ月間ニ減員トナリタル者ヲ記入シ仮令形式ガ解雇ノ場合モ「解雇」ノ欄ニ記入セズ本欄ニ記入スルコト

イ、死亡

ロ、癡疾、老年其ノ他ノ事由ニ因リ再び労務ニ從事シ得ザルモノト認メ解雇シタル者

「其ノ他ノ労務者」トスルコト

4. 日傭労務者 日々又ハ隨時ニ雇傭關係ノ変ル所謂日稼労務者ヲ謂ヒ、労務供給業者ヨリ供給ヲ受クル者ヲモ之ニ算入スルコト

日傭労務者ニ付テハ他ノ労務者ト異リ過去六ヶ月間ニ於ケル雇入延人員ノミヲ八ノ欄ニ記入スルコト

○調査票記入心得

一、道府県名欄（一ノ欄）当該府縣立ノ學校、病院等ヲ含ム以下之ニ同ジノ所屬地方府縣名ヲ記入スルコト

二、府縣所在地欄（二ノ欄）府縣名稱欄（三ノ欄）府縣所在地及名称ヲ記入スルコト

三、過去六ヶ月間ノ雇入解雇人員欄（四ノ欄）

1. 年齢ハ調査期日現在ヲ以テ満年ニ依リ区分スルコト

2. 過去六ヶ月間ニ雇入レタル者ハ仮令調査期日前ニ解雇シタル者モ夫々雇入解雇ニ算入スルコト

3. 日傭ノ形式ニテ雇傭スルモノ、外ハ仮令雇入ノ翌日解雇スルモ夫々雇入解雇ニ算入スルコト

4. 「減耗」ノ欄ニハ左ノ事由ニ依リ過去六ヶ月間ニ減員トナリタル者ヲ記入シ仮令形式ガ解雇ノ場合モ「解雇」ノ欄ニ記入セズ本欄ニ記入スルコト

四、現在雇傭人員欄（五ノ欄）

1. 年齢ハ調査期日現在ヲ以テ満年ニ依リ区分スルコト

2. 現在雇傭人員中ニハ調査範囲ヨリ除外セラレタル者ヲ算入セザルコト（前掲「調査ノ対象トナルベキ労務者」ノ項参照）

3. 現在雇傭人員中応召、入賞、疾病、旅行等ニ因リ引続キ三ヶ月以上労務ニ從事セザル者ニ付テハ其ノ合計数ヲ男女別ニ備考欄ニ記入スルコト
- 五、今後六ヶ月間ノ雇入予定人員欄（六ノ欄）
- 調査期日ヲ基準トシテ向フ六ヶ月間ニ雇入ヲ必要トスル予定人員ヲ記入スルコト
- 六、過去六ヶ月間ニ雇入レタル一般労務者ノ前職欄（七ノ欄）過去六ヶ月間ニ雇入レタル一般労務者（事務從事者、技術從事者、日傭労務者ヲ含マズ）ニ付左ノ区分ニ依リ記入スルコト
- 「前職アル者」ノ欄ニハ現在ノ序牌ニ雇入前一ヶ年間ニ引続キ一ヶ月以上同一職業ニ從事シタル者ニ付其ノ所属産業種別ニ員數ヲ記入スルコト、其ノ職業ニ以上アル場合ハ最後ノ職業ニ依ルコト
 - 「前職ナキ者」ノ欄ニハ就職ノ前歴ナク現在ノ序牌ニ於テ初メテ職業ニ就キタル者又ハ前職アルモ過去一ヶ年間ニ全然就職セザル者若ハ引続キ一ヶ月以上同一職業ニ從事シタルコトナキ者ニ付其ノ世帯主ノ職業ノ所属産業別ニ員數ヲ記入スルコト（单ニ隨時世帯主ノ手伝程度ノ労務ニ從事シタル者ハ前職ナキ者トスルコト）
- 産業種別ハ前職（前職ナキ者ニ付テハ其ノ世帯主ノ職業）ノ所属スル産業ヲ記入スルモノトシ、例ヘバ前職ガ工場ノ事務員、職工、門衛、給仕等ノ場合ハ「工業」、鉄道、郵便、電信從業員等ノ場合ハ「運輸通信業」、商店ノ店員、売子、掃除夫等ノ

場合ハ「商業」、官吏其ノ他ノ公務員ノ場合ハ「公務自由業」

トスルコト

七、本調査ノ産業分類及職業分類ハ別表ニ依ルコト

（調査票略）
（別表省略）

昭和十五年二月十二日職発第五十四号
〔四一一三六〕厚生省職業部長ヨリ北海道府長官・各府県知事宛

小学校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ関スル件

労務動員計画ニ於ケル新規重要給源タル小学校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關シテハ銳意御努力ノコトト存候処最近聯絡事務ノ不円滑職業相談ノ実施不充分及求人内容ノ周知宣伝ノ不徹底等ニ起因シ或ハ又求人者ノ地盤關係等ノ考慮充分ナラザル為就職者數ヲ却ツテ減少セシムル等遺憾ノ点有之様被存候ニ付テハ更ニ一段ノ考慮ヲ払ヒ職業紹介所ヲ指導督励ノ上割当数ノ絶対充足ヲ期スルト共ニ既ニ詮衡ヲ実施シタル求人者ニシテ割当員數ノ兒童ヲ採用シ得ザリシモノニ対シテハ求人者ト打合セノ上適當ノ時期ニ於テ充足未済分ニ付再詮衡ヲ実施セシムル等可然御配意相成度

昭和十五年三月一日厚生省発職第一八号

〔四一一三七〕 厚生次官ヨリ各地方長官宛

青少年雇入制限令ノ施行ニ関スル件

国家総動員法第六条ノ規定ニ基キ勅令第三十六号ヲ以テ青少年雇入制限令ヲ制定公布セラレ本日ヨリ施行相成候処右ハ時局ニ鑑ミ重要産業ニ於ケル労務者ノ充足ヲ確保スル為青少年ノ雇入ニ関シ相当規制ヲ加ヘントスルニ在ルモ本令ノ実施ハ其ノ関係スル所極メテ広汎ニシテ一般社会ニ及ボス影響亦重大ナルモノアルニ付本令ノ趣旨及内容ノ周知徹底ニ関シテハ特ニ格段ノ御配意相成度尚本令ニ関スル貴官又ハ職業紹介所長ノ事務取扱ニ関シテハ別紙「青少年雇入制限令ニ関スル事務取扱要綱」ニ依リ又ハ依ヲシメラル、様致度

青少年雇入制限令ニ関スル事務取扱要綱

甲、一般的注意

一、本制度ノ趣旨ノ普及徹底ヲ図ルコト
本制度ハ其ノ関係スル処極メテ広汎ニシテ一般社会ニ及ボス影響亦重大ナルモノアルニ付之ガ趣旨ノ普及徹底ニ付テハ特ニ遺憾ナキヲ期スルコト。

二、執務ノ態度ハ懇切丁寧ヲ旨トスルコト

本制度ハ一般民衆生活ニ関係スル所深キヲ以テ申請人等トノ応接其ノ他臨検検査等ニ当リテハ懇切丁寧ヲ旨トスルコト

三、事務ノ処理ハ正確ニシテ迅速ヲ期スルコト

事務処理ノ正否及遲速ハ其ノ影響スル所極メテ大ナルモノアルヲ以テ取扱ニ当リテハ特ニ正確迅速ヲ旨トスルコト

尚申請書ノ記載ニ付不備又ハ虚偽ノ事実等アルトキハ認可ノ公正ヲ害スルヲ以テ其ノ整備正確ヲ期スル様指導スルコト

四、秘密保持ヲ厳守スルコト

申請書ノ内容ニハ軍用資源秘密ニ関スルモノ等秘密ヲ要スペキ事項アルベキニ付書類ハ鎖鑰アル箇所ニ格納シ取扱者ハ常ニ其ノ秘密保持ニ留意スルコト

五、本制度運営上必要ナル事項ノ調査研究ニ努ムルコト

常ニ労務動態調査報告其ノ他ニ依リ管内青少年労務者ノ需給状況ハ勿論各工場、事業場、事務所及店舗等別ニ其ノ業態及労務事情ヲ詳査スル等本制度ノ運営上必要ナル各般ノ事項ニ付調査研究ニ努ムルコト

六、查察、臨検、検査ノ励行ニ努ムルコト

常ニ本令施行状況ヲ查察シ努メテ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他青少年雇傭ノ場所ノ臨検、検査ヲ為シ本制度ノ運営上遺憾ナキヲ期スルコト

乙、府県ノ事務

一、令第三条第二号ニ依ル認可申請書ノ進達（提出）アリタル場合

1、申請書を受理シタルトキハ其ノ記載内容ヲ審査スルコト
此ノ場合利用状況及主要生産販売額等ニ関シ必要アルトキハ關係官、統制団体等ト緊密ナル聯絡ヲ執リ調査上遺憾ナキヲ期スルハ勿論場合ニ依リ之等關係官、統制団体等ノ証明書ヲ徵スル

2、認可不認可ノ決定ハ別紙令第三条第二号ノ認可規準要綱ニ依ルコト
3、認可又ハ不認可ノ指令書ハ別紙様式第一号又ハ第十四号ニ依ルコト
4、指令書ハ所轄職業紹介所ヲ經由シテ（規則第三条但書ノ申請ニ対シテハ直接）之ヲ交付シ請書ヲ徵スルコト

二、規制第七条第六号ニ依ル認可申請アリタル場合

1、申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載内容ヲ審査スルコト此ノ場合利用状況及主要生産販売額等ニ関シ必要アルトキハ厚生省又ハ関係官庁、統制団体等ト緊密ナル連絡ヲ執リ調査上遺憾ナキオ期スルハ勿論場合ニ依リ之等関係官庁、統制団体等ノ証明書ヲ徵スルコト

2、認可不認可ノ決定ハ事業ノ重要度及当該地方ノ労務需給状況ヲ考慮シ別紙令第三条第三号ノ認可規準要綱ニ準ジ処理スルコト

3、認可又は不認可ノ指令書ハ別紙様式第一号又ハ第十四号ニ依ルコト

4、指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵スルコト

三、認可台帳ノ備付

別紙様式第三号ニ依リ令第三条第二号ノ認可台帳ヲ作製シ処分ノ都度記載整理スルコト

四、報告

1、令第三条第二号ニ依リ認可シタル工場、事業場ノ名称及認可期限ヲ別紙様式第四号ニ依リ前月分ヲ取纏メ毎月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

2、認可申請ニ対スル毎月ノ処分状況ヲ別紙様式第五号ニ依リ翌月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

3、職業紹介所長ヨリ報告アリタル認可申請ニ対スル処分状況ヲ取纏メ別紙様式第六号ニ依リ毎月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

4、毎月ノ違反状況ヲ取纏メ別紙様式第七号ニ依リ翌月十日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

五、其ノ他

1、事務取扱主任者ヲ定メ其ノ官職氏名ヲ厚生省ニ報告スルコト之ニ変更アリタルトキ亦同ジ

2、常時職業紹介所ニ於ケル本令施行事務ノ状況ヲ査察シ之ヲ指導監督スルコト

3、違反行為ニ対シテハ必要ナル措置ヲ講ジ重要ナルモノニ付テハ其ノ顛末ヲ厚生省ニ報告スルコト

丙、職業紹介所ノ事務

一、規則第一条第二号ニ依ル認定申請アリタル場合

1、認定ノ決定ハ身体ノ障碍状況ニ依リ慎重ニ之ヲ為スコト
2、認定又ハ不認定ノ指令書ハ別紙様式第八号又ハ第十四号ニ依ルコト

二、令第三条第二号ニ依ル認可申請書ノ提出アリタル場合

1、認可申請書ノ提出アリタルトキハ先づ正本及副本ノ整否記載事項ノ正否等ヲ審査シ支障ナシト認メタルトキハ其ノ正本ニ意見ヲ附シ所轄地方長官宛親展扱トシテ進達スルコト此ノ場合封皮ニハ青少年申請ト朱書スルコト

尚右ニ付テハ別紙様式第九号ノ受付簿ヲ作製整理シ副本ハ職業紹介所ニ保管シ編綴シ置クコト

2、地方長官ヨリ指令書ノ送付アリタルトキハ前号ノ受付簿ニ記入ノ上速ニ之ヲ申請人ニ交付シ請書ヲ徵シ地方長官ニ進達スルコト

三、令第三条第三号ニ依ル認可申請アリタル場合

1、申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載内容ヲ審査スルコト此ノ場合利用状況及主要生産販売額等ニ関シ必要アルトキハ道府県又ハ関係官庁、統制団体等ト緊密ナル連絡ヲ執リ調査上遺憾ナ

キヲ期スルハ勿論場合ニ依リ之等官庁団体等ノ証明書ヲ徵スルコト

2、認可不認可ノ決定ハ別紙令第三条第三号ノ認可規準要綱ニ依コト

3、認可又ハ不認可ノ指令書ハ別紙様式第十号又ハ第十四号ニ依ルコト

4、認可ノ指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵スルコト

四、令第四条第二号ニ依ル認可申請アリタル場合

1、認可不認可ノ決定ハ別紙令第四条第二号ノ認可規準要綱ニ依ルコト

2、認可又ハ不認可ノ指令書ハ別紙様式第十一号又ハ第十四号ニ依ルコト

3、認可ノ指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵スルコト

4、認可シタルトキハ所轄警察署ニ連絡スルコト

五、規則第七条第三号ニ依ル認可申請アリタル場合

1、認可又ハ不認可ノ指令書ハ別紙様式第十二号又ハ第十四号ニ依ルコト

2、認可ノ指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵スルコト

六、規則第十二条第二号ニ依ル認可申請アリタル場合

1、認可不認可ノ決定ハ別紙令第十二条ノ認可規準要綱ニ准ジ処理スルコト

2、認可又ハ不認可ノ指令書ハ別紙様式第十三号又ハ第十四号ニ依ルコト

3、認可ノ指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵スルコト

七、台帳の備付

1、別紙様式第三号及第十五号ノ一及二ニ依ル認可台帳ヲ作製シ

处分又ハ地方長官ヨリ指令書送付ノ都度記載整理スルコト
2、成ルベク管内ニ於ケル工場、事業場、事務所、店舗其ノ他青

少年ヲ四人以上雇傭スルモノニシテ令第三条第二号第三号又ハ

同第四条第二号ノ認可ヲ受ケザルモノニ付別紙様式第十六号ノ

青少年雇傭定員台帳ヲ作製シ置キ本令施行上ノ資料トスルコト

八、報告

1、認可申請ニ対スル毎月ノ処分状況ヲ別紙様式第六号ニ依リ翌月五日迄ニ道府県ニ報告スルコト

2、毎月ノ違反状況ヲ取纏メ別紙様式第七号ニ依リ翌月五日迄ニ道府県ニ報告スルコト

九、其ノ他

1、事務取扱主任者ヲ定メ其ノ官職氏名ヲ道府県ニ報告スルコト之ニ変更アリタルトキ亦同ジ

2、常ニ道府県ト連絡シ本制度ノ運営上過誤ナキヲ期スルコト

3、常時管内工場、事業場、事務所、店舗等青少年雇傭ノ場所ニ就キ青少年雇傭名簿ノ備付状況ヲ指導監督スルコト

4、違反行為ニ対シテハ必要ナル措置ヲ講シ重要ナルモノニ付テハ其ノ顧末ヲ道府県ニ報告スルコト

(様式 略)

昭和十五年三月二十日 厚生省発職第一九号

〔四一一三八〕 厚生省職業部長・厚生省労働局長ヨリ

各地方長官宛

本年三月小学校卒業者ノ就職後ノ輔導ニ関スル件

小学校卒業者ノ就職後ノ補導ニ関シテハ客年十月十九日職発第七

二九号「小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件」通牒ヲ以テ指示致置候處本年度小学校卒業就職者ニ対シテハ左記事項ヲ実施シ就職後ノ輔導ニ関シ一層之ガ徹底ヲ期セラレ度及通牒候

記

一、就職後ノ輔導ノ目標ハ新職業生活ニ対スル精神並身体ノ順応ニ関スル指導保護ニ置キ之ガ実施ニ当リテハ最モ退転職ノ多キ就職後三、四ヶ月間ニ重點ヲ置クコト

二、就職地ノ府県及職業紹介所ハ工場又ハ事業場ニ出張シテ就職者ニ付勤務並生活状況ノ調査、精神指導、勤続奨励等ヲ行フト共ニ工場又ハ事業場ニ於ケル輔導状況ヲ視察シテ適宜之ヲ指導シ其ノ結果ヲ職業相談原票ニ記入スルコト

尚府県及職業紹介所勤務ノ職業指導關係技術職員ハ能フ限り工場又ハ事業場ニ出張シテ其ノ作業方法、作業環境、所要性能等ヲ調査シ就職者ノ心理又ハ身体状況ニ付異常又ハ罹病者ニ対スル保護方法其ノ他適當ナル輔導方法ヲ雇主ニ講ゼシムルコト
右輔導ノ結果ハ之ヲ取纏メテ厚生省並供給地ノ関係府県及職業紹介所ニ通報スルコト

三、供給地ノ府県及職業紹介所ハ就職スペキ少年少女ニ対シ就職ニ關スル適當ナル指導ヲ為スト共ニ文書等ニ依リ自ラ又ハ父兄、母校ヲ通ジテ就職直後及適當ナル時期ニ就職少年少女ニ対シ勤続奨励ノ為激励方法ヲ講ズルコト

四、就職地ノ府県及職業紹介所ハ小学校卒業者ノ就職時期ニ予メ工場関係者ヲ集合セシメ就職後ノ輔導ニ関スル協議ヲ為シ次ノ諸点ニ考慮ヲ払ハシムルコト

イ、新規就職者ニ対シ特ニ指導者ヲ定メ就職後ノ輔導ノ任ニ当ラシメルコト

ロ、就職時並ニ就職直後ニ於ケル少年少女ノ心理的動搖性（昂奮、沈鬱、孤独、鄉愁、不安、不満等）ニ対スル指導ヲ為スコト

斯カル心理的動搖ハ就職少年少女ニ於テハ寧ロ普遍的ナル傾向ト認メラル、ニ付指導者ハ個別的ノ懇談、心情調査、投書函ノ設置、日誌閲覧等適當ナル方法ヲ講ジテ之ヲ発見指導スルト共ニ同郷者其ノ他適當ナル者數名ニ依ル班ヲ編成シテ各自ノ心情ヲ吐露セシムルト共ニ相互ニ激励、慰安ヲ行ハシメ尙異常著シキ者ニ対シテハ特殊ノ保護、指導ヲ加ヘテ他ノ者ニ対スル亜影響ノ伝播ヲ避クルコト

ハ、新職業生活ニ対スル身体的順応状態ニ留意シ就職後數ヶ月間ノ健康状態ニ注意ヲ払ヒ積極的ニ体位ノ向上ヲ指導シ休日等ハナルベク郊外其ノ他衛生地帯ニテ充分運動ヲ行ハシムルコト

ニ、職種ノ振り分ケハ就職者ノ退転職ノ原因トナル場合勘カザルニ付其ノ希望ト適性トノ関係ヲ考慮シ其ノ不一致ナルモノニ就キテハ適職從業ノ重要性ヲ強調スルト共ニ該當職種ニ関スル興味ヲ誘導スル等極力之ヲ指導シタル上出来得ル限り適職ニ就業セシメルコト

ホ、就職者ノ私生活ニ付テハ個別的ニ留意シ特ニ寄宿舎ノ設備ナキ場合ハ其ノ生活方法ヲモ指導シテ経済上ノ不安ヲ除カシムルト共ニ浪費ヲ戒メ貯蓄奨励ノ方途ヲ講ズルコト

ヘ、就職者ノ職業生活ノ状況ニ付就職直後及適當ナル時期ニ工場並ニ就職者ヨリ之ヲ家庭、母校ニ報告文通セシムルコト

五、就職地ノ職業紹介所ハ昭和十五年六月末日現在ニ於ケル就職者ノ勤続状況ヲ別記様式ニ依リ七月十日迄ニ工場ヨリ報告セシメ職業紹介所ハ其ノ概況並ニ職業紹介所ノ実施セル輔導状況ヲ同月二十五日迄ニ道府県庁ニ報告シ道府県庁ハ之ヲ取纏メテ同月末日迄シメルコト

(様式 略)

昭和十五年三月二十六日 厚生省発職第三二号
〔四一一三九〕 厚生次官ヨリ各地方長官宛

機械技術者検定施行ニ関スル件

曩ニ決定セラレタル労務動員計画ニ基キ今般厚生省令第八号ヲ以テ
機械技術者検定規則制定公布セラレ候処右ハ現下最モ喫緊ノ要務タ
ル軍需品ノ生産及生産力ノ拡充等ニ要スル機械技術者ノ補充ノ一助
タラシムルト共ニ一般従業員ノ技術向上ヲ図ル為機械技術者ノ検定
ヲ行ハントスルニ在リ各位ハ關係方面ニ対シ右制定ノ趣旨ヲ徹底セ
シムルト共ニ之ガ事務ノ取扱ニ当リテハ別紙機械技術者検定事
務取扱要領ニ基キ本試験ノ厳正ヲ期スルト共ニ受検者ニ対シテハ懇
切ヲ旨トシ本令施行上遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ本検定施行ニ關スル事務ハ学務部職業課ヲシテ主管セシメラ
レ度尚第一回機械技術者検定前期筆記試験ハ来ル六月一日、二日
ノ兩日ニ施行ノ見込ニ有之候処公告ノ必要モ有之貴庁所在地ニ於
テ適當ナル試験場撰定ノ上来ル五月十五日迄ニ当省ニ御報告相成
度本制度関係省令告示及公告ハ本月二十五日官報参照相成度為念
機械技術者検定事務取扱要領

一、願書ノ受付其ノ他ノ事項

(一) 受検セントスル者ヨリ受検願書、証明書及推薦書ノ各用紙ノ
請求アリタルトキハ受検案内及検定施行要綱解説ヲ添ヘ速ニ之
ヲ交付スルコト

尚本人出頭ノ上之ヲ請求シタル者ニ対シテハ之等書類ノ記載方

- (二) 受検票ニハ受検番号、道府県名及受検者氏名ヲ記入シテ之ヲ
交付スルコト
- 尚本人出頭ノ上願書ヲ差出シタル者ニ対シテハ特ニ之ガ取扱ヲ
迅速ニシ可成其ノ場ニ於テ之ヲ手交スルコト
- (一) 受検票ニハ受検番号欄ノ受検番号ノ左側ニ記入スルコト
受検番号ハ算用数字ヲ用ヒ其ノ他ハ楷書ヲ以テ何レモ明瞭ニ墨

法其ノ他受検者ノ心得ベキ事項ニ付詳細ナル指示ヲフルコト
(二) 受検願書ノ提出ヲ受ケタルトキハ履歴書、戸籍抄本、写真及
證明書(規則第三条第一項第二号ニ該当スル者ニ在リテハ推薦
書)添附ノ有無ヲ調査シ且其ノ様式ニ関シテモ規則ニ違背セル
モノナキヤ否ヤニ付審査ヲ行ヒ不備ノモノニ付テハ直ニ補正ノ
方法ヲ講ゼシムルコト

尚本人出頭ノ上願書ヲ提出シタル者ニ対シテハ其ノ場ニ於テ前
項ノ方法ヲ講ズルコト、シ後日ニ至リテ書類ノ往復ヲ重ヌルガ
如キコト無キ様努ムルコト

- (三) 受検願書ヲ差出シタル者ニシテ規則第三条所定ノ受検資格ヲ
欠缺スル者ニ対シテハ願書ノ受付ヲ為サムルコト
(四) 受検資格ニ関シ疑義アルモノニ付テハ受検票交付前受検願書
類ヲ添ヘ予メ当部ニ協議スルコト

(五) 受検願書類ハ前期筆記試験終了後書留郵便ヲ以テ一括当省ニ
之ヲ送付スルコト但シ写真ノミハ後期筆記試験終了迄道府県庁
ニ之ヲ留置スルコト

書スルコト

(三) 出願者ノ氏名及受検番号等ハ之ヲ受検者台帳ニ登載シ置クコト

ト

(四) 出願期間終了シ受検票ノ交付ヲ了シタルトキハ直ニ電報ヲ以テ受検者数ヲ当省ニ報告スルコト

三、試験場ニ関スル事項

(一) 前期筆記試験又ハ後期筆記試験ノ期日及場所官報ヲ以テ公告セラレタルトキハ直ニ葉書ヲ以テ各受検者ニ対シ試験ノ日時、

場所及各科目ノ時間割ヲ通知スルコト

(二) 試験場ハ試験当日ノ前日迄ニ其ノ準備ヲ了シ置クコト

(三) 試験場ノ入口ニハ適当ノ標示ヲ掲出シ置クコト

(四) 試験場ニハ下足、自転車等ノ預り人ヲ置クト共ニ上草履ヲ準備シ置クコト

(五) 試験場ニハ受付ヲ置キ受検者出頭ノ有無ヲ調査スルト共ニ受検標記載ノ物件ヲ所持セリヤ否ヤ等ニ付調査シ之ヲ所持セザル者ニ対シテハ注意ヲ促スコト

(六) 試験場ニハ適当ノ控所ヲ設クルコト

(七) 試験場ノ机椅子ノ配置ニ関シテハ受検者ヲシテ不正行為ヲ行フ余地ナカラシムル様配慮スルコト

(八) 受検者ノ机ハ受検番号順ニ並ベ机上ニ受検番号ヲ記載シタル紙片ヲ貼附シ置クト共ニ受検者ノ写真(表面適当ノ箇所ニ受検番号ヲ記入シ道府県ノ証印ヲ捺印シタルモノ)ヲ配置シ置クコト

(九) 試験場ニハ各室共見易キ箇所ニ時計ヲ備付クルコト

(十) 受検者ハ試験開始ノ時刻ノ十分前ニ試験場ニ入場セシメ各所定ノ場所ニ着席セシムルコト

試験開始時刻ニ遅レタル者ハ入場セシメザルコト

(十一) 試験場ニハ受検標記載ノ物件以外ノ物件ヲ携帯セシメザルコト

(十二) 受検票ハ各受検者ノ机上見易キ箇所ニ之ヲ置カシムルコト

(十三) 試験ノ監督ニハ相当数ノ道府県職員ヲシテ之ニ当ラシメ写真、受検票等ニ依リ出願者本人ガ出頭セリヤ否ヤヲ調査スルト共ニ不正行為等ヲ為ス余地無カラシムル様注意シ試験ノ厳正ヲ期スルコト

四、試験問題ニ関スル事項

(一) 当省ヨリ送付シタル試験問題ヲ受領シタルトキハ責任者ヲ定メ試験当日迄之ヲ嚴重保管シ外部ニ問題漏洩スルガ如キコト無キ様注意スルコト

添フコト

(二) 試験問題ハ受検者ノ着席後試験開始時刻ノ直前ニ一斉ニ受験者ニ之ヲ配付スルコト

絶対ニ回答セザルコト

五、答案ニ関スル事項

(一) 答案ハ試験問題用紙ニ記載セシムルニ付之ガ用紙ハ別ニ配付スルヲ要セザルモ各科目共運算等ノ用紙トシテ適當ナル白紙三枚ヲ試験開始前予メ受験者ノ机上ニ配付シ置クコト

前項ノ白紙ハ各科目ノ試験毎ニ之ヲ配付シ置クコト

(二) 書損ジ等ヲ為シタル為試験問題及答案用紙ノ再交付ヲ求ムル者アリタル場合ニ於テモ絶対ニ之ヲ交付セザルコト

(三) 試験時間終了シタルトキハ直ニ擲筆セシメ答案ヲ提出セシム

ルコト

(四) 答案ヲ作成セザル者ト雖モ答案用紙ニ受検者氏名及受検番号ヲ記入セシメ之ヲ提出セシムルコト

(五) 答案ノ提出ヲ受ケタルトキハ受検者ノ氏名及受検番号ノ記載洩レ無キヤ否ヤ等ヲ調査ノ上之受領スルコト

(六) 答案ハ科目別ニ且受検番号順ニ之ヲ整理編綴シ盜難、紛失等ノ事無キ様嚴重保管シ前期筆記試験又ハ後期筆記試験終了シタルトキハ其ノ都度直ニ書留郵便ヲ以テ当省ニ一括送付スルコト

(七) 前期筆記試験又ハ後期筆記試験終了シタルトキハ其ノ都度速ニ其ノ状況ヲ別紙様式ニ依リ当省ニ報告スルコト
機械技術者検定ニ関スル報告(略)

二 未経験工ノ労働時間

(一) 工業主ハ未経験工ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ就業セシメ

ザルコト

(二) 工業主ハ未経験工ニ対シ一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、(五)ニ依リ就業時間ガ十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩ヲ就業時間中ニ設クルコト

(三) 工業主ハ未経験工ニ対シ成ルベク深夜ニ於テ就業セシメザルコト

(四) 工業主ハ未経験工ニ対シ成ルベク週休制ヲ採用スルコト

(五) 災害事故又ハ軍需品ノ生産ニ付特ニ緊急ノ処置ヲ必要トスルトキハ(一)ノ就業時間ヲ延長シ(三)ニ拘ラズ深夜ニ於テ就業セシメ又ハ(四)ノ週休制ニ依ラザルコトヲ得ルコト

三 未経験工ニ対スル指導

(一) 未経験工ヲ雇傭スル工業主ハ指導者ヲ定ムルコト

(二) 指導者ハ未経験工ノ作業及生活ノ指導誘護ニ任ジ特ニ産業報國精神ノ徹底ヲ図リ危害予防並ニ衛生ニ関スル知識ヲ授クルコト

ト前項ノ指導ハ成ルベク就業時間内ニ於テ行フコト

(三) 指導者ハ未経験工ノ適性ヲ観察シ作業配置ヲ考慮スルコト

四 未経験工ニ対スル衛生上ノ保護
常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ未経験工ニ対シ左の措置ヲ講ズルコト

(一) 未経験工ノ健康状態ヲ明カナラシムル為雇入ノ際又ハ就業スルニ至リタル後速ニ健康診断ヲ実施スルコト

(二) 健康診断ノ結果疾病ニ罹リ其ノ他健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トスル者アルトキハ其ノ者ニ対シテハ爾後毎月一回健康診断ヲ行フト共ニ療養、労働ノ輕減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加フ

一 未経験工ノ範囲

未経験工トシテ保護指導スベキ者ハ二十才未満ノ者及女子ニシテ工場ニ雇傭セラレタル後三月ヲ経過セザルモノトスルコト但シ他ノ工場ニ於テ三月以上労働ニ從事シタル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト

昭和十五年五月十日 職発第二五六号

(一) 民間軍需産業労務要員
(二) 生産力拡充計画産業及其ノ附帯産業関係労務要員

- (イ) 石炭山労務要員
(ロ) 金属山労務要員
(ハ) 土木建築労務要員
(ニ) 其他生括労務要員

「四一一一四一」 厚生省職業部長ヨリ各地方長官（除警視総監）宛
労務動員計画産業求人取扱要領二関スル件
労務動員計画ノ円滑ナル遂行ヲ圖ル為陸海軍要員ヲ除ク労務動員計
画産業求人取扱要領別紙ノ通相定メ候条左記御留意ノ上之ガ取扱ニ
遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、 本要領ハ本年第二期分ヨリ実施スルコト但シ第十四号ノ斡旋状
況ハ本年四月分ヨリ報告スルコト
尚本年ニ限り第二二期ハ八月、九月ノ二ヶ月トシ右期間ニ於ケル求
人ハ六月一日迄ニ之ヲ申込マシムルコト
二、 求人申込ニ付テハ求人者ニ対シ本要領ノ趣旨ノ徹底ヲ図リ申込
洩レ、期日遅延等ノコトナキ様特ニ留意スルコト
三、 求人申込ノ際人員確定セザルモノニ付テハ其ノ見込数ヲ以テ申
込マシムルコトヲ得ルコト

四、 求人數ノ地域別割当希望数ニ付テハ募集地域ノ縁故関係等ヲ考
慮シ能フ限り適正ヲ期スルコト

五、 従来ノ通牒中本要領ニ抵触スル部分ニ付テハ爾今本要領ニ依リ
取扱フコト

六、 官庁關係求人ニ付テハ大体本要領ニ準ジタル取扱ヲナスコト

労務動員計画産業求人取扱要領

第一 総則

一、 労務動員計画産業要員（陸海軍要員ヲ除ク）ノ求人ノ取扱ニ關
シテハ本要領ニ依ルコト但シ本要領ニ定メナキ事項ニ付テハ職業

紹介業務規程ニ依ルコト

二、 労務動員計画産業要員ハ左ノ種類ニ分チ取扱フコト

五、 職業紹介所前号ノ申込ヲ受ケタルトキハ求人數及求人内容ヲ審
査シ適當ト認メタルトキハ第二号様式ニ取纏メ之ヲ其ノ月ノ十日

迄ニ所轄道府県ニ通報スルコト

六、道府県前号ノ通報ヲ受ケタルトキハ審査ノ上第三号様式ニ取纏メ其ノ月十五日迄ニ厚生省ニ通報スルコト

七、求人ノ審査ニ際リテハ左ノ諸点ニ留意シ場合ニ依リテハ実地調査ヲ行ヒ真ニ妥当ト認メラル数ニ之ヲ査定スルコト

(イ) 従来ノ労務者移動状況

(ロ) 補充ヲ要スル員数

(ハ) 新規増加ノ場合ニ於テハ拡張若ハ増産計画トノ均衡

(ニ) 職業紹介機関ノ利用ニヨル労務者採用ノ実情

第三 割当及聯絡

八、厚生省第六号ノ通報ヲ受ケタルトキハ速ニ道府県別求人並ニ供出割当数ヲ定メ関係道府県ニ之ヲ通報スルコト

九、道府県前号ノ割当通報ヲ受ケタルトキハ管内職業紹介所ト協議シ左記ニ依リ処理シ速ニ関係職業紹介所ニ之ヲ通報スルコト

(イ) 求人割当数ニ付テハ管内職業紹介所別ニ求人聯絡ヲ為スベキ数ヲ各募集地別（管内ニ付テハ職業紹介所別、管外ニ付テハ道府県別）ニ区別スルコト

(ロ) 供出割当数ニ付テハ管内職業紹介所別ニ供出ヲ為スベキ目標數ヲ定ムルコト

十、職業紹介所前号（イ）ノ割当通報ヲ受ケタルトキハ求人者別ニ聯絡先及聯絡スペキ数ヲ決定シ求人条件其ノ他必要事項ヲ具シ左記ニ依リ処理スルコト

(イ) 自道府県内他ノ職業紹介所管内ヨリ供給ヲ受クベキモノニ在リテハ関係職業紹介所ニ聯絡スルコト

(ロ) 他道府県ヨリ供給ヲ受クベキモノニ在リテハ所轄道府県ニ

聯絡スルコト

十一、道府県前号（ロ）ニ依リ聯絡ヲ受ケタルトキハ募集方法、銓衡時期其ノ他求人聯絡上必要ナル事項ニ付予メ関係道府県ト打合セ遺漏ナキヲ期シ速ニ関係道府県ニ之ヲ聯絡スルコト

十二、求人聯絡ニ當リテハ産業種別ニ依リ求人聯絡票ニ必ズ

生拠 輸出必需 運通 ノ略号ヲ表示スルコト

民軍

第四 其ノ他

十三、道府県ハ聯絡ヲ受ケタル求人ニ付管内職業紹介所ニ於ケル斡旋顛末（聯絡人員、応募人員、採用人員、其ノ他参考事項）ヲ取扱終了後五日迄ニ需要地道府県ニ通報スルコト

十四、道府県ハ管内職業紹介所ニ於ケル斡旋狀況ヲ毎月第四号様式ニ依リ取纏メ其ノ翌月十五日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

十五、第四号乃至第十一号ノ規程ハ一期間十人未満ノ求人及雇傭期間二ヶ月未満ノ求人ニハ之ヲ適用セザルコト

十六、小学校卒業者ヲ其ノ卒業ノ年五月末日迄ニ雇傭セントスル求人及季節的ニ雇入ヲ例トスル求人ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依ルコト（様式 略）

昭和十五年七月十日 丙職発第三四号

〔四一一四二〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛
季節労務取扱要領ニ關スル件

現下ノ時局ニ鑑ミ季節労務ノ需給調整ハ労務動員計画ノ遂行上極メ

テ緊要ト認メラル、ニ付今般別紙季節労務取扱要領相定メ候条之ガ

運営ニ遺憾ナキヲ期シ以テ所期ノ目的達成ニ努メラレ度

追テ本要領ノ取扱ニ付テハ左記各号ニ依リ措置相成様致度、尚昭

和十三年十一月十六日職発第三八五号北海道竝ニ北洋方面出稼漁

夫取扱要領ニ関スル件通牒、昭和十三年十一月十八日職発第三九

五号製糸女工職業紹介ニ関スル件通牒及昭和十四年六月三十日厚

生省発職第一四五鉱山労務者紹介ニ関スル件通牒ハ廃止スルコト

ト相成候条御了知相成度、而シテ是等ノ取扱ハ本年五月十日職発

第二五六号通牒労務動員計画産業求人取扱要領及本要領ニ依ルモ

ノナルニ付為念申添候

記

一、要領第五号及同第八号ノ調査ハ要領第四号該当ノモノニ付テモ

之ヲ包含セシムルコト

二、本年ニ限り要領第五号ノ調査ハ八月末日迄ニ之ヲ実施且同号ノ

通報期限ヲ九月十日迄ニ同第六号ノ通報期限九月十五日迄トスル

コト

三、現在出稼中ノ者其ノ他特別ノ事情ニ依リ要領第五号ノ調査困難

ナルモノニ付テハ職業紹介所ノ認定ニ依リ其ノ数ヲ計上スルコト

四、要領第八号ノ調査ハ不敢過去ノ実績ニ依リ報告スルコト

五、要領第十号（二）ノ取扱ハ労務動員計画産業求人取扱要領第四

号ニ依リ一年ヲ四期ニ分チ其ノ期分ヲ毎期開始ノ前々月一日迄ニ

申込マシムルモノナルコト

六、季節労務者ニシテ從来職業紹介所ヲ経由セズ而モ時局ニ緊要ナ

ラザル方面ニ就労スル慣行アルモノニ対シテハ職業紹介所ニ

テ適當ノ措置ヲ講シ成ルベク職業紹介所ヲ通ジ時局産業ニ就労セ

シムル様努ムルコト

七、季節労務ノ取扱ハ總テ本要領ニ依ルモノナルコト従ツテ要領

第十号ノ求人申込ハ労務動員計画産業求人取扱要領ニ依ル求人申

込トハ別ニ之ヲ為サシムルモノナルコト

季節労務取扱要領

第一 総則

一、本要領ハ労務動員計画ノ円滑ナル遂行ヲ図ル為季節労務ノ需

給ヲ調整スルヲ目的トスルコト

二、職業紹介機関ハ相互協力シ季節労務者ニ対シテハ進ンデ時局

ニ緊要ナル事業ニ就労スル様指導スルト共ニ時局ニ緊要ナル事

業ノ經營者ニ対シテハ經營事情ノ許ス限り季節労務ノ積極的利

用ヲ励奨スルコト

三、季節労務ノ需要地道府県ハ必要ニ応ジ労務需給期相当前厚生

省ノ指揮ヲ承ケ當該労務ノ雇傭条件、採用方法、其ノ他求人聯

絡ニ必要ナル事項ニ付予メ關係道府県ト協議ヲ為スコト

四、季節労務ニシテ雇傭期間一月末満ノモノ及一道府県ノ地域ニ

於テ需給調整可能ナルモノニ付テハ本要領ニ依ラザルコトヲ得

ルモ需要地道府県ハ本要領ニ準ジ之ガ需給調整ノ円滑ヲ期スル

ト共ニ予メ需給調整計画概要（労務ノ種別、需要人員及地域、

雇傭期間、雇傭条件、充足方法、其ノ他参考事項）ヲ厚生省ニ

提出スルコト

第二 求職ニ関スル事項

五、職業紹介所ハ管内ノ市町村長、聯絡委員、其ノ他關係機關ト

緊密ナル提携ヲ保チ管内ノ季節的就労ノ慣行アル者及新規季節的就労可能労務者ニ付毎年十月以降一年間ノ就労可能見込状況

ヲ七月末日現在ヲ以テ調査シ第一号様式ニ依リ八月十日迄ニ所

轄道府県ニ之ヲ通報スルコト

道府県ハ前項ノ措置ニ関シ職業紹介所及関係機関ヲ指導督励シ

所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期スルコト

六、道府県前号ノ通報ヲ受ケタルトキハ第二号様式ニ之ヲ取纏メ

八月二十日迄ニ厚生省ニ通報スルコト

七、職業紹介所季節労務者ノ求職申込ヲ受理シタルトキハ第三号

様式ノ求職票ニ之ヲ登録スルコト、尚登録事項ニ移動ヲ生ジタルトキハ之ガ整理ニ遗漏ナキヲ期スルコト

前項ノ登録者ニシテ季節的就労ノ慣行アル者ニ付テハ特ニ符号ヲ附シ紹介ノ円滑ヲ期スルコト

第三 求人ニ関スル事項

八、職業紹介所ハ其ノ管内ニ於ケル（イ）主トシテ水産業、農林

業、土木建築業、酒造業等ノ如キ季節的ニ労務者ノ雇入レラ例

トスル求人及（ロ）主トシテ工業、鉱業及荷役業等ノ如ク特ニ

農閑期ヲ利用シテ季節的ニ労務者ヲ雇入レントスル求人ニ付毎

年七月末日迄ニ十月以降一年間ノ季節労務者需要見込数ヲ調査

シ第四号様式ニ依リ八月十日迄ニ所轄道府県ニ之ヲ通報スルコト

九、道府県前号ノ通報ヲ受ケタルトキハ之ヲ第五号様式ニ取纏メ

八月二十日迄ニ厚生省ニ通報スルコト

十、職業紹介所ハ其ノ管内ノ第八号該当求人者ノ求人ノ申込ニ付

テハ労務動員計画産業求人取扱要領第一号様式ヲ以テ左ノ区分ニ依リ処理スルコト

（一）季節的ニ労務者ノ雇入レラ例トスル求人ニ在リテハ其ノ労務者雇入期前二月目迄ニ所轄道府県ト打合ノ上各産業別二期

日ヲ定メ一斉ニ申込マシムルコト

（二）前項以外ノ求人ニ在リテハ労務動員計画産業求人取扱要領

第四号ニ準拠ノ上其ノ所定期日迄ニ申込マシムルコト

十一、職業紹介所前号ノ申込ヲ受ケタルトキハ求人内容ヲ審査シ

適當ト認メタルトキハ第六号様式ニ依リ十日以内ニ所轄道府県ニ之ヲ通報スルコト

十二、道府県前号ノ通報ヲ受ケタルトキハ第七号様式ニ之ヲ取纏メ五日以内ニ厚生省ニ通報スルコト

十三、厚生省前号ノ通報ヲ受ケタルトキハ速ニ求人數ヲ査定シ且之ガ供出割當数ヲ定メ関係道府県ニ通報スルコト

十四、道府県前号ノ通報ヲ受ケタルトキハ左記ニ依リ処理シ速ニ關係職業紹介所ニ之ヲ通報スルコト

（一）求人數ニ付テハ管内職業紹介所別ニ求人聯絡ヲ為スペキ数ヲ各募集地別（管内ニ付テハ職業紹介所別、管外ニ付テハ道

府県別）ニ區別スルコト

（二）供出割當数ニ付テハ管内職業紹介所別ニ供出スペキ目標數ヲ定ムルコト

十五、職業紹介所第十号ノ期日ヲ経過シテ申込アリタル求人ニ付テハ特別ノ事情アルモノニ限り所轄道府県ノ指揮ヲ承ケ処理スルコト、前項ノ場合ニ於テ他道府県ニ聯絡ヲ要スルモノニ付テハ所轄道府県ヨリ厚生省ノ指揮ヲ承ケ処理スルコト、但シ特ニ緊急ヲ要スル場合ハ所轄道府県ノ指揮ヲ承ケ適宜処理シタル後速ニ其ノ顛末ヲ所轄道府県ヨリ厚生省ニ報告スルコト

十六、季節労務ノ求人登録ニ付テハ職業紹介業務規程第十四条第一号及第十八条ノ規定スル所ニ依ルコト

十七、職業紹介所第二十三号ニ依リ求職聯絡ヲ受ケタル場合ハ速

二、適當求人口ノ開拓ニ努ムルコト
聯絡ニ関スル事項

第四 聯絡ニ関スル事項

十八、職業紹介所第十四号（一）ノ割当通報ヲ受ケタルトキハ求人者別ニ聯絡先及聯絡スペキ数ヲ決定シ必要事項ヲ具シ左記ニ依リ処理スルコト

（一）自道府県内ヨリ供給ヲ受クベキモノニ在リテハ關係職業紹介所ニ直接聯絡スルコト

（二）他道府県ヨリ供給ヲ受クベキモノニ在リテハ所轄道府県ニ聯絡スルコト、但シ十人未満ノ労務者ヲ一職業紹介所ノ管轄区域ノミヨリ雇入レントスルモノナルトキハ當該職業紹介所ニ直接聯絡スルコトヲ得ルコト

季節的ニ労務者ノ雇入レヲ例トスルモノニ在リテハ予メ關係道府県ト協議ノ上供出地道府県又ハ職業紹介所ニ直接聯絡スルコトヲ得ルコト

十九、道府県前号（二）第一項前段ニ依リ聯絡ヲ受ケタルトキハ速ニ關係道府県ニ之ヲ聯絡スルコト

二十、厚生省（又ハ道府県）職業紹介職務規程第五条ノ規定ニ依リ季節労務ノ求人申込ヲ受理シタルトキハ求人割当票ニ登載シタル上適当ト認ムル道府県（又ハ職業紹介所）ニ之ヲ割当テ聯絡スルコト

第六 輸送ニ関スル事項

二十一、道府県前二号ノ聯絡ヲ受ケタルトキハ速ニ適当ト認ムル職業紹介所ニ之ヲ聯絡スルコト

二十二、職業紹介所求人者ニ於テ例年雇入レノ緣故アル労務者ヲ採用シタキ希望アル場合ハ採用希望者名簿ヲ徵シ求人聯絡ト同時ニ關係職業紹介所ニ送付スルコト

二十三、職業紹介所管内季節労務者ニ付適當ノ求人口ナキ場合ハ

二十四、季節労務ノ聯絡ニ当リテハ求人聯絡票又ハ求職票副本ニ「季節労務」ヲ附スルコト
第五 紹介ニ関スル事項

二十五、現地銓衡ニ依リ労務者ノ採否決定ヲ為ス場合ニ於テハ職業紹介所ハ職員ヲシテ之ニ立合ハシムルコト、但シ事情ニ依リ立会フコト能ハザルトキハ成ルベク市町村關係職員又ハ聯絡委員ヲシテ立会ハシムルコト

前項ニ依リ銓衡終了シタルトキハ求人ノ聯絡ヲ受ケタル職業紹介所ハ速ニ其ノ顛末（聯絡人員、応募人員、採用人員、基ノ他必要事項）ヲ求人受付職業紹介所ニ通知スルコト

二十六、文書銓衡ニ依リ労務者ノ採否決定ヲ為ス場合ハ職業紹介所ハ便宜連名紹介状ヲ以テ紹介スルコトヲ得ルコト
前項ノ顛末ハ前号第二項ニ準ジ求人受付職業紹介所ニ通報スルコト

二十七、職業紹介所同時ニ多数ノ就職者ヲ輸送セントスルトキハ予メ鉄道当局ト打合ヲ為シ輸送計画ニ便ナラシムル様留意スルコト

二十八、職業紹介所就職者ヲ出発セシメントスルトキハ必要ニ応ジ予メ求人受付職業紹介所及求人者ニ其ノ人員、発着日時、其ノ他必要事項ヲ通報スルコト

二十九、道府県ハ毎月管内職業紹介所ノ季節労務取扱状況ヲ第八号様式ニ取纏メ翌月十五日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

三十、道府県ハ其ノ管内ノ季節労務需給状況ニ関シ参考トナルベキ事項ヲ隨時厚生省及関係道府県ニ通報スルコト
(様式 略)

昭和十五年十一月二十一日 一五織第三九六号
〔四一一四三〕 商工次官ヨリ各地方長官宛

織物製造業者ノ合同ニ関スル件

我国現下内外ノ諸情勢ニ鑑ミルニ輸出産業ノ大宗タルト共ニ生活必需品タル衣料品ノ供給部面ヲ担当スル織維工業ニ於テ新情勢ニ対応シ産業機構ヲ再編成スルノ要アル次第ナル処中小工業者多数存在スル織布部門ニ於テハ其ノ業態ノ実情ニ即応シテ資材、労力等ノ有効適切ナル利用ヲ為スノ趣旨ヲ以テ此ノ際企業ノ統合ヲ図リ經營ノ合理化ヲ為スノ要アリ、加之内需品ニ付テハ物資動員計画ニ即応シ消費者ニ對シ其ノ最モ必要トスル衣料品ノ供給ノ確保ヲ図ル為漸次各種織物ノ計画生産ヲ為サシムルノ要アル処、之ガ実施ニ当リテハ亦力メテ中小機業者ノ統合ヲ図ルノ要アリ
仍而今般別紙要綱ニ依リ中小機業者ノ統合ヲ図リ度候条右趣旨ニ依リ貴管下當業者ヲ指導相成度此段及通牒候也
追而右統合ハナルベク速ニ完了致様勧奨相成度又別紙要綱ニ依リ貴管下産業ノ実情ニ則シタル合同具体案ヲ作製ノ上更ニ當方ト打合相度併而申添候

別紙

織物製造業者ノ合同ニ関スル要綱

一、本件ノ趣旨ニ鑑ミ織物製造業者(紡績業ヲ兼當スル者ニ対シテ紡績業ノ合同ヲ為サントスル者ヲ除ク)ハ此ノ際企業合同ヲ行ヒ、

相当規模ニ達スペキコト。而シテ合同体ノ規模ハ織維ノ種類別ニ一応左ノ標準ニ依ルコト、但シ同一機業地域内ノ織維別設備総数ガ左ノ標準ニ達セザル場合製品ノ種類、地方ノ事情其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ右ニ依ラザルヲ得ルコト

綿スフ織機 三百台以上

絹及人絹織機 百台以上

毛織機 百台以上

備考 織機ノ織維別種類ハ織維需給調整協議会ニ登録シアルモノニ依リ、又織機ハ力織機、手機、足踏織機、広幅織機、小幅織機等ノ區別ヲ為サズ

二、織物製造業者ノ多数存在シ且其ノ規模ノ比較的大ナル府県ニ於

テハ、地方長官ハ前項ノ標準ヲ引上ゲ管下ノ産業事情ニ即シ適切ナル合同ヲ為サシムル様指導スルコト

三、從来二以上ノ織維ニ付多角經營ヲ為シ居レル織物製造業者ハ此ノ際強ヒテ織維別ニ分割シテ合同スルノ要ナキモ、右ノ多角經營業者ノ合同スル結果合同体ニ二以上ノ織維別織機ヲ包含スル場合ハ、少クトモ其ノ一二付テハ第一項ノ標準ニ達スル様合同スルコト

四、業者ノ結合方法トシテハ、人的融和ヲ図ル趣旨ヲ以テ業者ノ希望ヲ尊重スルコト勿論ナルガ、単ニ業者ノ希望ノミニ依ラシムルコトナク管下織物工業ノ合理的な再編成ノ見地ヨリ適切ナル指導ヲ行ヒ結合ノ範囲ヲ決定スルコト。

即チ部落等最寄地域内ノ者ヲ織維別ニ結合セシムルヲ原則トスルト同時ニ、從来親機子機ノ關係アル者ガ双方希望スル場合ハ之ヲ結合スルコトヲ認メ、或ハ将来ノ計画生産ニ対応シ同一織維中數個ノ品種ノ織布業者ヲ結合スルコトモ認ムル等実情ニ応シ適宜考

慮ヲ加フルコト

五、合同ノ型態ハ商法上ノ会社、有限会社又ハ工業小組合（小工業者ノ範囲ノ拡張ニ付テハ別途通牒）ノ中適宜撰択シ差支ヘナキモ、特ニ已ムヲ得ザルトキハ差当り商法上ノ匿名組名又ハ組織者中一名ヲ業務執行者トシ之ニ組合員ノ當業権一切ヲ委任シ經營ヲ為サシムル契約ニ基ク民法上ノ組合ノ型態ヲモ認ムルコト。右ノ場合生産設備中、整経機及糊付機ハ成ルベク之ヲ出資セシメ、織機ハ少クトモ合同体ニ於テ之ヲ借受ケシムルコト

六、家族労働力ヲ利用スル手機、足踏織機又ハ力織機五、六台程度ノ所謂家内工業的業者ニ付テハ差支ナキ限り他ノ合同体ニ結合セシムルカ又ハ織元等ト共ニ統制的合同体ヲ組織セシムルコト。而シテ其ノ合同体ノ業務運営ニ当リテハ其ノ特殊事情ニ鑑ミ妄リニ現状ヲ急激ニ変更セザルコト

七、紡織物製造業ニ在リテハ前項ニ該当スルモノ多キヲ以テ夫等ノ業者ニ付テハ、工業小組合ヲ組織セシムル程度ニ止メ差支ヘナキコト

八、合同シタル場合ニ於テハ前項ノ孰レノ型態ヲ採ルモ其ノ組織者ハ工業組合員タル資格ヲ喪失シ合同体ノミガ工業組合ニ加入スルコト合同ニ際シテハ効率的經營規模ニ応ジ一工場或ハ數工場ニ設備ノ集合ヲ行フヲ理想トルモ、資材ノ関係等ヲ考慮シ差当リ設備ノ移転ハ同型織機ノ入替程度ニ止メ工場ハ現状ノ儘トシテ經營ノ統合ノミ行フモ差支ヘナキコト。此ノ場合本合同ノ趣旨ニ鑑ミ優秀工場又ハ適正設備ニ生産ヲ集中シ劣等工場又ハ不適正設備ヲ休止セシムル等合同体内部ニ於テ可及的經營ノ合理化ヲ図ラシムルコト

九、合同体内部ノ組織員ニ対シテハ其ノ操業スルト否トニ拘ラズ差

当リ合同前ノ利益ヲ尊重シ其ノ割合ニ応ジテ設備ノ賃借料又ハ工場管理料ヲ支払フコトヲ認ムルコト

十、合同ニ依リ設備其ノ他ノ事項ヲ評価セシムル為、要スレバ府県ニ於テ官民合同即チ府県係官、税務署係官、関係業者、金融業者、学織経験者等ヨリ成ル設備評価委員会ヲ設クルコト

十一、本件趣旨ノ合同ノ為織維工業設備ノ移転ヲ必要トスル場合ニ限り本省ニ經伺セズシテ之ガ讓渡又ハ移転ノ許可（商工省令織維工業設備ニ関スル件）ヲ与ヘ差支ヘナキコト

十二、合同ノ際糸ノ割当ノ主体ニ変更ヲ生ズル為手続ノ便宜上合同体ニ對スル割当ハ割当期開始ノトキヨリ之ヲ実施スルコトトシ其ノ際各組織者ノ所有スル糸ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ合同体ニ譲渡スペキコト

〔四一一四四〕 昭和十五年十一月二十二日一五振第一〇〇七二号
商工次官ヨリ各地方長官宛

生活必需品配給機構整備ニ関スル件

近時生活必需品ニシテ配給統制ノ実施セラルモノノ漸次多キヲ加ヘ将来益々其ノ範囲ノ拡張セラルル見込ナルガ配給機構ノ整備ヲ図リ以テ生活必需品ノ配給ニ萬遺憾ナキヲ期スルコト極メテ肝要ニ有之候処從来生活必需品ノ小売商業組合ハ物資別ニ結成セラルルヲ例ト為セル關係ト多種多様ノ物資ノ販売ヲ業トスル小売業者ハ取扱物資ノ異ルニ従ツテ多數ノ商業組合ニ加入スルヲ予儀ナクセラレ其ノ負担ニ堪ヘ難キモノアルノミナラズ物資配給統制ト支障渺カラザルヲ以テ之等既設ノ商業組合ヲ統合整理スルノ要有之候ニ付テハ地方ノ実情ニ依リ多少取扱ヲ異ニスルヲ要スル場合モ有之様認メラルモ成ルベク別紙要綱ニ依リ生活必需品配給機構ノ整備ヲ図ル様可

然措置相成度此段及通牒候也

(別紙)

生活必需品配給機構整備要綱

一、生活必需品ノ小売業者ヲ左ノ方法ニ依リ組織化スルコト

(1) 相互ニ緊密ナル関聯アル業種ヲ統合シテ包括的業種別(例ヘ
バ織維製品、食料品、燃料、其ノ他ノ家庭用雑化等ノ如ク)ニ

商業組合ヲ結成セシムルコト但シ同一種類ノ物資ノミヲ取扱ヒ
他ノ物資ノ販売ヲ兼業セザル者ガ多数ヲ占ムル地区ニ於テハ當
該物資ノミニ閑スル商業組合ヲ結成セシムルコトヲ得ルコト

(2) 地方ノ実情ニ依リ必要アルトキハ生活必需品又ハ之ニ準ズル
物資ノ小売業者ヲ網羅シテ单一商業組合ヲ結成セシムルコトヲ
得ルコト

(3) 地方ノ実情ニ依リ必要アルトキハ地区内ニ於ケル総テノ商業
者ヲ網羅シタル商業組合(地区商業組合)ヲ結成セシムルコト
ヲ得ルコト

(4) 組合ノ地区ハ地方ノ実情ニ依リ適當ニ之ヲ定メ得ルモ組合ガ
市町村及町内会、部落会、隣保班等ノ消費者団体ト緊密ナル連
絡ヲ保持シ得ル様留意スルコト

二、生活必需品小売業組合ハ左ノ如ク内部組織ヲ整備シ配給事業ヲ
遂行スルコト

(1) 取扱物資別ニ部会制ヲ採用スルコト

(1) 部会ハ当該物資ノ取扱業者ノミヲ以テ之ヲ構成スルコト
(2) 部会ハ部会所属組合員ノ実績調査、取扱数量ノ割当等ヲ為
スコト

(4) 部毎ニ責任者(組合ノ常任理事ヲ以テ之ニ当ツ)ヲ置キ當
該物資ノ配給ニ閑スル実務ヲ掌理セシムルコト

(2) 組合ハ市町村及町内会、部落会、隣保班等ノ消費者団体トノ
緊密ナル聯絡ノ下ニ地区内ノ消費者ニ対スル配給ヲ行フコト

(1) 配給ハ當該物資ノ部会所属組合員ヲシテ之ニ当ラシムルコ
ト

(2) 配給ニ閑スル對外的責任ハ組合自ラ之ヲ負担スルコト

(3) 統制違反者ニ対スル自治的制裁ノ組織ヲ確立スルコト

(4) 統制物資ニ付テハ必ズ組合ニ於テ共同仕入ヲ為スコト此ノ
場合ニ於テ委託仕入ノ方法ヲ採リ計算ヲ組合員ニ帰属セシム
ルコト

(5) 要スレバ組合ニ於テ統制物資ヲ共同販売(委託)ニ附スル
コトヲ得ルコト

(6) 商業小組合等ノ形態ニ依ル企業合同ヲ促進シ配給費用ノ節
減ヲ図ルコト

三、業種別小売商業組合(一、(2)ノ商業組合ヲ含ム)地区商業組合
等ヲ以テ道府県単位ノ聯合会ヲ結成セシムルコト

(1) 聯合会ハ包括的業種別(例ヘバ織維製品、食料品、燃料、其
ノ他ノ家庭用雑貨等ノ如ク)ニ之ヲ結成スルコト

(2) 業種別小売業組合及地区商業組合ヲ以テ之ヲ組織スルコト
地方的卸商アル場合ニ於テハ業種別、道府県別ニ卸商業組合ヲ
結成セシメ之ヲ聯合会ニ加入セシムルコト

(3) 聯合会ハ道府県ノ指示ニ依リ所属組合ニ対シ配給統制ヲ行フ
コト

(4) 聯合会ニ物資別部会ヲ設ケ當該物資ノ配給統制事務ヲ掌理ス
ルコト

(5) 地方的卸商アルトキハ聯合会ノ統制ノ下ニ卸商又ハ其ノ組合
ヨリ直接小売商業組合ニ配給ヲ為サシムルコト

(6) 地方的卸商ナキトキハ成ルベク聯合会ニ於テ元壳機關ヨリ共

同仕入ヲ為スコト

四、既設ノ生活必需品關係商業組合及聯合会ハ前各項ノ趣旨ニ依リ

漸次之ヲ改組整備スルコト

昭和十五年十一月二十五日一五振第一〇一二九号

〔四一一四五〕 商工次官ヨリ各地方長官宛

中小商工業者ノ企業合同ノ勧奨指導ニ関スル件

近時中小商工業者ノ間ニ於テ会社組織ニ依ル企業合同又ハ組合組織ニ依ル共同經營ノ機運醸成セラレ地方庁ニ於テモ之ガ積極的勧奨指導ヲ為シツツアル趣ナル処物資ノ配給統制又ハ物資不足ニ基ク企業合理化ノ必要上今後ニ於テ益々企業ノ合同又ハ共同經營ヲ促進スルノ要アルハ勿論ニシテ当省ニ於テモ中小商工業ノ再編成ニ付テハ業種、業態ニ依リ具体的方針決定次第逐次指示可相成ヲ以テ指示済ミモノニ付テハ右方針ニ基キ措置相成度、又商工業者自体ノ発意ニ依リ其ノ經營ヲ合理化スル為経費ノ節減、配給能率ノ向上、生産性ノ昂揚等ヲ図ル目的ヲ以テ企業合同又ハ共同經營ヲ為サントスル場合ニ在リテハ當該商工業者ノ業種、業態消費者ノ便宜、下請受注ノ確保等諸般ノ事情ヲ検討シテ企業合同ノ適否及其ノ組織運営方法等ノ決定ニ付適切ナル判断ヲ為スコト肝要ナルヲ以テ叙上ノ趣旨ニ依リ指導相成度此段及通牒候也

追而米穀商、薪炭商等ノ生活必需品關係商業者ノ如キ企業合同ヲ適當トル業種ニ付テモ其ノ共同配給所ノ組織方法ニ関シテハ消

費者ノ便宜等ヲ充分參酌シ適切ナル指導相成度申添候

〔四一一四六〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛
昭和十五年十一月二十八日丙職発第三一七号

小学校卒業者ノ求人並ニ供出割当ニ関スル件

小学校卒業者ノ職業紹介ニ関スル取扱要領第八号ニ基ク標記ノ件別表ノ通割当致候条左記御留意ノ上御措置相成度

追テ同要領第八号但書ニ依ル求人並ニ供出割当ハ別途通牒可致尙本件ニ關シ十二月十日前後道府県係官ノ協議会ヲ開催スル予定ニ付右以前ニ割当ヲ了シ置カレ度申添候

記

一、陸海軍作業厅及官厅ノ求人申込数ニ付テハ大体三於テ査定ヲ為サズ申越ノ員数ヲ其ノ儘割当ヲ為セルモノナルコト

二、民間求人ノ中養成工ニ充当スペキ員数ニ付テハ其ノ員数ヲ推定ノ上軍需及生拡關係求人割当総数中ニ加算シ必要員数ヲ割当テ得ル様考慮シ置キタルニ付關係工場事業場等ノ求人ニ付テハ其ノ養成計画員数ガ右施設ニ比シ過大ニ失セザル限り査定ヲ為サザルコト

三、軍需及生拡工場ニ在リテハ資材ノ關係上縮少ヲ予想セラル、モノアルベキヲ以テ軍管理工場等軍ノ発注關係ノアルモノノ外ハ大工場トノ下請關係ヲ充分考慮シ割当ツルコト
尚府県ニ於テ特別ノ事情アル場合ハ民間軍需及生拡工場ノ割当數ヲ彼此融通スルモ可ナルコト（此ノ場合ハ聯絡ニ際シ其ノ旨附記スルコト）

四、輸出關係產業ハ國際關係等ニ基因シ今後本割当ノ変更ヲ要スル哉モ測リ難キ事情ニ在リ其ノ際ハ更メテ何分ノ通牒ヲ為スペキニ付含ミ置クコト

五、前各項ノ外求人ノ割当ニ付テハ尚左ノ諸点ニ考慮ヲ払フコト
イ、前年度卒業者ノ就職狀況

口、青少年雇入制限令トノ関係

ハ、地盤関係

殊ニ織維工場等ノ如ク特定ノ地方ニ有力ナル地盤ヲ有スルモノニ在リテ、求人割当（求人地府県）及供出割当（供出地府県）ヲ為スニ當リ求人者ノ希望ヲ參酌スルコト

六、銓衡期日ニ付テハ本年七月十八日丙職発第四八号小学校卒業者ノ職業紹介ニ關スル件通牒ニ指示スル所ナルモ積雪多キ地方ニ於テハ銓衡期日ヲ幾分繰上ゲ又ハ繰下ゲル等考慮シ差支ヘナキコト

七、求人ニ依リ銓衡ノ結果貴府県内各職業紹介所別求人割当数ト採用員数トノ間ニ著シキ差ヲ生ゼル場合ニ於テハ職業紹介所間ノ割当數ヲ彼此融通シ貴府県内割当總数ノ完全充足ヲ期スル様措置スルコト

八、求人聯絡ニ際リテ其ノ求人者ノ所属産業種別（「官需」「軍需」「生拵」等）ヲ明記スルコト
尚聯絡ニ際リテハ一府県ニ對スル求人口数ヲ出来ル限り整理シ同種求人ノ口数ヲ徒ラニ大ナラシメザル様留意スルコト

九、求職聯絡ハ追テ通牒スル迄差控エルコト

昭和十五年十二月二十一日一五機第四八四五号

（四一一四七）商工次官ヨリ各地方長官宛

機械鉄鋼製品工業ノ整備ニ關スル件

我国現下内外ノ諸情勢ニ鑑ミ今般別紙要項ニ依リ機械鉄鋼製品工業ノ整備ヲ図ルコトト相成候ニ付テハ左記事項御了悉ノ上貴管下當業者ニ対シ可然措置相成度此段及通牒候也

記

一、新業種別工聯傘下業者ニシテ下請発注ノ抑止ニ因リ差当リ事業維持ノ上ニ著シク困難ヲ來ス虞アリト認メラル業者及下請受注量多量ニシテ下請工場トシテ維持存続セシメ新業種組合ヨリ脱退セシムルヲ適當ト認ムル業者ニ付貴府ニ於テ調査ノ上昭和十六年二月末日迄ニ其ノ理由生産状況等ヲ明ニシテ当省ニ進達協議セラレ度キコト（要綱実施方法一ノ(3)参照）

二、下請工場ノ指定ニ際シ機械工聯及新業種別工聯傘下各組合ニケル指定委員会並ニ其ノ他ノ民間発注工場ヨリ協力方依頼アリタルトキ又ハ貴府ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係方面ト連絡ノ上下請工場ノ実情調査、下請工場ノ選定、企業合同ニ依リ指定ニ入ルル場合ニ於ケル指導等ニ付協力セラレ度キコト（要綱実施方法二ノ(1)及(2)参照）

三、品種別工聯（单一組合ヲ含ム）傘下業者ノ企業ノ合同及整理ニ付テハ当省ニ於テ各工聯ヲシテ大綱ノ計画ヲ樹テシメ之ヲ指示スベキニ付貴府管下ノ業者ニ付テハ貴府ニ於テ右ニ基キ各組合ニ於ケル具体案ノ樹立及実施ニ付指導セラレ度キコト（要綱実施方法三（1）参照）

四、道府県工聯傘下業者ノ工場中國民生活用又ハ輸出用ノ機器及鉄鋼製品等ニシテ比較的設備、技術ヲ要スル為道府県工聯ヨリ抽出スベキモノノ取扱方法ニ付テハ追テ当省ヨリ指示アル迄ハ一応道府県工聯傘下業者トシテ要綱実施方法三ノ(2)ニ依リ措置セラレ度キコト（要綱実施方法三（2）参照）

五、道府県工聯傘下業者ノ企業ノ合同及整理ノ基準トナルベキ所要原材料ノ配給見込額ハ追テ当省ヨリ之ヲ指示スベキコト（要綱実

施方法三ノ (3) 参照)

機械鉄鋼製品工業整備要綱

趣旨

高度国防国家建設ヲ目標トスル機械鉄鋼製品工業ノ整備ニ付テハ
重点ヲ其ノ生産性ノ昂揚ニ置キ大工場ノ生産能率ヲ充分發揮セシ
ムルト共ニ中小工場中技術、設備能力比較的優秀ナルモノヲ積極
的ニ再編成機構中ニ参加セシメ其ノ有スル能力ヲ活用シ以テ綜合
生産能力ノ増強、資材及労力ノ有効利用ヲ図ルコト緊要ナルヲ以
テ差当リ左記方針ニ基キ生産分野ノ劃定、下請制度ノ整備、企業
形態ノ合理化、非能率工場ノ整理等ヲ実施セントス

方針

一、時局産業機器工業ニ於ケル生産分野ノ劃定

時局産業機器工場ニ於ケル生産分野ヲ劃定シ製品ノ専門化ヲ図リ
以テ機械ノ質的向上及不足機械ノ國產化ニ資スルコト

(1) 機械工聯（日本鐵道車輛製造工業組合ヲ含ム以下同ジ）及新

業種別工聯傘下業者ノ製作スペキ機種ヲ劃定スルコト

(2) 部品専門工場ヲ育成シ之ニ適スル品目ニ付テハ各専門工場ノ

整備ニ伴ヒ機械工聯及新業種別工聯傘下業者ニ於ケル製作ヲ漸

次抑制スルコト

(3) 下請制度ヲ整備シ下請製作又ハ加工ニ適スル品目ニ付テハ機

械工聯及新業種別工聯傘下業者ニ於テ出来得ル限り下請工場ヲ

利用セシムルコト

二、下請工業ノ整備

中小工場中技術、設備能力比較的優秀ナルモノヲ可及的ニ下請工
場トシテ動員シ親工場トノ間ニ定常的有機的關係ヲ持続セシムル
為ニ下請工場指定制度ヲ設クルト共ニ錯綜セル下請関係ノ整備ヲ

図ルコト

(1) 民間発注工場（機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ工場其ノ
他之ニ準ズル工場ヲ謂フ以下同ジ）ニ於テ利用スペキ下請工場
ノ指定制度ヲ採ルコト

技術ヲ要スルモノニ付テハ其ノ製造工場ノ製品ノ専門化及企業

ノ組織化、合理化ヲ図ラシムルコト

(2) 鋳物工場及鍛工品工場ノ製品ノ専門化及企業ノ組織化、合理
化ヲ図ラシムルコト

(3) 簡易ナル雜機器及雜鐵鋼製品工場又ハ修繕工場ノ企業ノ合理
化ヲ図ラシムルコト

三、中小ノ機器及鉄鋼製品工業ノ整理

中小ノ機器及鉄鋼製品工場ハ其ノ能力ニ応ジ出来得ル限り前各項
ノ実施ニ依リ其ノ活用ヲ図ルト共ニ設備、技術、原材料配給等ノ
關係上已ムヲ得ザル場合ハ之ガ整理ヲ行フコト

実施方法

一、生産分野ノ劃定ニ付テハ差当リ左ノ方法ニ依ルコト

(1) 機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ製作スペキ機器ノ種類ハ
各工場毎ニ品目ヲ選定シ所屬組合及所屬工聯ヲ經テ商工省ノ承
認ヲ受ケシムルコト

(2) 部品専門工場ニ於テ製作セシムベキ品目ハ關係業者ノ団体ノ
意見ヲ徵シ商工省ニ於テ之ヲ選定スルコト

(3) 新業種別工聯傘下業者ヲシテ時局産業機器ノ専門業者タラシ
ムル為下請受注ハ原則トシテ之ヲ抑止スルコト
下請受注ノ抑止ニ因リ差当リ事業維持ノ上ニ著シク困難ヲ來ス
虞アリト認メラル業者ニ付テハ商工省ノ承認ヲ受ケ下請工場
ノ指定ヲ受クルコトヲ得シムルコト

下請受注多量ニシテ下請工場トシテ維持存続セシムルヲ適當ト認メラル者ニ付テハ道府県庁ニ於テ新業種別組合ヨリ脱退セシムルコト

(備考)

本要綱ニ於テ下請トハ當該機器ニ特有シ一般性ナキ部分品ノ製作又ハ一般加工ヲ謂フ

二、下請工業ノ整備ニ付テハ差当リ左ノ方法ニ依ルコト

(1) 下請工場ノ指定ハ機械工聯及新業種別工聯傘下業者ニ在リテハ各組合毎ニ選出セル委員ヲ以テ組織スル委員会ニ於テ、其ノ他ノ民間発注工場ニ在リテハ當該工場ニ於テ之ヲ為シ商工省ノ承認ヲ受ケシムルコト

指定セラレバキ下請工場ガ陸海軍発注官衙ヨリ民間発注工場ニ発注セラレタルモノノ下請ヲ為スモノナルトキハ指定ニ先チ當該発注官衙ノ承認ヲ受クルコト

(2) 下請工場指定ノ範囲ハ左ニ依ルコト

(1) 従来下請工場トシテ利用セルモノハ一応原則トシテ全部指定ニ入ルルコト

(2) 未ダ下請工場トシテ利用セザル中小工場ニシテ技術、設備能力比較的優秀ナルモノヲ指定ニ入ルルコト

(3) 企業合同又ハ共同経営ヲ為サシムルコトニ依リ下請工場トシテノ適格ヲ有スルニ至ルモノアルトキハ關係発注工場及道府県庁指導ノ下ニ努メテ之ヲ實現セシメ指定ニ入ルルコト

(3) 指定セラレタル下請工場ハ原則トシテ下請作業ノミニ依リ其ノ事業ヲ営マシメ下請以外ノ製品ノ製作ヲ抑止スルコト但シ已ムヲ得ザル事情アルトキハ當分ノ内道府県庁ノ承認ヲ受ケ下請以外ノ製品ノ製作ヲ為スコトヲ得シムルコト

(4) 下請発注ハ原則トシテ指定ヲ受ケタル下請工場以外ニハ之ヲ為サザルコト

(5) 下請発注ニ際シテハ原則トシテ直接所要原材料(切符ヲ含ム)ハ発注工場ヨリ之ヲ支給セシムルコト

(6) 下請発注義務ハ物資配給ニ際シ一定量ヲ限度トシテ之ヲ定ムルコト

(7) 第二次以下ノ下請制度ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト但シ設備、技術等ノ関係上特ニ必要アルトキハ所属上位ノ発注工場ノ関係ヲ明カニシ之ヲ下請工場トシテ指定スルコトヲ得ルコト

(8) 下請ノ発受注ニ付テハブローカー、問屋等ノ仲介ヲ認メザルコト

(9) 地方下請工業協力会ハ左ニ依リ之ヲ設置スルコト

(1) 協力会ハ全国ヲ左ノプロックニ分チ之ヲ設置スルコト(○印ハ幹事府県トス)

北海道地区(北海道)

関東、東北地区(○東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、山梨、茨城、千葉、福島、宮城、山形、岩手、秋田、青森)

北陸地区(○新潟、富山、石川、福井)

中部地区(○愛知、静岡、岐阜、三重、長野)

近畿地区(○大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山)

中国、四国地区(○広島、鳥取、島根、岡山、香川、徳島、高知、愛媛)

九州地区(○福岡、大分、佐賀、宮崎、熊本、長崎、鹿児島、山口、沖縄)

- (イ) 協力会ハ陸海軍其ノ他ノ発注官衙関係官、道府県厅関係官、民閑発注工場代表者、下請工場代表者、学識経験アル者等ヲ以テ之ヲ組織シ會議ノ開催其ノ他協力会運用ニ関スル事務ハ幹事府県ニ於テ之ヲ掌理スルコト
- (ア) 協力会ハ概ネ左ノ事項ニ付協議スルコト
- 1 下請工業ノ注文ノ配分調整ニ関スル事項
 - 2 下請工業ノ調査及連絡統制ニ関スル事項
 - 3 下請工業ノ整備確立ニ関スル事項
- 三、国民生活用其ノ他ノ機器及鉄鋼製品工業ノ整備ニ付テハ差当リ左ノ方法ニ依ルコト
- (1) 品種別工聯（单一組合ヲ含ム以下同ジ）ヲ組成セル工業ニシテ原材料ノ供給減等ノ事由ニ依リ整理ヲ必要トスルモノニ付テハ左ニ依リ企業ノ合同及整理ヲ行フコト
 - (2) 企業ノ合同及整理ノ基準トナルベキ所要原材料ノ配給見込額ハ各品種別ニ商工省ヨリ指示スルコト
 - (3) 各品種別ノ工聯（工聯ナキモノハ单一組合）ニ於テハ右ノ配給見込額ヲ基準トシテ商工省指導ノ下ニ企業ノ合同及整理計画ヲ樹ツルコト
 - (4) 各所属工業組合ニ於テハ右計画ニ基キ関係道府県厅指導ノ具体案ヲ樹テ実施スルコト
 - (5) 企業合同ハ可及的ニ優秀工場ヲ中心トシテ設備ノ集中ヲ行フコト但シ資材、地理的事情等ノ関係上已ムヲ得ザルトキハ差当リ設備ノ集中ヲ行ハズ經營ノ統合ノミヲ行フモ差支ナキコト
 - (6) 企業合同ノ形態トシテハ商法上ノ会社、有限会社、工業小組合ノ中適宜選択シ差支ナク又已ムヲ得ザルトキハ商法上ノ

- 匿名組合又ハ組織者中ノ一名ヲ業務執行者トシテ之ニ組合員ノ當業権一切ヲ委託シ経営ヲ為サシムル契約ニ基ク民法上ノ組合等ノ形態ヲ採ルコト
- (ト) 企業合同ニ際シテハ遊休設備ハ合同体ニ於テ整理スルコト
- (ト) 業者ニシテ企業合同ニ依ラズ単独整理ヲ為サントスル者アルトキハ之ニ依ラシムルコト
- (2) 道府県工聯傘下業者ノ工場中國民生活用又ハ輸出用ノ機器、鉄鋼製品等ニシテ比較的設備、技術ヲ要スルモノノ製造工場ニ付テハ之ヲ道府県工聯ヨリ抽出シ品種別組合ノ取扱ノ例ニ準ジ其ノ組織化及企業ノ合同整理ヲ図ラシムルコト
- (3) 道府県工聯傘下業者ノ企業ノ合同及整理ハ左ニ依ルコト
- (1) 企業ノ合同及整理ノ基準トナルベキ所要原材料ノ配給見込額ハ道府県每ニ一括シテ商工省ヨリ指示スルコト
 - (2) 道府県工聯ニ於テハ右配給見込額ヲ基準トシ道府県厅指導ノ下ニ企業ノ合同及整理ノ計劃ヲ樹テ実施スルコト
 - (3) 企業合同ノ方法及遊休設備ノ整理ニ付テハ(1)ノ(2)ノ(3)ニ準ズルコト但シ特ニ左ノ事項ヲ留意スルコト
- 1 存続セシムベキ業者ノ選定ニ付テハ當該工場ニ於ケル製品ノ需要関係、他産業ニ及ボス影響等ヲ考慮シ之ヲ為スコト
 - 2 存続セシムベキ業者ノ操業率ヲ出来得ル限り高メシメ操業率低キ工場ヲ多數残存セシムルガ如キコトナキ様措置スルコト
 - 3 原材料ノ配給ニ付テハ単ナル実績主義ニ依ラズ最モ有効適切ナル配分ヲ行フ様留意スルコト
 - 4 地方ノ事情ニ即シ可及的業者ノ希望ヲ尊重シ一律ナル合同及整理ノ方針ヲ強制スルガ如キコトナキ様措置スルコト

四、企業ノ合同及整理ニ伴フ措置ニ付テハ左ノ方法ニ依ルコト

(イ) 企業ノ合同ニ際シテハ左ノ措置ヲ採ルコト

1 新規設備ノ増設ハ原則トシテ之ヲ認メザルモ從来ノ設備ヲ

能率的ニ活用スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ若干ノ増設ヲ

認ムルコトアルベキコト

2 資金調整、設備制限等ノ取扱ニ付テハ前各項ニ準拠セル企

業合同ハ原則トシテ之ヲ認ムルコト

(ロ) 各業者ノ団体ニ於ケル企業ノ合同及整理計画ニ基キ合同体ニ

於テ整理ヲ為ス場合ニ生ズル遊休設備及業者単独ニ整理ヲ為ス

場合ニ生ズル遊休設備ハ國民更生金庫其ノ他ノ施設ニ於テ之ヲ

買上グルコト

二、職員ハ概々左ノ各項ニ該當スル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ選任ス
何々職業紹介所

ルコト

1 地方商工業其ノ他産業事情ニ精通スル者

2 本制度ニ理解ト熱意ヲ有シ且老齢又ハ若年ニ過ギザル者

3 其ノ他学識経験ヲ有スル者他ニ職ヲ有スル者ト雖モ特ニ適任ト認ムルモノニ付テハ専任タラザルモ差支ナキコト

三、職員ハ職業紹介所長ノ指揮ニ従ヒ左ノ職務ヲ行フモノナルコト

1 中小商工業者ノ転業並職業転換状況ノ調査

2 職業転換ノ指導斡旋及連絡

3 転職者ノ就職斡旋

4 其ノ他所長ニ於テ必要ト認メタル事項

四、職員ニ対スル予算及各所ノ標準数ハ左ノ通ナルニ付適宜經理セラルルコト

1 本年度（自十月半至月末）第二予備金ノ支出ハ嘱託員一人ニ付給料二五〇円序費一三円旅費四〇円雜費一〇円トス平年度ニ

職業紹介所ニ属スル職業転換指導施設諸費予算配当ニ関スル件
在リテハ嘱託一人ニ付給料一二〇〇円序費六〇円内国旅費二〇〇円雜費五〇円トス

2 三月分ハ追加予算ヲ以テ追配ノ見込ナルコト

3 紹介所名及嘱託員標準数

何々職業紹介所 何人
同 上 何人

〔四一一四八〕厚生省職業部長厚生大臣官房会計課長ヨリ各地方
長官宛
職業紹介所ニ属スル職業転換指導施設諸費予算配
当ニ関スル件
中小商工業者ニ対スル対策ニ關シテハ本日別途通牒相成候処職業
紹介所（近ク国民職業指導所ト改正ノ見込）ニ増置セラルベキ職業
転換指導専任職員ニ要スル経費トシテ第二予備金ヨリ左記金額近ク
予算令達セラルベク候条御了知ノ上別記ニ依リ速ニ夫々御手配相成
度此段及通牒候也

（左記略）

（別記）

一、職業ノ転換ニ関スル指導、斡旋ノ事務ニ当ラシムル為左記職業
紹介所ニ「嘱託」ノ専任職員ヲ置クコト

昭和十五年十二月二十七日丙職発第三八一号

〔四一一四九〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

職業転換指導施設費補助ニ関スル件

本日厚生省発職第一七六号ヲ以テ厚生次官商工次官連名ニ依リ中小商工業者ニ対スル対策ニ関スル件別途通牒相成候処別紙補助要綱ニ依リ本年度ニ限り明年一月十五日迄ニ補助申請相成様致度此段及通牒候也

職業転換指導施設費補助要綱

一、本補助金ハ中小商工業部門等ニ於ケル要職業転換者ヲ現下ノ時

局ニ鑑ミ緊要ナル産業部門ニ配置スル為別紙「中小商工業者職業転換施設要綱」ニ依リ道府県ニ於テ之ガ施設ヲ為ス場合交付スルモノトス

二、本補助金ハ左ノ経費ニ對シ交付スルモノトス

(一) 転業並ニ職業転換ノ指導ノ事務ニ從事セシムル為道府県ニ設置シタル職員ノ給料及事務費

(二) 転業ニ關スル対策ヲ協議シ其ノ実行ヲ促進セシムル為道府県ニ設置シタル職業転換協議会ニ要スル経費

(三) 職業転換指導ノ為設置シタル職業指導員ニ要スル経費

三、補助見込額及補助率ハ別紙ノ通りトス

四、国庫補助ヲ受ケントスル場合ハ左ノ書類ヲ添附シタル国庫補助申請書ヲ當該年度ノ五月末日迄ニ厚生大臣ニ提出スルモノトス

(一) 職業転換指導施設計画概要（第一号様式ニ依リ記載スルコト）

(二) 経費予算書（予算ノ議決年月日ヲ記載スルコト尚別紙第二号様式ニ依ル内訳書ヲ添附スルコト）

(三) 職業転換指導施設ニ関スル諸規程

(1) 道府県職員設置關係

(四) 職業指導員設置關係

(五) 職業転換協議会設置關係

五、計画又ハ予算ノ変更ニ付テハ予メ本省ノ承認ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

六、国庫補助ノ条件ニ適合セザルトキハ補助ヲ取消シ又ハ交付シタル補助金ノ全部若クハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルモノトス

七、前年度ノ実施状況ヲ別紙第三号様式ニ依リ四月末日迄ニ本省ニ報告スルモノトス

第一号様式

職業転換指導施設設計画概要（略）

第三号様式

職業転換施設実施状況（略）

中小商工業者職業転換施設実施要綱

一、道府県職員

道府県職員ハ概ネ左ノ事務ニ從事スルモノトスルコト

(一) 中小商工業者及其ノ從業員ノ職業転換指導ニ関スル事項

(二) 職業転換協議会ニ関スル事項

(三) 国民職業指導所、国民勤労訓練所及国民更生金庫等トノ連絡ニ関スル事項

四、道府県ノ転業対策ノ企画運営ニ関スル事項

(五) 其ノ他職業転換ノ指導ニ關シ必要ト認ムル事項

一、本職員ハ從前ノ道府県中央商工相談所職員ヲ以テ之ニ充ツルノ外尚必要ニ応ジ増員ヲ為スヲ得ルコト

右職員ノ銓衡ニ当リテハ商工經濟事情ニ精通シ其ノ経験閱歴ニ鑑ミ真ニ中小商工業者ノ職業指導ニ當リ得ル人物中ヨリ選任スルコト

三、本職員ヲ任免セントスルトキハ配屬部課職務ノ分担ニ付予メ本省ノ承認ヲ受クルコト

尚本職員ハ転業關係部課ニモ配屬スルヲ得ルコト

四、本職員ハ専任トスルコト

五、本職員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ速ニ其ノ補充ヲ為スコト

第二、職業指導員

一、職業指導員ハ國民職業指導所ノ業務ヲ補助シ職業転換ニ関スル指導斡旋ノ徹底ヲ図リ業者ノ相談ニ応ズルモノトシ常時國民職業指導所ト緊密ナル連絡ヲトリ概ね左ノ職務ヲ行フモノトスルコト

(一) 中小商工業ノ転業狀況ノ調査

(二) 要職業転換者ノ指導斡旋

(三) 其ノ他國民職業指導所長ニ於テ必要ト認メ委嘱セル事項

二、職業指導員ハ大体市部ニ之ヲ設置スルコト但シ中小商工業ノ

狀況ニ鑑ミ特ニ其ノ設置ヲ必要ト認メラルトキハ町村ニモ之ヲ設置シ得ルコト

三、職業指導員ハ管内ニ於ケル左ニ掲タル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ委嘱スルコト

(一) 地方ノ商工業事情ニ精通シ経験豊富ナル者

(二) 地方商工業者ノ指導者タル者又ハ商工業者ノ團体ノ幹部トシテ活動シ居ル者

(三) 其ノ他中小商工業者ノ職業転換指導ニ適當ト認メラル者

四、職業指導員ハ大体産業別、地域別ニ依リ分担ヲ定ムルコト

五、職業指導員ノ運用ニ付テハ特ニ左記事項ニ留意スルコト

(一) ナルベク定期ニ講習会研究会等ヲ開催スル等諸般ノ方途ヲ講シ職業転換ノ指導ニ遺憾ナカラシムル様訓練スルコト

(二) 情報ノ交換、事務ノ連絡等職業指導員相互間ニ於ケル密接ナル協調ヲ保持スル為定期ニ連絡協議会ヲ開催スルコト

右連絡協議会開催ニ際シテハナルベク關係市町村長、警察署長、各種商工団体代表者ヲ出席セシムルコト

第三、職業転換協議会

一、職業転換協議会ハ中小商工業者ノ転業及職業転換ニ関シ關係機關トノ聯絡ヲ図ルト共ニ其ノ地方ノ実情ニ即セル有効適切ナル対策ノ樹立ニ付協議スルモノトスルコト

二、協議会ハ會長及委員ヲ以テ組織シ、會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツルコト

三、協議会ノ委員ハ管内ニ於ケル左ニ掲タル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ジ又ハ委嘱スルコト

(一) 民間産業經濟團体關係代表者
(二) 主要ナル事業主
(三) 関係官公吏

(四) 其ノ他學識経験アル者

四、協議会ハ必要ニ応ジ地域別及業種別部会ヲ設クルヲ得ルコト

五、協議会ニハ常任幹事会ヲ置キ転業關係ノ主管課長ヲ以テ之ニ充ツルコト

常任幹事会ハ隨時之ヲ開催シ活動セシムルコト

昭和十六年一月十日警保局警保発甲、第一号

〔四一一五〇〕内務省警保局長ヨリ警視總鑑、各地方長官宛

(除東京府宛)

經濟生活相談所ノ設置ニ關スル件

經濟警察協議会ハ開設以来官民一体トナリ克ク其ノ機能ヲ發揮シ
經濟警察運営上極メテ重要ナル使命ヲ果シツアル所ナルガ最近ニ
於ケル經濟狀態ハ内外ノ諸状勢ヨリ幾多ノ困難ヲ予想サレ特ニ生活
必需物資、住宅、転失業等ノ問題ハ治安ノ観点ヨリスルモ重大関心
事ニ有之此際警察ニ於テモ之等統制ニ伴フ必然ノ困窮面ニ対シテハ
情理ヲ尽シテ良キ指導者タルノ職責ヲ果シ以テ愈々官民一体時艱克
服ノ体勢ヲ整フルノ要緊切ナルモノ有之ニ付キ今般概ネ左記要項ニ
基キ經濟警察協議会ノ一事業トシテ經濟生活相談所ヲ至急開設スル
コトト相成候ニ就テハ之ガ使命ニ鑑ミ全幅ノ機能ヲ發揮スル様御配
意相成度

追而左記要項ハ大体ノ基準ヲ示シタルモノニ就キ事情ニ依リ適當
ニ參酌セラルモ差支無之尚既ニ此種相談所ヲ開設セル向ハ其儘
御利用相成様致度

記

一、名 称

經濟生活相談所

二、設置場所及構成

イ、概ね市部警察署其ノ他重要警察署ニ設置スルコト但シ必要ニ
応ジ其ノ他ノ警察署ニ設クルコトヲ得ルコト
ロ、原則トシテ經濟保安主任タル警部補又ハ巡査部長ヲ以テ相談
係主任ニ充ツルコト

ハ、主トシテ經濟警察事務担当者中ヨリ適任者ヲ選ビ相談係トナ
スコトヲ得ルコト

ニ、必要ニ依リ經濟警察協議員中適當ナル者ヲシテ相談事務ニ從
事セシムルコト

三、事務ノ内容

イ、生活必需物資及住宅ニ関スル具体的相談

ロ、転失業ニ関スル諸手続ノ手引案内

ハ、統制ニ関スル諸手續ノ手引案内
ニ、統制諸法令ニ関スル質疑応答

四、運用ニ関スル注意事項

イ、相談所ハ常設トシ之ガ開設ニ当リテハ其ノ旨ヲ周知徹底セシ
ムルノ方法ヲ工夫スルト共ニ其ノ設置場所、相談日時等ハ新聞
紙其他ニ依リ広告スル等特ニ相談者ノ便宜ヲ計ルコト
ロ、実情ニ依リ巡回相談等ノ制ヲ設ケ係員ヲシテ適當ナル方法ニ
依リ管内ノ巡回相談ニ応ゼシムルコト

ハ、相談ハナルベク別室ニ於テ之ヲ行ヒ相談者ノ処遇、身上等ニ
就テハ特ニ留意シ簡便ニ相談ニ応ズル等常ニ熱意ト親切ヲ以テ
之ニ当リ具体的の成果ヲ挙グルニ努ムルコト

二、警察署長ハ當時相談事務ニ関シ主任並ニ係員ヲ指揮監督シ事
務ノ内容特ニ重大ナルモノアルトキハ自ラ其ノ相談ニ当ルコト
ホ、本府經濟保安課長其他ノ幹部ハ時々相談所ヲ巡視シ之ガ指導
ニ当ルト共ニ自ラモ相談ニ応ズルコト

五、經 費

イ、相談所ニ要スル費用ハ原則トシテ今回別途配布相成タル経費
ヲ以テ之ニ充ツルモ從来協議会費トシテ配布セル経費ハ之ヲ流
用スルモ差支ナキコト

ロ、民間側協議員タル相談係員ノ車馬賃等ニ就テハ巡回雜費トシ
テ前項ノ配布経費中ヨリ支弁スルコトヲ得ルコト
ハ、相談所設置並ニ運用ニ關スル経費ニ付キ關係者等ヨリ金品ノ
寄附ヲ受クルガ如キコトナキ様留意スルコト

六、報 告 (略)

昭和十六年一月十一日振第一一〇一一号

(四一一五一) 商工次官ヨリ各地方長官宛

中小商工業者ノ転廃業対策ニ関スル件

議セシメ地方委員会ニ於テハ右評価ノ基準ニ基キ具体的評価ヲ
為サンムルモノトス

今次ノ外交政策ノ転換ニ因ル物資動員計画ノ改訂強化ニ伴ヒ転廃業ヲ為スノ已ムナキニ立至ル中小商工業者ハ相当多数ニ上ル見込ニシテ此等業者ノ更生ヲ図ルハ国民生活ノ安定ト国家経済力ノ培養ヲ期スル所以ニシテ刻下喫緊ノ要務ナリ依テ今回之ガ対策ヲ実施スル為第

二予備金ヨリ経費ヲ支出シ別紙(一)ノ対策要綱ノ通施設ヲ為スコトト為リタルヲ以テ本施設ノ実績ヲ挙グルニ付萬全ヲ期セラレ度尚右対策要綱ニ依リ貴県ニ於テ施設スペキ事項ニ関スル経費ハ別紙(二)ノ通有之候条此段及通牒候也

別紙一

外交転換ニ伴フ商工業者ノ転廃業対策要綱

一、転廃業者ノ指導ニ当リテハ成ルベク當業者ノ自力更生ニ依ラシムルコトトシ組合所屬者ニ關シテハ其ノ所屬組合ヲシテ可能ナル限り共助ノ精神ニ基ケル自助的救済施設ヲ実施セシムルモノトス

二、議会ノ協賛ヲ經テ國民更生金庫法制定セラレ右特別法ニ基ク

新金庫設定セラル迄取敢ヘズ別紙要綱(一)ニ基ク財團法人國民更生金庫ヲシテ転廃業者ノ資金及負担ノ整理等ニ関スル事務ヲ當マシムルモノトス

之ガ為別紙要綱(一)ニ基キ転廃業者資產評価委員会ヲ商工省及各

地方庁ニ設置スルコトトシ中央委員会ニ於テハ評価ノ基準ヲ審

四、転廃業指導促進事務ニ從事スル職員及嘱託員（評価調査委員）

設置ニ要スル経費竝ニ評価ニ關スル地方委員会ニ要スル経費ニ對シテハ第二予備金支出ヲ以テ国庫ヨリ道府県ニ配布スルモノトス

別紙要綱(二)

財團法人國民更生金庫設立要綱

第一目的

本金庫ハ時局ノ要請ニ応シ転業又ハ廃業ヲ為サントスル商工業者等ノ資產及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二組織

本金庫ハ民法ニ基ク財團法人トス

第三寄附行為

本金庫ハ寄附財産百萬円ヲ以テ設立スルモノトシ（寄附行為者ハ別ニ之ヲ定ム）政府ハ之ニ對シ百萬円ヲ出損スルモノトス

第四機関

一役員

理事長一人、理事三人、監事一人ヲ置キ其ノ任免ニ付テハ主務大臣ノ承認ヲ受ケシムルモノトス

二評議員

關係各庁官吏及学識経験アル者ノ中ヨリ評議員若干名ヲ選任シ、ハ転廃業者救済ノ実ヲ挙ゲシムル為當業ヲ繼續スルモノトシテノ妥当ナル価額ニ依ラシムルモノトス

之ガ為別紙要綱(一)ニ基キ転廃業者資產評価委員会ヲ商工省及各地方庁ニ設置スルコトトシ中央委員会ニ於テハ評価ノ基準ヲ審

第五事務所

一、本所ハ之ヲ東京市ニ置ク

二、支所ハ之ヲ大阪市ニ置ク

三、東京及大阪以外ノ道府県ニ出張所各一ヶ所ヲ置キ内差当京都、

名古屋、広島、福岡及札幌ノ各出張所ニ専任職員ヲ置クモノトス

四、銀行、信託会社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、無尽会社、信用組合等ノ金融機関其ノ他ノ機関ニ業務ノ執行ニ関スル事務ノ取扱ヲ委嘱スルモノトス

第六 業務

一、転廃業者ノ営業用財産ノ管理又ハ処分ノ引受

引受財産ノ評価ハ一応営業ヲ継続スルモノトシテノ妥当ナル価格ニ依ルモノトス

二、転廃業者ニ対スル貸付

(1) 貸付方針
引受財産ヲ担保トス

(2) 貸付限度
引受財産評価額ノ限度トス

(3) 借入金ノ用途
営業上ノ負債償還資金、転業転職資金等トス

(4) 債還方法
償還ノ期限ハ五年以内トス

(5) 債還方法
償還ノ期限ハ五年以内トス

(6) 債還方法
償還ノ期限ハ五年以内トス

(7) 債還方法
償還ノ期限ハ五年以内トス

(8) 債還方法
償還ノ期限ハ五年以内トス

第七 資金ノ調達

本金庫ハ業務資金調達ノ為メ借入金ヲ為スコトヲ得ルモノトス

政府ハ必要ニ応ジ銀行等資金運用令第七条ノ規定ニ基キ日本興業銀行ニ対シ、本金庫へ資金ノ貸付ヲ為ス可キ旨ヲ命令スルコトア

ルベシ

第八、政府ノ補助

本金庫ニ對シ政府ハ其ノ経費ニ付補助スルモノトス

第九 存続期限及事業ノ引継次期議会ノ議ヲ經テ国民更生金庫法制定セラレ、右特別法ニ基ク新金庫設立セラレタルトキハ本金庫ハ其ノ財産及事業ヲ右新金庫ニ引継ギ解散スルモノトス

別紙要綱(1)

転廃業者資産評価委員会要綱

(1) 評価委員会ハ中央委員会及地方委員会トス

(2) 中央委員会ハ商工大臣地方委員会ハ地方長官ノ監督ニ属スルモノトス

(3) 評価委員会ハ転廃業者ガ国民更生金庫ニ對シ処分スル資産ノ評価ニ關スル事項ヲ調査審議スルモノトス

(4) 中央委員会ハ商工省ニ、地方委員会ハ道府県毎ニ置クモノトス

(5) 中央委員会ノ会長ハ商工大臣、地方委員会ノ会長ハ地方長官之ニ當ルモノトス

(6) 中央委員会ノ委員ハ三十人以内トシ地方委員会ノ委員ノ定数ハ商工大臣之ヲ定ムルモノトス

(7) 委員会ニハ必要ニ応ジ業種別ニ部ヲ置キ其ノ所掌事務ヲ分掌セシメ一定ノ条件ヲ具フルトキハ部ノ決議ヲ以テ委員会ノ決議ト為スコトヲ得シムルモノトス

(8) 中央委員会ノ審議事項ニ關スル特別ノ事項ニ付中央委員会ノ諮詢ニ応ゼシムル為専門委員会ヲ置クコトヲ得シムルモノトス

(9) 地方長官ハ別途評価調査委員ヲ選任シ具体的評価ノ実地調査

成候ニ付テハ左記事項御了承ノ上可然御取計相成度此段依命及通牒候也

追テ本件ニ関シテハ昭和十五年十二月二十七日附丙職発第三八一
号厚生省職業部長通牒御参照相成度

記

一、中小商工業部門ノ再編成ニ伴フ生産及配給機構ノ整備、各企業
単位ノ改善合理化、物動計画ニ伴フ企業主ノ事業ノ維持又ハ転換
竝ニ廢失業主ノ營業用財産又ハ負債ノ整理ニ関スル事務ハ経済部
ニ於テ、廢失業商業者及其ノ従業員ノ他ノ産業部面ノ労務ヘノ転
換ニ関スル職業転換事務ニ関シテハ学務部ニ於テ夫々取扱フコト
トシ兩事務ノ有機的連絡ハ職業転換協議会ノ常任幹事会ニ於テ之
ヲ図ルコトトシ之ガ事務ハ關係部課相協調シテ掌ルコト

二、府県中央商工相談所ハ昭和十六年一月三十一日ヲ以テ廢止シ之
ガ職員（専任所長、指導員及指導補助員）ハ道府県ニ於ケル転業
竝ニ職業転換ノ指導事務ニ從事セシムルコト

三、右職員ノ配属ニ当リテハ第一項ノ趣旨ニ鑑ミ各地方庁ニ於ケル
実情ニ応ジ夫々経済部、学務部又ハ職業転換協議会ニ適宜配置ス
ルコト

四、前二項ノ措置ハ昭和十五年度府県中央商工相談所整備費補助ノ
計画及予算ノ変更ニ依リ之ヲ行フコト但シ補助指令附帶命令書第

二項ニ拘ラズ予メ商工省ノ承認ヲ要セザルモ遲滞ナク事後報告ヲ
ナスコト

五、専任所長、指導員、指導補助員ノ關係各課配属ハ決定次第之ヲ
商工省ニ報告スルコト

六、昭和十五年度ニ於ケル當該決算書竝ニ事業報告書ハ所定ノ期日

迄ニ商工大臣宛提出スルコト

昭和十六年一月二十日職発第一九号

〔四一一五四〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

國民職業指導所庶務細則ニ関スル件

職業紹介所ノ名称改正ニ関シテハ曩ニ次官依命通牒ノ次第モ有之
候処昭和十三年七月厚生省訓令第二十四号ニ依ル処務規程ハ別段改
正セラレザルニ付御了知相成度而シテ同規程第五条ニ依ル処務細則
ニ付テハ此ノ際大体左記ニ依ラシメ該官制改正公布後速ニ認可実施
セラルル様致度

記

一、六大都市及北九州ヲ除ク他ノ國民職業指導所ニ在リテハ當時左
ノ係ヲ設ケ各係ニ主任ヲ置クコト但シ所員少數（概ネ十名以内）
ノ所ニ在リテハ係ヲ設ケズ適宜事務分掌ヲ定ムルコト

総務係

転失業關係ノ事務（出張指導、窓口相談、關係諸機關トノ聯絡及
補導施設等）ノ為特ニ必要アリト認ムル所ニ在リテハ總務及業務
ノ二係ノ外転職係ヲ設ケ主任ヲ置クコトヲ得ルコト

二、六大都市及北九州ノ各國民職業指導所ニ在リテハ當時左ノ部ヲ
設ケ各部ニ部長ヲ置クコト但シ東京國民職業指導所ニ付テハ本省
ト打合セノ上適宜部ヲ定メシムルコト

七、厚生省ノ補助ニヨリ増員配置セラルベキ道府県職業指導職員
(昭和十五年十二月二十七日附厚生省職業部長通牒)ハ同通牒実
施要綱第一、三ニ依リ職業關係部課ニモ配属スルヲ得ルコトトナ
リ居ルニ付第一項ノ趣旨ニ依リ適當ニ措置スルコト

庶務部

卷之三

転職部

三、国民労働指導所ニ在リテハ職員定員ニ応ジ前記各号ニ準ジ適宜之ヲ規定セノムレコト

卷之三

四、外務総則ハ別総準則ハ一又ハ二ニ依テシムルニト
五、係又ハ部ノ分掌事務ハ別紙事務分掌例ノ一又ハ二ニ衣ラノムレ

三

六、処務細則ヲ認可シタル場合ニ於テハ其ノ写ヲ添へ報告セラルル

コト変更認可シタル場合亦同ジキコト

潭 賢

卷之三

卷二

業務係

前項ノ外時宜ニ依リ臨時ニ部係ヲ置クコトアルモノトス

第二条 各係ハ左ノ事務ヲ掌理ス

總務係
(以下倣之)

1

第三条 各係ニ主任ヲ置ク（所員少數ナル所ニ在リテハ本条ヲ無ク）

スルコト

第四条 所長事故アルトキハ官署ノ順序ニ従ヒ職業主事又ハ職業主

前項ノ場合ニ於テ所長ハ代決事務ノ範囲又ハ代決者ニ付制限ヲ為

- 第四条 所長事故アルトキハ部長其ノ所属ノ事務ヲ代決ス
前項ノ場合ニ於テ數部ニ関係アルモノニ付テハ官等ノ順序ニ従ヒ
上席ノ部長（技術者ヲ除ク）之ヲ代決スペシ
- 第五条 各部長ノ専決スペキ事項ヲ左ノ如ク定ム
- 一、雇員以下ノ管内出張ニ関スルコト但シ庶務部長ニ合議スルコト
 - 二、定例若ハ輕易ナル事件ニ付照復スルコト
 - 三、定例若ハ輕易ナル報告及諸届等ノ処理ニ関スルコト
 - 四、文書ノ督促及整理ニ関シ照復スルコト
 - 五、市外電話使用ニ関スルコト但シ庶務部長ニ合議スルコト
 - 六、輕易ナル事件ノ復命ニ関スルコト
 - 七、定例ニ属スル告知並ニ公告案ニ関スルコト
 - 八、前各号ノ外定例アルモノ及輕易ナル事件ノ処理ニ関スルコト
前項ノ外所長ハ別ニ定ムル所ニ依リ各部長毎ニ輕易ナル事件ニ付
専決セシムルコトアルモノトス
 - 第六条 所長ハ所員ノ時間外勤務ヲ命ジ所員ヲ順決当直セシム
当直ニ関スル規程、非常警備等ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第七条 各部ニ日誌ヲ備ヘ当日ノ処理事項ヲ記載シ翌日所長ノ閲覧
ニ供スルヲ例トス但シ所長ニ於テ其ノ必要ナシトシタル部ニ在リ
テハ日誌ヲ備ヘザルコトヲ得
 - 第八条 所員ノ服務、文書ノ受発編纂及保存ニ関スル事項其ノ他本
則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所長別ニ之ヲ定ム（別ニ定メズ本条
以下ニ加フルモ可）
 - 別紙（二）事務分掌例ノ一
 - 総務係
- 一、所員ノ服務、官印ノ管守及機密ニ関スル事項
 - 二、傭人及府内取締ニ関スル事項
 - 三、文書ノ受発、編纂及保存ニ関スル事項
 - 四、会計ニ関スル事項
 - 五、統計及定例報告ニ関スル事項
 - 六、労務動態調査及各種調査ニ関スル事項
 - 七、労務者ノ募集、労務供給事業及私営職業紹介事業ニ関スル事
項
 - 八、就職者旅客運賃割引証ノ保管及発行ニ関スル事項
 - 九、国民職業能力ノ登録ニ関スル事項
 - 十、国民徵用ニ関スル事項
 - 十一、技能検査ニ関スル事項
 - 十二、従業者ノ移動防止ニ関スル事項
 - 十三、職業協会分会其ノ他関係団体ニ関スル事項
 - 十四、他係ノ主管ニ属セザル事項
- 業務係
- 一、求人求職ニ関スル事項
 - 二、職業指導ニ関スル事項
 - 三、身体検査、適性診査ニ関スル事項
 - 四、就職後ノ保護輔導ニ関スル事項
 - 五、入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項
 - 六、聯絡委員、労務動員協議会ニ関スル事項
 - 七、青少年ノ雇入制限ニ関スル事項
 - 八、職業転換ノ指導相談ニ関スル事項
 - 九、職業指導員ニ関スル事項
 - 十、職業補導施設ニ関スル事項
 - 十一、職業転換ニ関スル諸機関トノ聯絡ニ関スル事項
 - 十二、其ノ他職業紹介ニ関スル事項

別紙(二)事務分掌例ノ二(部制ヲ採ル所ノ分)

○庶務部

- 一、所員ノ服務、官印ノ管守及機密ニ関スル事項
- 二、傭人及府内取締ニ関スル事項
- 三、文書ノ受発、編纂及保存ニ関スル事項
- 四、会計ニ関スル事項
- 五、統計及定例報告ニ関スル事項
- 六、労務動態調査及各種調査ニ関スル事項
- 七、労務者ノ募集、労務供給事業及私営職業紹介事業ニ関スル事項
- 八、就職者旅客運賃割引証ノ保管及発行ニ関スル事項
- 九、職業協会分会其ノ他関係団体ニ関スル事項
- 十、他部ノ主管ニ属セザル事項

○登録部

- 一、国民職業能力ノ登録ニ関スル事項
- 二、国民徴用ニ関スル事項
- 三、技能検査ニ関スル事項
- 四、従業者ノ移動防止ニ関スル事項

○紹介部

- 一、求人求職ニ関スル事項
- 二、職業指導ニ関スル事項
- 三、身体検査、適性診査ニ関スル事項
- 四、就職後ノ保護輔導ニ関スル事項
- 五、入営者職業保障法ノ施行ニ関スル事項
- 六、聯絡委員、労務動員協議会ニ関スル事項
- 七、青少年ノ雇入制限ニ関スル事項

八、其ノ他職業紹介ニ関スル事項

○転職部

- 一、職業転換ノ指導、相談ニ関スル事項
- 二、職業指導員ニ関スル事項
- 三、職業補導施設ニ関スル事項
- 四、職業転換ニ関スル諸機関トノ聯絡ニ関スル事項

昭和十六年一月二十八日職発第三七号
〔四一一五五〕 厚生省職業局長ヨリ各道府県知事宛

小学校卒業者ノ職業紹介ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客年七月十八日附丙職第四八号通牒ニ依リ御措置相成候処採用者数ノ決定標準未充足求人ニ対スル再銓衡ノ実施及求職聯絡等ニ付テハ左記ニ依リ御取扱相成度

記

- 一、銓衡ノ結果合格者数ガ予定数ヲ超過スル場合ニ於テハ重要度ノ高キ求人ニ限り求人割当数ノ二割程度ニ相当スル員数迄ハ割当數ヲ超過シ採用スルコトヲ認メ差支ヘナキコト
- 二、求人割当數ニ相当スル員數ヲ採用シ得ザル場合求人者ヨリ特ニ希望アリ且相当ノ見込アルトキハ再銓衡ノ実施等ノ方法ヲ講ズルコト
- 三、求職聯絡ノ開始ハ三月一日以降トスルモ就職希望先ガ軍作業厅、軍管理工場等ニシテ労務者ヲ優先充足スペキ向ナル場合ハ直チ之ヲ為シ差支ヘナキコト
- 四、「小学校卒業者職業紹介ニ関スル取扱要領」第十六号ノ(一)

ノ手続ハ今ヲ要セザルモ其ノ員数ハ最少限ニ止メ且努メテ重要度ノ高キ産業方面ニ児童ノ志向ヲ向ハシムル様指導スルコト

五、就職希望先ガ外地（国）ナル場合ノ求人ノ聯絡ニ付テハ職業紹介所ヨリ直接就職希望先ニ職業相談原票副本ヲ送付シ青少年雇人制限令ニ抵触セザル範囲ニ於テ採用スペキ旨附記シ之ガ採用方ヲ依頼シ差支ヘナキコト

〔四一一五六〕 昭和十六年二月六日北開第一号

〔四一一五六〕 拓務省拓北局長ヨリ各地方長官宛

関スル件

今般當省ニ於テ別紙要領ニ依リ本年度内送出スペキ転業者開拓民ニ對シ残留家族ノ援護費ヲ交付シ本事業ノ遂行ニ萬全ヲ期スルコト相成リタルヲ以テ左記事項御諒承ノ上貴道、府、県ニ於ケル昭和十五年度内ノ転業者開拓民見込数ニ応ジテ予算書ヲ作成シ逕クモ二月十五日迄ニ國庫補助申請書ヲ當省大臣宛御提出相成度

記

一、國庫補助予算額ハ全道府県合計一一三五〇〇円トス

二、國庫補助申請書ハ左ノ書類ヲ正副三通提出スルモノトス

(1) 申請書

(2) 昭和十五年度道府県關係歳入歳出予算抄本

（算出基礎トナリタル確実ナル転業者開拓民見込数ヲ備考欄ニ明記スルコト）

三、本補助額ハ昭和十五年度内ニ必要ナル経費ヲ計上スルモノトス

四、地方申請額ノ内容ヲ検討ノ上國庫補助額ヲ決定スルモノトス

五、地方申請書ノ算出基礎タル転業者開拓民見込数ガ其ノ実績数ニ

比シ著シク相違セルトキハ本補助金ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ命ズルコトアルモノトス

〔四一一五七〕 昭和十六年二月六日一六振興部第三八九号

〔四一一五七〕 商工省振興部長商工省機械局長ヨリ各地方長官宛陸海軍其ノ他ノ発注官衙直接利用ノ下請工業ノ整備ニ関スル件

曩ニ客年十二月二十一日附一五機第四八四五号ヲ以テ通牒相成候

「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ニ照應シ陸海軍其ノ他ノ発注官衙ニ於テ直接利用スル下請工場ノ整備ニ付テハ當省地方工業化委員会ノ審議決定ニ基キ陸海軍其ノ他ノ関係各庁打合ノ上別紙（「陸海軍其ノ他ノ発注官衙直接利用ノ下請工業整備要綱」ニ依リ実施セラルルコトト相成候條別紙写）（御参照ノ上左記ニ依リ可然措置相成度此段及通牒候也

追而本件ニ關シテハ陸軍、海軍、通信、鉄道當局ト打合済ニ有之尚貴管下關係各業者ニ周知方可然御配意相成様致度申添候

記

一、集団利用工場ノ整備ニ付テハ左ニ依ルコト

(1) 要綱中一、集団利用工場ノ整備（1）ノ（1）ニ付テハ発注官衙ヨリノ要求アルトキハ受注工場ノ調査等ニ付協力相成ハ勿論貴府ニ於テモ至急指定適格工場ニ付設備能力、操業状況等必要ナル事項ヲ調査ノ上貴府ノ意見ヲ具シ発注官衙ニ提出セラレタキコト

(2) 要綱中一、集団利用工場ノ整備（2）ノ（2）ニ依レバ「地方統制工業ノ発注ハ道府県各統制団体ヲ通ジ各工業組合ノ地方統制工業指定工場ノ団体（契約ハ工業組合名ヲ以テ之ヲ為ス）ニ対シ之ヲ為スコト」トアルモ特別ノ必要アル場合ハ工業組合聯合会ヲ

(3) 契約ノ相手トシテ発注セラルコトアルベキコト

(3) 工業小組合ハ小組合ヲ集団利用ノ一工場ト看做シテ指定ヲ受クルコトナルベキヲ以テ関係工業組合ニ加入シタル上所属工業組合ヲ通ジ受注スルコト但シ加入スペキ工業組合ナキトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

(4) 商法上ノ会社、有限会社ガ集団利用ノ一工場トシテ指定ヲ受

ケタルトキハ当該会社ガ関係工業組合ニ加入シタル上所属工業組合ヲ通ジ受注ヲ為スコト

(5) 要綱中一、集団利用工場ノ整備(2)ノ(1)ノ團体ハ発注官衙別ニ之ヲ組織スルヲ原則トスルモ陸軍部、海軍部等ノ程度ニ於テ團体ヲ組織スルヲ適當トスル場合ハ之ニ依ルモ差支ナキコト

(6) 集団利用工場トシテ指定ヲ受ケタル工場ハ地方統制工業ノ利

用ノミニ依リ事業ヲ當マシムルコトヲ原則トセズ必要アルトキハ地方統制工業以外ノ下請工場トシテノ指定ヲ受ケルコトヲ得シメ又ハ一般独立事業ヲ兼営スルコトヲ得シムルコトナレル

民間発注工場ノ下請ト一般独立事業ノ双方ヲ同時ニ兼営スルコトヲ得ザラシムルコト但シ已ムヲ得ザル事情アルトキハ機械

鉄綱製品工業整備要綱実施方法二ノ(3)ニ依リ当分ノ内道府県庁ノ承認ヲ受ケシメ双方ノ兼営ヲ認ムルコト

(7) 陸軍關係下請工業事務所ハ爾今統制工業○○事務所ト改称スルコト

二、単独利用工場ノ整備ニ付テハ左ニ依ルコト

(1) 単独利用工場ノ指定ハ発注官衙ニ於テ之ヲ為スコトトナレルモ発注官ヨリノ要求アルトキハ受注工場ノ調査等ニ付協力スルコト

(2) 単独利用工場ニシテ所属発注官衙ヘノ専属化ヲ図ラシムル為

発注官衙以外ヨリノ下請受注及一般事業ハ原則トシテ抑止スルコトトナレルモ之ニ依リ差当リ事業維持ノ上ニ著シク困難ヲ來

ス虞アリト認メラル業者アルトキハ発注官衙ト協議ノ上例外ノ取扱ヲ為スコト

別紙 (一)

陸海軍其ノ他ノ発注官衙直接利用ノ下請工業整備要綱

機械工業、木工業、織物工業、メリヤス工業、裁縫工業、製靴工業等ノ受注工場ハ之ヲ集団利用工場ト单独利用工場トニ分チ其ノ生産性ヲ昂揚スル為左記ニ依リ之ガ整備ヲ図ラントス

記

一、集団利用工場ノ整備

集団利用工場トシテノ下請工業ハ单独利用工場トシテノ下請工業及一般下請工業ト區別スル為之ヲ地方統制工業ト称シ左ニ依リ之ガ整備ヲ図ルコト

(1) 地方統制工業ノ利用工場ノ指定制度ヲ採ルコト

(1) 地方統制工業ノ利用工場ノ指定ハ道府県庁ノ意見ヲ徵シ各発注官衙ニ於テ之ヲ為スコト

(2) 地方統制工業ノ利用工場ノ指定ニ際シテハ現ニ利用セル工場ハ一応原則トシテ全部指定ニ入ルルコト

(4) 発注官衙地方統制工業ノ利用工場ノ指定(以下之ヲ地方統

制工業指定工場ト称ス)ヲ為シタルトキハ之ヲ商工省、関係道府県庁及統制工業事務所ニ通報スルコト

(1) 地方統制工業指定工場ハ集団的ニ之ヲ取扱フコト

別ニ團体ヲ組織セシメ更ニ道府県毎ニ夫々之等ノ團体ノ統制
団体ヲ組織セシムルコト

道府県内ニ工聯アルモノニ付テハ統制團体ハ工聯内ニ之ヲ設
置スルコト

- (d) 地方統制工業ノ発注ハ道府県各統制團体ヲ通ジ各工業組合
ノ地方統制工業指定工場ノ團体（契約ハ工業組合名ヲ以テ之
ヲ為ス）ニ対シ之ヲ為スコト
- (3) 地方統制工業指定工場ニ於テハ他ノ事業トノ兼當ヲ認ムルコト
地方統制工業指定工場ハ地方統制工業ノ受注ノミニ依リ事業
ヲ當マシムルコトヲ原則トセズ必要アルトキハ地方統制工業
以外ノ下請工場トシテノ指定ヲ受クルコトヲ得シム又ハ一般獨
立事業ヲ兼當スルコトヲ得シムルコト
- (4) 地方統制工業ハ道府県厅ニ於テ之ガ指導監督ニ当ルコト
(1) 道府県厅ハ地方統制工業ノ受注ノ斡旋、受注品ノ配分、納
期、品質、規格等ニ付監督ヲ為シ原材料ノ検査、工程検査、
製品検査等ヲ行フト共ニ技術其ノ他ノ指導ニ当ルコト
- (2) 必要アルトキハ道府県厅ハ発注官衙ト協力ノ下ニ地方統制
工業指定工場ノ工業合同又ハ共同經營ヲ促進シ技術、設備能
力ノ向上ヲ圖ラシメ又ハ工業組合ノ共同設備ノ設置等ニ依リ
設備ノ補強ヲ圖ラシムルコト
- (5) 地方統制工業ノ連絡機関ヲ整備スルコト
- (1) 地方統制工業中機械鉄鋼製品關係工業ニ付テハ地方統制工
業以外ノ同種ノ下請工業トノ連絡ヲ圖ル為新ニ設置セラル地
方下請工業協力会（機械鉄鋼製品工業整備要綱參照）ヲ活用
スルコト
- (2) 統制企業事務所ヲ整備シ発注官衙、道府県厅及受注組合

（聯合会ヲ含ム）トノ緊密ナル連繫ヲ保持シ地方統制工業ノ受
注品ノ納入成績ノ向上、発受注ニ関聯スル事務ノ簡捷、経費ノ
節減等ヲ圖ラシムルコト

二、単独利用工場ノ整備

単独利用工場ハ左ニ依リ之ガ整備ヲ圖ルコト

(1) 単独利用工場ノ指定制度ヲ採ルコト

(1) 単独利用工場ノ指定ハ各発注官衙ニ於テ之ヲ為スコト
(2) 発注官衙単独利用工場ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ商工省及
関係道府県厅ニ通報スルコト

(2) 単独利用工場ノ発注官衙ヘノ専属化ヲ圖ルコト
(1) 単独利用工場ヲシテ所属発注官衙ヘノ専属化ヲ圖ラシムル為
原則トシテ所属発注官衙ヨリノ下請作業ノミニ依リ其ノ事業ヲ
當マシメ其ノ他ノ下請受注及一般事業ハ之ヲ抑止スルコト

所屬発注官衙以外ノ下請受注及一般事業ノ抑止ニ依リ差当り事
業維持ノ上ニ著シク困難ヲ來ス虞アリト認メラル業者ニ付テ
ハ當該発注官衙ト商工省ト協議ノ上例外ノ取扱ヲ為スコトヲ得
ルコト

(3) 現ニ単独利用工場トシテ利用セルモノノ中所属発注官衙ニ專
屬セシムルヲ不適当ト認メラルモノハ之ヲ集団利用工場ノ指
定ニ入ルルコト

(4) 発注官衙及関係道府県厅ノ指導ノ下ニ必要アルトキハ単独利用
技術向上等ニ關スル指導ヲ為スト共ニ其ノ事業継続ニ対シ協力ス
ルコト
工場ノ企業合同又ハ共同經營ヲ促進シ技術、設備能力ノ向上ヲ圖
ラシムルコト

昭和十六年二月十日丙職発第三八一號ノ内

〔四一一五八〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

職業転換指導施設費国庫補助交付ニ関スル件

記

職業転換指導施設費国庫補助交付方ニ関シテハ客年十二月二十七日丙職発第三八一號ヲ以テ及通牒置候処本年度三月分所要経費ニ対シ左記ノ通補助交付可相成候条急速追加予算議決ノ上補助申請相成様致度

追テ補助率其ノ他ハ前通牒通ニ付御了知相成度申添候

記

国庫補助見込額

円

内訳

職業員費

円 円 円

職業指導員費

円

職業転換協議会費

昭和十六年三月三日発労第一〇号

〔四一一五九〕 厚生省労働局長ヨリ府県長官宛（東京府知事ヲ除ク）

産業報国青年隊結成ニ關スル件

大日本産業報告國ハ其ノ全国的組織成リタルモ之ガ本来ノ任務達成ニハ會員ノ過半ヲ占ムル青少年労務者ノ産業報國精神ノ徹底ト其ノ実踐力ニ俟ツ所多大ナルモノアルニ鑑ミ今回当省ニ於テハ関係省ト

協議ノ上産業報國青年隊ノ結成ヲ慤憲シ将来之ヲ産業報國運動ノ推進力トシテ指導育成スルコトニ相成候ニ就テハ貴官ニ於カレテモ貴道府県産業報国会ト協力ノ上産業報國青年隊ノ結成ヲ図ラシムルト

共ニ其ノ指導ニ特ニ力ヲ効サルル様致度左記各項御了知ノ上措置相成度依命此段及通牒候

一、産業報國青年隊組織要綱

(一) 二十五歳以下ノ男子会員五十人以上ヲ有スル単位産業報国会ニ在リテハ右会員ヲ以テ産業報國青年隊ヲ組織スルコト

二十五歳以下ノ男子会員五十人未満ノ単位産業報国会ニ在リテモ実情ニ依リ産業報國青年隊ヲ組織スルコトヲ得ルコト

(二) 産業報國青年隊ニ左ノ二部ヲ設クルコト

(イ) 第一部 二十歳以下ノ隊員ヲ以テ之ヲ組織ス

(ロ) 第二部 二十一歳乃至二十五歳ノ隊員ヲ以テ之ヲ組織ス

(三) 産業報國青年隊ニ左ノ役員ヲ置クコト

(イ) 隊長一人

(ロ) 副隊長二人

(四) 各役員ハ夫々左ニ掲タル者ニ就キ単位産業報國會長之ヲ命ズルコト

(イ) 隊長

當該産業報國青年隊員ヲ対象トスル私立青年学校ノ設ケアル場合ニ於テハ當該私立青年学校長ノ職ニ在ル者其ノ設ケナキ場合ニ於テハ當該単位産業報國會員ニシテ指導的地位ニ在モノ

(ロ) 副隊長

隊員中適任者（原則トシテ第一部ニ属スル隊員中適任者一人及第二部ニ属スル隊員中適任者一人）

(五) 産業報國青年隊指導ノ直接責任者トシテ其ノ具体的指導ニ当ラシムル為単位産業報国会ニ産業報國青年隊指導者ヲ置クコト

右指導者ノ員数ハ産業報国青年隊員百人又ハ其ノ端数ニ付一人ノ割合トシ私立青年学校職員、労務部員、舍監其ノ他該当工場事業場ニ於ケル職員中概メ三十歳前後ノ者ニシテ青少年労務者ヲ指導シ得ル能力アルモノニ就キ単位産業報国會長之ヲ命ズルコト

一、産業報国女子青年隊

産業報国女子青年隊組織ニ付テハ産業報国青年隊組織要綱ニ準ジ事情ニ即シ可然処置スルコト

三、関係方面トノ関係其ノ他特ニ留意スペキ事項

(一) 産業報国青年隊ハ大日本青少年団ト緊密ナル連絡ノ下ニ運営セラルベキモ産業報国青年隊ハ職場ノ実践組織ナルヲ以テ原則トシテ大日本青少年団トハ別個ノ組織ナルコト但シ私立青年学校ノ設ケアル工場事業場等ニ於ケル産業報国青年隊ハ同時ニ大日本青少年団ノ単位団タルモノトスルコト

(二) 産業報国青年隊ハ總テ単位産業報国会ノ内部組織ニシテ単位産業報國會長ノ統率ノ下ニ在ルモノナルコト

(三) 産業報国青年隊ハ隊員ヨリ産業報国会費ノ外特ニ維持費トシテノ隊費ヲ徵収セザルコト
(四) 既ニ結成ヲ了ヘタル産業報国青年隊ニシテ本通牒ノ趣旨ト矛盾スルモノアル場合ニ於テハ本通牒ノ趣旨ニ則ラシムル様適宜指導セラレタキコト

昭和十六年三月十八日一六鉱第四〇八号

〔四一一六〇〕 商工省鉱產局長、振興部長ヨリ各地方長官宛
軽金属加工工業ノ整備ニ關スル件

最近ニ於ケル軍需ノ飛躍的増大及生産拡充用需要ノ増加ニ伴ヒ民需用配給数量ヲ激減スルノ已ムナキニ至リタル結果主トシテ民需用製品ノ製作ニ從事セル業者ノ受クル影響ハ相當大ナルモノアリ之ガ打開策トシテハ中小企業ノ整理合同ヲ断行シ經營ノ合理化ヲ図ルノ外無之ト被認候処本整理統合ハ其ノ性質上當業者間ニ於テ自治的ニ之ヲ実施スルヲ適當ト被認候ニ付テハ別紙「輕金属加工工業整備要綱」ニ基キ貴聯合会所屬各工業組合内ニ於テ可然処置相成度此段及通牒候也

追而本件整理統合ニ依リ廃業ヲ餘儀ナクセラルル者ノ設備ノ大部分ハ國民更生金庫ニ於テ之ヲ買上グル予定ニ有之

尚其ノ評価ニ付テハ転廃業者資産評価中央委員会ニ於テ一般的の標準ヲ決定シ具体的ニハ転廃業者資産評価地方委員会ニ於テ決定相成筈ニ付為念申添候

輕金属加工工業整備要綱 (昭和十六年二月) (商工省鉱產局)

新興産業タル輕金属加工工業ノ整備ニ付テハ高度国防國家ノ建設ニ必要ナル生産力ノ増強、資材ノ有効利用、生活必需品ノ供給確保等ヲ圖ル為左ノ要領ニ依リ非能率工場ノ整理、企業形態ノ合理化、下請制度ノ拡充整備、生産分野ノ劃定等ヲ実施セントス

方 法

一、アルミニウム加工工業

(1) アルミニウム板製品工業關係

資本及設備ノ大ナルモノハ技術優秀ナルヲ以テ從来通事業ヲ行ハシメ特ニ高精度ヲ要スル物品及一般物品ヲ製作セシム資本及設備ノ大ナラザルモノニシテ設備及技術ノ優秀ナラザルモノハ之ヲ整理スルト共ニ設備及技術ノ優秀ナルモノハ企業

ノ合同ヲ行ハシメ一般物品ノ製作及各種下請ヲ為サシム企業
ノ合同ハ圧縮機五台、切断機一〇台以上ヲ単位トシ最寄地域

別ニ之ヲ行ハシム

(二) アルミ機械用鋳物工業関係（ダイカストヲ含ム）

(イ) 資本及設備ノ大ナルモノハ技術優秀ナルヲ以テ從来通事業

ヲ行ハシメ特ニ高精度ヲ要スル物品及一般物品ヲ製作セシム

(ロ) 資本及設備ノ大ナラザルモノニシテ設備及技術ノ優秀ナラ

ザルモノ及工業法ノ適用上事業ヲ継続セシムルコト不適当ト

認メラルモノハ之ヲ整理スルト共ニ設備及技術ノ優秀ナル

モノハ企業ノ合同ヲ行ハシメ一般物品ノ製作及各種下請ヲ為

サシム

企業ノ合同ハ熔解炉五基、工作機二台以上ヲ単位トシ最寄地

域別ニ之ヲ行ハシム但シ「ダイカスト」関係ハ関東中部及関

西ノ地域別カ或ハ内地一円ノ業者ヲ一丸トシタル会社ヲ設立

シ之ニ統合セシム

(三) アルミ器物鋳物工業関係

(イ) 資本及設備ノ大ナルモノハ技術優秀ナルヲ以テ從来通事業

ヲ行ハシム

(ロ) 資本及設備ノ大ナラザルモノニシテ設備及技術ノ優秀ナラ

ザルモノ及工場法ノ適用上事業ヲ継続セシムルコト不適當ト

認メラルモノハ整理スルト共ニ設備及技術ノ優秀ナルモノ

ハ企業ノ合同ヲ行ハシム

企業ノ合同ハ熔解炉五基、工作機二台以上ヲ単位トシ最寄地

域別ニ之ヲ行ハシム

(四) アルミ板、アルミ管棒線、アルミ箔、アルミ条及アルミ紛関

係業者ハ概ね資本及設備大ニシテ技術モ優秀ナルニ付從来通事

業ヲ行ハシム（尚将来資材其ノ他ノ関係ヨリ必要アルトキハ更
メテ整理統合ヲ行ハシムルコトトス）

(五) アルミ再生関係

アルミ再生事業ハ凡テ日本アルミニウム屑統制株式会社ノ傘下

ニ治メ同社ノ仔会社トシテ関東及関西ニ夫々再生会社ヲ設立シ

地域別ニ関係業者ノ整理統合ヲ為スコトトシ目下着々計画ヲ進

メツツアリ

二、マグネシウム加工工業

マグネシウム加工工業ハ現在軍需品ノミノ生産ニ從来シ居リ其ノ

業者数ハ少ク且之等ノ設備、技術等極メテ優秀ナルヲ以テ從来通

事業ヲ行ハシム

〔四一一六一〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官各鉱山監督局長宛
昭和十六年六月十二日職発第三七九号

学校卒業者使用制限ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ今般別紙案ノ通関係省令竝ニ告示中一部ヲ改正近ク
公布可相成見込ニ有之候条可然御了知ノ上別紙「学校卒業者使用制

限ニ関スル事務取扱要綱」（改訂）ニ依リ本制度ノ運営ニ關シ萬遺

憾ナキヲ期セラルル様致度

昭和十六年六月改訂

学校卒業者使用制限ニ関スル 府県
鉱山監督局 事務取扱要綱

厚生省職業局

(甲) 一般的注意

一、本制度ノ周知徹底ニ努メ申請セザリシ為ニ使用スルコト能ハザ

ルニ至ルガ如きコトナカラシムルヤウ充分留意スルコト
イ、「パンフレット」其ノ他印刷物ノ配布、懇談会ノ開催新聞
「ラジオ」ノ利用等ノ方法ニ依リ周知徹底ニ遺憾ナキヲ期スル

コト

ロ、工鉱関係事業タルト否トヲ問ワズ該當卒業者ヲ使用スル場合
ニ於テハ必ズ認可申請ヲ要スル義ニ付注意スルコト

ハ、学校卒業者使用制限令施行規則並ニ関係告示等ニ付改正アリ
タルトキハ特ニ留意スルコト

二、申請書ノ内容ニハ軍用資源秘密ニ觸スルモノ又ハ一般ニ発表ヲ
差控フベキ特殊ノ事情アルモノ等アルヲ以テ申請書ノ取扱主任者
ヲ定メ、申請書ハ鎖鑰アル箇所ニ格納シ其ノ秘密保持ニ注意スル
コト

事務取扱主任者ノ官職氏名ハ厚生省職業局長宛報告スルコト之ニ
異動アリタルトキ亦同ジ

(乙) 認可申請書ノ取扱

一、申請書用紙等ノ配布

イ、申請書用紙ニ「パンフレット」ハ厚生省ニ於テ作製送付スルヲ
以テ申請セントスル者ニ対シ之ヲ交付シ申請ニ際シテハ必ズ其ノ
用紙ヲ使用セシムルヤウ指示スルコト

ロ、申請書用紙ハ申請一件毎ニ三枚（陸軍又ハ海軍ヨリ副本ノ提
出ヲ求メラレ居ル工場ハ四枚、陸海軍双方ノ場合ハ五枚）宛
「パンフレット」ハ一部宛交付スルコト

二、申請書ノ受理及進達

イ、申請書ハ必ズ正本及副本二通計三通提出スペキモノナルニ付
整備セザルモノハ受付ザルコト

ロ、受付ニ際シテハ記載事項ノ整否ヲ検シ且正本ト副本トヲ対照

シ各通ノ記載ニ相違ナキヤ否ヲ確メ支障ナキトキハ各通毎ニ当
該受附欄（申請書表面下欄外※欄）ニ受附日附及番号（一般文
書収受番号ニ依ラズ申請書ノミニ付一号ヨリ通シ番号トスルコ
ト）ヲ記入シ学校卒業者使用認可申請書受附簿ニ登載スルコ
ト尚申請書表面右下欄外「※県」「※産」「※番号」欄ニハ記入
セザルコト

ハ、申請書ハ受附ノ都度直ニ其ノ正本及副本一通ヲ厚生大臣ニ進
達シ副本一通ハ申請書ノ記載内容ノ調査等ノ為府県（鉱山監
督局）ニ保管スルコト此ノ場合書類ノ進達ハ厚生省職業局長宛
親展扱トシ封皮ノ表ニハ「学卒申請」ト朱書スルコト申請書ノ
進達ハ遅クトモ八月十日迄ニ厚生省ニ全部ノ到達ヲ了スルヤウ
処理スルコト

二、申請書ノ提出期限ハ七月末日迄ニ府県（鉱山監督局）ニ到達
スルコトヲ要スルモノナルヲ以テ期限内ニ提出スル様留意セシム
ルコト

期限ヲ超エテ到達シタルモノアリタルトキハ之ヲ受理セザルコ
ト

三、申請書記載内容ノ調査及其ノ報告

イ、申請書ノ記載ニ付虚偽又ハ不正ナルモノアルトキハ認可ノ公
正ヲ害スルノミナラズ其ノ及ス所重大ナルモノアルヲ以テ調査
ハ特ニ周密ニ行ヒ苟クモ事実ニ反スル申請ヲ看過スルガ如キコ
トナキヤウ正確ヲ期スルコト尚調査ニ当ツテハ主トシテ記載内
容ノ真否等ニ重キヲ置キ軍用資源ノ機密又ハ事業ノ秘密ニ触ル
ルガ如きコトナキヤウ注意スルコト

ロ、調査ハ迅速ニ之ヲ為シ其ノ結果ハ別記様式第一号ノ調書ニ依
リ其ノ都度厚生省職業局長宛親展扱トシテ報告スルコト此ノ場

合封皮ノ表ニハ「学卒調査」ト失書スルコト

調査ノ提出ハ遅クトモ八月二十日迄ニ厚生省ニ全部ノ到達ヲ了

スルヤウ処理スルコト

ハ、様式第一号ノ調査ハ左記ニ依リ記載スルコト

1 「申請書記載事項ノ正否」欄ニハ各記載事項ニ付事実ニ反ス

ルコトナキヤ否ヤヲ調査シ不正ナルモノアルトキハ其ノ大要

ヲ記載スルコト

2 「特ニ斟酌スペキ事情」欄ニハ申請書ノ当該欄ニ記載シアル

モノニ付其ノ実情ヲ調査シ之ガ真否等ヲ記載スルコト

3 「認可ニ対スル意見」欄ニハ認可ヲ不要ト認メラル場合或

ハ大学又ハ専門学校卒業者ヲ不要ト認メラル場合等ノ如キ

モノニ付之ガ意見ヲ記載スルコト

4 「備考」欄ニハ其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト就

中労務規則関係ノ法令違反又ハ不正事実等ノアリタルモノニ

付テハ其ノ大要ヲ記載スルコト

二、在勤者中申請ノ年ノ翌年夜間授業ノ指定学校ヲ卒業スペキ者

ニ付テハ別記様式第二号ノ調査シ之ヲ當該申請書ノ

第一号調査ニ添附シ報告スルコト此ノ場合在勤者ニ於テ卒業後

引続キ勤務ノ意志ナキモノニ付テハ其ノ使用ヲ認可セザル方針

ナルヲ以テ之ガ調査ニ当リテハ在勤者本人ニ就キ正確ヲ期スル

コト

前項（ハ）及（ニ）ノ調査用紙ハ厚生省ニ於テ作製送附スルモ

ノトス

四、其ノ他

イ、鉱業法及砂鉱法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鉱山監督局長其

ノ他ノ事業ニ付テハ地方長官ヲ經由シ申請スペキモノナルニ付

申請書受附ノ際注意スルコト

口、軍ノ管理工場等ニ付テハ地方長官ヲ經由シテ申請書ヲ提出ス

ルノ外關係部隊ニ付シテモ事業主ヨリ副本一通ヲ提出セシムル

趣ニ付其ノ旨心得ラレタキコト

（丙）使用認可後ノ措置

一、指令書ノ交付

イ、認可及不認可ノ指令書ノ交付ハ地方長官（鉱山監督局長）ヲ

経由スルニ付速カニ申請人ニ交付スルコト

ロ、認可指令書ヲ交付シタルトキハ請書ヲ徵シ保管スルコト

二、認可台帳ノ作成

イ、府府県ニ於テハ認可台帳ヲ作成シ備付クルコト

ロ、府府県ニ付シテハ別途認可指令書写ヲ送付スルニ付之ニ依リ

認可台帳ニ其ノ使用ノ場所ノ名称、所在地、認可員数等ヲ記入シ置クコト

三、使用（解雇）届ノ進達

イ、認可ヲ受ケタルモノニ付シテハ卒業者ノ使用（解雇）ヲ為シタルトキ其ノ都度直チニ所定ノ様式ニ依リ使用（解雇）届ヲ提出スル様督励スルコト

使用認可ニ基キ卒業見込者ヲ其ノ卒業前ニ採用決定シタル場合ニ付テハ認可ノ条件ヲ以テ採用決定届ヲ提出セシムルコトスルヲ以テ右ト同様ニ措置スルコト（採用決定廃止シタルトキモ亦同ジ）

ロ、使用届（解雇届）ハ提出アリタル都度認可指令写ト対照シ使用ノ場所、認可員數学校程度別及学科ノ正否等其ノ内容ヲ調査

シ不備ノ点アルトキハ速カニ之ヲ整備再提出セシムルコト

ハ、使用（解雇）届ノ内容ヲ調査シ支障ナキトキハ直ニ認可台帳

二記載整理シ遲滯ナク之ヲ厚生省職業局長宛送付スルコト

四、其ノ他

イ、認可決定前ノ採用予約又ハ予約交渉等ハ本制度ノ運営上支障
尠ラザルニ付絶対之ヲ為サシメザル様措置スルコト

ロ、卒業者ノ使用認可ニ基ク就職ノ調整ハ本制度ノ運営上頗ル緊
要事ナルヲ以テ管内ニ於ケル認可工場、事業場等ニ対シ速力ニ
認可員数ノ充足ヲ講ゼシムル様関係学校當局並隣接府県等ト連
絡協調ヲ保チ其ノ円滑ヲ期スルコト

就職調整ノ具体的方法ニ關シテハ追テ指示スルモノトス

ハ、常ニ工場、事業場等ノ查察ヲ励行シ過誤ナカラシムル様留意
スルト共ニ違反行為ニ対シテハ必要ナル措置ヲ講ジ其ノ顛末ヲ
厚生大臣ニ報告スルコト

(様式 略)

〔四一一六二〕 昭和十六年六月十四日厚生省発労第三六号
厚生省労働局長ヨリ地方官宛

商店從業員ノ厚生施設ニ關スル件

商店從業員ノ人格ノ鍊磨、体力ノ増強等生活指導ニ資スル施設ト
シテ本年度ニ於テモ引続キ地方団体其ノ他ニ対シ商店道場ノ設置ヲ
獎励シ之ニ対シ國庫ヨリ補助金ヲ交付スルコトト相成候ニ付テハ別
紙設置要綱ニ依リ地方ノ実情ニ即シタル設置計画ヲ樹立シ左記事項
御了知ノ上速ニ補助金交付申請相成度此段依命及通牒候

記

二、本補助金ノ交付予定額ニ金 円ナルモ貴（道府）県ニ於テ

モ成ル可ク相当ノ額ヲ支出セラレ度コト

三、本補助金ハ道府県予算ニ計上スルコト
四、本補助金ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シ七月十日迄ニ提出スル
コト

- (一) 商店道場設置計画書
(二) 本補助金ニ關スル道府県予算書写
(別紙)

商店道場設置要綱

一、經營主体 地方団体又ハ商店福利団体

二、開設期間 大体七月ヨリ九月ニ至ル三月間但シ府県ノ事情ニ

依リ期間ヲ変更スルモ可ナルコト

三、事業種目

- (一) 商店從業員ノ教養並ニ生活指導ニ資スル為ノ「行」ヲ中心ト
スル修練

- (二) 商店從業員ノ体力ノ向上ニ資スル為ノ訓練
(三) 商店從業員ノ慰安娛樂ノ為ノ諸行事

(四) 其ノ他適當ト認ムル事項

四、施設内容 道場ハ既設ノモノヲ借用スルコトトシ指導者ヲ中心
トシテ二泊三日程度ノ集団的ナル宿泊講習生活ヲ行フモノトス

五、補助予定費目

- (一) 職員費（道場長手当、講師手当、傭人料、慰労金）
(二) 事務費（印刷費、通信運搬費、消耗品費、需用費、雜費）
(三) 設備費（借家料、諸調度及器具購入費、慰安設備）

一、本補助金ハ別紙商店道場設置要綱ニ例示スル事業種目ノ一種又
ハ數種ヲ行フ商店道場ノ經營ニ要スル経費ニ対スルモノナルコト

昭和十六年八月八日職発第五〇一号

〔四一一六三〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

中小商工業者等ノ職業転換ニ関スル件

中小商工業者ノ転廻業ヲ促進セシムル過度の方策トシテ時局産業方面ニ時間勤務又ハ隔日勤務ニ依ル集団的勤労報国隊（集団的半転職者）結成ノ状況ニ付テハ既ニ報告セラレタル向有之候処今後貴管下ニ於テ右ノ如キ方法ニ依リ転職ノ指導斡旋ニ関スル方策ヲ実施セル場合ハ其ノ斡旋状況並ニ斡旋後ニ於ケル完全転職状況、勤労報国整備要綱ノ制定等ニ関シ其ノ都度具体的ニ詳細報告相成度追テ既ニ報告済ノ向ニ在リテハ更メテ報告ニ不及候条御了知相成度為念

〔四一一六四〕 昭和十六年十月八日職発第六三八号

厚生省職業局長、厚生省労働局長ヨリ各地方長官宛

男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スペキ職種ニ関スル件

女子労務者ノ就職ニ関シテハ昭和十四年十月十六日職発第七二六号「労務動員計画実施ニ伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」通牒ニ依リ御配意ノコトト存候処現下労務需給ノ実情ニ鑑ミ女子ヲ使用シ得ル労務ニ付テハ極力女子ヲ以テ充足スルノ要有之候条別紙「男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スペキ職種」ニ該当スル職種ニ対スル求人ノ申込ニ付テハ右通牒ノ趣旨ヲ考慮ノ上特ニ女子ヲ使用セシムル様指導相成度

男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スペキ職種

（上段ノ職種名中下段ニ該当スル作業者ニ付）
之ヲ使用セシムルモノトス

◎事務者

レヂスター係事務者

商店、売店、飲食店等ニ於ケル現金ノ計算出納ニ関スル事務ニ從事スル者

整理係事務者

文書、カード、図面等ノ整理保管又ハ出納ニ関スル事務ニ從事スル者

計算係事務者

専ラ計算事務ニ從事スル者

タ イ ピ ス ト

タイプライターニ依リ文書ノ淨書ニ從事スル者

出札係事務者

各種切符ノ販売ニ從事スル者

◎鉱物、土石等ノ採取作業者

手選炭夫

主トシテ手ニ依ル石炭、亜炭ノ選別作業ニ從事スル者

○製図、現図作業者

写

手選鉱夫

主トシテ手ニ依ル鉱物ノ選別作業ニ從事スル者

○金属材料ノ製造加工業者

鑄物物芯取工

小型鋸物ノ中子製作々業ニ從事スル者

湯口作り工

鋸物ノ湯口造り作業ニ從事スル者

○機械器具ノ製造作業者

小型旋盤工

卓上旋盤並三尺程度以下ノ小型旋盤及同程度ノ小型専門工作機械ニ依ル金属加工作業ニ從事スル者（足踏式ノモノヲ除ク）

小型ボール盤工

手加減ボール盤又ハ卓上ボール盤ニ依ル孔開ケ座繰リノ作業ニ從事スル者

小型プレス工

小型プレスニ依ル小物加工業ニ從事スル者

小物薄板剪断工	小型剪断機ニ依ル小物薄板ノ剪断作業ニ 従事スル者
ラップピング工	手作業ニ依ル金属ノラップピング作業ニ從 事スル者
罐詰用製罐工	罐詰用ブリキ罐製造作業ニ従事スルモノ (手ニ依ルハンダ付ヲ除ク)
レンズ研磨準備工	レンズ研磨準備作業(皮膜掛、ヤニ付、 レンズ貼付等)ニ従事スル者
小型蔓巻バネ成型工	小型蔓巻バネノ成型作業ニ従事スル者
電球フィラメント製造工	電球用フィラメントノ巻取切断成型等ノ 製造作業ニ従事スル者
針製造工	針ノ製造作業(熱処理作業ヲ除ク)ニ從 事スル者(ミシン針製造ヲ除ク)
電線綿絹被覆工	綿糸、綿布、絹糸又ハ絹布ニ依ル電線ノ 被覆作業ニ従事スル者
電線紙巻工	紙ニ依ル電線ノ被覆作業ニ従事スル者
電線編組被覆工	綿糸、絹糸、石綿糸、針金ノ編組ニ依ル 電線被覆作業ニ従事スル者
卷線工	電氣通信機用又ハ小型電氣機械器具用ノ 線輪巻線作業ニ従事スル者
配線準備工	電氣機械器具、電氣通信機械器具ノ配線 準備作業(切断、皮剥ぎ、真綿巻キ、端子付等) ニ従事スル者
乾電池組立工	乾電池ノ組立仕上作業(炭素電極ノプレ ス成型ヲ含ム)ニ従事スル者
電球製造工	電球製造作業(バルブ洗滌ヨリ口金付迄 ヲ含ム)ニ従事スル者
真空管製造工	受信用真空管製造作業(バルブ洗滌ヨリ 口金付迄ヲ含ム)ニ従事スル者
目盛工	目盛作業ニ従事スル者(光学機械関係ヲ 除ク)
金属打刻工	小物金属マーク打作業ニ従事スル者
◎機械器具ノ仕上、組立、修繕、検査作業者	バルサム工 一バルサムニ依ルレンズ又ハプリズムノ貼

◎化学製品ノ製造作業者	自転車用ゴムタイヤ成型工 ゴム靴成型工 小物ゴム製品仕上工 防水布擬革布類塗布工 化学生品成型工 蠟燭製造工 塑型物鍛張返り取り工	電気通信機用蓄電器組立工 電気通信機用変圧器組立工 電気通信機バンク組立工 雲母剃ギ工 マイカテックス工 メツキカラゲ工 機械器具部品検査工	電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機用ノ変圧器ノ組立、仕上ノ作 業(絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機ノバンク組立作業ニ従事スル 者 合せ作業ニ従事スル者 電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機部品ノ外観検査又ハ検寸作業 ニ従事スル者(大物重量物ヲ除ク) 外観不純物ノ検査数量検査ノ作業ニ従事 スル者
窯業流込成型工	小物セロロイド製品製造工	自転車用ゴムタイヤノ成型加工作業(加 硫作業ヲ除ク)ニ従事スル者 ゴム靴、ゴム底足袋ノ成型加工作業(加 硫作業ヲ除ク)ニ従事スル者 小物ゴム製品ノ成型、加工、仕上作業ニ 従事スル者	電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機用ノ変圧器ノ組立、仕上ノ作 業(絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機ノバンク組立作業ニ従事スル 者 合せ作業ニ従事スル者 電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機部品ノ外観検査又ハ検寸作業 ニ従事スル者(大物重量物ヲ除ク) 外観不純物ノ検査数量検査ノ作業ニ従事 スル者
——	防水布擬革布類塗布工	ゴム人造レジンカゼイン系可塑物バルカ ナイズドファイバー又ハセロロイドノ塑 物ノ鍛張り返り取りノ作業ニ従事スル者	電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機用ノ変圧器ノ組立、仕上ノ作 業(絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機ノバンク組立作業ニ従事スル 者 合せ作業ニ従事スル者 電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機部品ノ外観検査又ハ検寸作業 ニ従事スル者(大物重量物ヲ除ク) 外観不純物ノ検査数量検査ノ作業ニ従事 スル者
窯業二於テ流入ニ依ル成型作業ニ従事ス ル者(セメント石綿製品ヲ除ク)	小物セロロイド製品製造工	防水布擬革布類塗布作業ニ従事スル者 樟脑、ナフタリン、化粧品、薬品等ノ压 搾成型作業ニ従事スル者	電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機用ノ変圧器ノ組立、仕上ノ作 業(絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機ノバンク組立作業ニ従事スル 者 合せ作業ニ従事スル者 電気通信機用蓄電器ノ組立仕上ノ作業 (絶縁作業ヲ除ク)ニ従事スル者 電気通信機部品ノ外観検査又ハ検寸作業 ニ従事スル者(大物重量物ヲ除ク) 外観不純物ノ検査数量検査ノ作業ニ従事 スル者

窯業小物プレス成型工

窯業小物手仕上工

石綿紡織工

石綿布縫製工

石綿布縫製工

◎紡織品製造作業者

繩ノ選別作業ニ從事スル者
麻纖維ノ手シゴキ及榆梳ノ作業ニ從事ス
ル者（梳麻ノ浸油ヲ除ク）

蚕糸ノ立繩又ハ座繩ノ作業ニ從事スル者
鼓車カラ總枠ニ蚕糸ヲ巻取ル作業ニ從事
スル者

人絹ケーツ、カラ總枠二人絹糸ヲ巻取ル
作業ニ從事スル者

原綿ノ混合作業ニ從事スル者
混毛作業ニ從事スル者（紡毛、紡績ニ於
ケル調合ヲ除ク）

打綿作業ニ從事スル者
屑繩ノ綿ヨリ混入雜物ヲトリ除ク作業ニ
從事スル者

毛ノ榆梳作業ニ從事スル者
綿ノ榆梳作業ニ從事スル者

ペニイ紡績ニ從事スル者
紡毛作業（化炭作業ヲ除ク）ニ從事スル
者

粗糸ノ統線、延線作業ニ從事スル者
精紡作業ニ從事スル者

紡糸又ハ合糸ノ作業ニ從事スル者
スル者

ガス焼工

総造工

糸返シ工

機械準備工

編物工

メリヤス編立工

織結工

紡織用木管整理工

紡織布縫合工

紡絲ポンプ嘴洗工

紡織ローラー工

紡織布ヤード掛工

煙草製造工

紡織品検査工

◎実験試験検査作業者

糸ノ纖度強伸度正量ノ検査織物ノ密度織
疵ノ検査染色ノ検査長サノ検査ノ作業ニ
從事スル者

市街電車中部車掌
乗合自動車車掌

市街電車ノ中部車掌
乗合自動車遊覽バス車掌

ガスニ依ル糸又ハ布ノ毛羽焼作業ニ從事
スル者

総作り作業ニ從事スル者（揚返シ再繰作
業ヲ除ク）

総糸ヲ箋又ハボビンニ又ハ糸ヲ各種ノ糸
巻ニ巻返ス作業ニ從事スル者

機械準備ノ為整経引通シ、糊付、緯糸取
ノ作業ニ從事スル者

メリヤス編立作業ニ從事スル者
糸ノ捻造玉締メ作業ニ從事スル者

紡績機織用各種木管ノ整理作業ニ從事ス
ル者

紡績用ローラー掃除皮貼替修理ノ作業ニ
從事スル者

紡絲ポンプノ嘴洗又ハ濾布掛作業ニ從事
スル者

紡織布ノヤード掛け曇ノ作業ニ從事スル者

紡織布ノ修正、疵取作業ニ從事スル者

踏切ノ看手

◎商業的作業者

売店売場店員——売点売場デ客ニ接シ商品ヲ販売スル作業ニ從事スル者

◎ 家事使用人

家事使人—洗濯料理掃除子守裁縫二從事スル家事使
用人

◎其ノ他ノ作業者

電 話 交 換 工 手 ————— 電話の交換作業ニ從事スル者

罐詰壩詰食料品製造ノ為メノ容器ノ洗滌二從事スル者

原料詰ノ加熱殺菌密封等ノ作業ニ從事ス
ル者

工場内ニ於ケル雜役ニ從事スル者（重作）

小使業ヲ除ク
夜勤者、留守番等ヲ除ク

受付事務ヲ含ム
受付係
預り係
品預り
付帯

案内人
内
人關係

下名所足
番人

〔四一〕一六五〕昭和十六年十二月五日一六振第八二九〇号
商工次官ヨリ各地長官宛

中小商工業再編成ニ要スル經營補助ニ関スル件

内外時局ノ緊迫化ニ鑑ミ速カニ中小商工業ノ再編成ヲ実施シ中小

商工業ノ企業体制ノ整備ヲ図ルト共ニ転廃業者ノ円滑ナル転移ヲ助成スルコト極メテ肝要ニ有之候処今般別紙「中小商工業再編成費補助要綱」ニ拠リ道府県ニ対シ中小商工業再編成ニ要スル職員設置費並ニ中小商工業ノ再編成ノ実施ニ伴ヒ転廃業ヲ余儀ナクセラルル業

者ノ共助費ニ付スル道府県補助費ニ付補助金ヲ交付スルコトト相成候条委細ハ別紙要綱ニ依リ諒承ノ上右施設ノ実績ヲ挙タル為万全ノ措置ヲ講ジ補助申請書提出相成度依命此段及通牒候也

本補助金ハ中小企業ノ再編成ヲ実施シ戰時下ニ於ケル生産拡充計画ノ遂行及國民生活ノ安定ニ資スル為別記（一）「中小商工業再編成費補助実施要綱」ニ拠り道府県ガ（一）地方職員ノ設置（二）中小商工業者ニ対スル共助費ノ補助ヲ為サントスル場合ニ於テ道

一、
補助額

(一) 地方職員ノ設置ニ付テハ別記 (二) 内示表ノ通り
(三) 中小商工業者ニ対スル共助費ノ輔助ニ付テハ寺内

県ノ申請ニ依リ予算（本年度ニ於テハ二一、二五〇人ノ四ヶ月分総額二、一二五〇〇〇円、残額八ヶ月分ハ來年度ニ於テ交付ノ見込）ノ範囲内ニ於テ交付スルモノトス

二
補明率

(二) 境内職員へ諸置ニ付テハ全額補助

(二) 中小商工業者ニ对于共助費ノ補助ニ付テハ原則トシテ別

記（一）「中小商工業再編成費補助実施要綱」ニ依ル共助費
総額ノ二分ノ一以内トシ残額ハ道府県又ハ商、工業組合等ニ

三、輔助条件’大要

(一) 補助金ハ本目的以外ニ之ヲ使用シ得ザルコト

(三) 計画又ハ予算ノ変更ニ付テハ予メ当省ノ承認ヲ受クルコト
(四) 本職員ヲ任免セントスルトキハ予メ当省ノ承認ヲ受クルコト

ムル等ノ措置ヲ講ジ事務ノ円滑化ヲ期スルコト

(五) 当省ノ命令ニ従ハザルトキ又ハ予算額ト決算額ニ差額ヲ生ジタルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベキコト

(六) 会計年度経過後遅延ナク実施状況及収支決算書ヲ別記(四)ノ様式ニ依リ当省ニ報告スルコト

四、補助金交付申請書様式

別記(三)ノ通

五、補助金交付申請書提出期限

申請書ハ昭和十七年一月末日迄ニ当省ニ到達スル様提出ノコト

「別記」

中小商工業再編成費補助実施要綱

第一 地方職員ノ設置

本職員ハ中小商工業ノ再編制ヲ適正急速ニ遂行スルト共ニ商、工業組合等ニ依ル共助施設等ニ付積極的ナル指導監督ヲ行フモノトス

第二 中小商工業者ニ対スル共助費ノ補助

一、本補助金ハ中小商工業ノ再編成ニ伴ヒ転廃業ヲ余儀ナクセラ

ルル業主ノ円滑ナル転移ヲ助成スル為商、工業組合等ガ共助ノ

精神ニ則リ転廃業者ニシテ生活困難ナル状態ニ陥ル虞アル者ニ

対シ生活費ノ一部ヲ補給セントスル場合ニ於テ其ノ共助費ノ一

部ヲ補助スルモノナルコト

二、本補助金ノ交付ヲ受ク可キ共助ノ主体ハ商業組合(聯合会ヲ

含ム)工業組合(連合会ヲ含ム)其ノ他ノ同業者団体等トス

三、本補助費ニ依ル共助ヲ受クル者ハ行政官庁ノ指導斡旋ニ依リ

転廃業ヲ為ス者ニシテ未ダ他ノ職業ニ就職シ得ザル為又ハ就職

スルモ収入減ニ因リ生活困難ナル状態ニ陥ル虞アル者トス

転廃業ニ因リ既ニ商業組合、工業組合其ノ他ノ同業者団体等ノ構成員タラザルニ至リタル者ニ対シテモ前項ニ該当スル者ニ付

テハ本補助費ニ依ル共助金交付ノ対象ト為シ得ルコト

四、本補助費ニ依ル共助金ハ商工業者共一業主当リ一ヶ年六〇〇円平均トシ其ノ半額ヲ国庫ヨリ補助スルモノナルコト但シ道府県及組合等ノ負担能力、転廃業者ノ家族員数等ニ依リ之ヲ増減スルコトヲ得ルコト

五、本補助費ニ依ル共助金ノ交付ハ一ヶ年ヲ以テ限度トスルモノナルヲ以テ之等転廃業者ノ急速円滑ナル転移ヲ促進スルコト

六、本補助費ニ依ル共助金ハ可成月毎ニ之ヲ支給セシムルコト

七、共助ニ要スル資金ハ組合等ノ収入スル配給手数料、原材料供給手数料若ハ収益ノ一部ヲ之ニ充当セシメ又ハ既存ノ積立金ノ一部ヲ取崩シ之ニ充当セシムルコト

八、本補助費ニ依ル共助金中組合等ノ負担ニ属スル金額ヲ支弁スル為必要アル場合ニ於テハ「転廃業者共助施設及共助資金利子補給要綱」ニ基キ国民更生金庫ヨリ資金ノ融通ヲ受クルコトヲ得ルコト

九、本補助金ニ依ル共助金ノ交付ヲ受クル者ノ氏名、交付金額等ヲ組合等ヨリ道府県ニ対シ報告セシムルコト

十、本要綱ハ原則トシテ昭和十六年十一月二十日以後ニ於テ共助ヲ為スモノニ限適用スルコト

「別記」(一)

中小商工業再編成地方職員設置費補助見込額内示表(略)